

## 第五章 神舞の音楽的特徴

狭野と祓川に伝承される二つの神舞の音楽的特徴について概観する。いずれの神舞も使用される楽器は太鼓・笛・カネ(スリガネ)の三種類である。本稿の対象とするのは両者とも平成一〇年一二月の奉納上演である。

神舞では太鼓とカネがリズムを受け持ち、笛が旋律を奏し、神歌が歌われる。カネは独自のリズムを受け持っているわけではなく、太鼓のリズムに合わせて打たれるだけだからここでは省略した。本稿では太鼓のリズムを中心に分析し、笛の旋律と神歌の旋律については若干程度触れることにする。

### 第一節 狭野の神舞

#### 一 はじめに

狭野の神舞は毎年一二月の第一土曜日から翌日曜日にかけて催行される。平成一〇年は一二月五日から六日朝にかけて奉納上演された。本稿はその上演をもとにした音楽部分に関する報告である。

狭野神舞で使われる楽器は前述したように太鼓と笛とカネの三種類である。太鼓は縮太鼓の皮を叩く場合とワクを叩く場合の二種類の叩き方がある。皮は太く低い音、ワクは高く軽い音がする。

カネは鉢状のカネを木の槌で叩く。神楽で使われるカネはたいていどこでもスリガネで、二枚の薄い円盤状のカネを軽く打ち合わせるか、あるいはスリ合わせるようにして鳴らすのが普通だが、ここではそうしない。カネの形状も念仏踊系統の大きく重いものである。おそらく南九州各地に分布する太鼓踊に使用されるカネとその叩き方が神楽の中に取り入れられるであろう。カネは太鼓のリズムに合わせて叩いているので、ここでは特に取りあげることはしない。

さて本稿では次のような方法で音楽、とくに太鼓のリズムを見ていくことにする。狭野神舞は大きく二つの系統に分けることができる。ひと

つは仮面をかぶらずに、舞人が一人ないしは二人、あるいはそれ以上の人數で採物を持って舞う(たいていは右手にスズを持つ)舞である。もうひとつは仮面神が登場して舞う舞である。

両者は舞の動きも音楽も明瞭に区別できるものである。そこで前者の代表として「神師(かんすい)」を、後者の代表として「金山(かなやま)」を取りあげ、まずこれらを詳細に見ていく。前者の代表として「神師」を取りあげたのは、一二月の例年の伊勢講神楽としての奉納上演だけでなく、狭野神社の元始祭にも奉納されるなど、狭野神舞の中核とされているからである。

そのあとに、以上の二つの舞を基準にしながらか全曲を簡単に見ていく。笛はなかなか聞き取りがたいので、採譜は二つしかできなかった。楽譜に示した採譜は太鼓にしても笛にしてもリズムや旋律の骨格のみを示した。太鼓の場合は上向き(ワクウチ(杵打ち))を、下向き(ワクウチ(杵打ち))を、通常の皮を叩く音を示した。

#### 二 神師(かんすい)

全体は二三分ほどを要し、二つの部分に分かれる。まず四人で舞う前半部分が七分ほど、次に二人で舞う後半部分が六分ほどを要する。後半は舞揚げないしは舞納めとしての舞である。四人の舞人の衣裳は白衣に青袴、白笠、白足袋、右手にスズを、左手に刀を持つ。

構成図を見ながら音楽を見ていく。太鼓の連打で入場し、祭壇に向かって横一列になつて着坐、立ちあがったところから時間をカウントした。以下、動いている中でのカウントなので正確ではない。構成図(1)は奏楽とともに立ちあがつて舞い始めたところ。この部分を楽譜1に採譜した。これをAとして構成図に記入した。ワク打ちの伴奏に乗って笛が明瞭な旋律を吹く。ゆったりしたテンポで四人は祭壇に向かって左手の刀を前後させ、右手のスズを鳴らしながらゆっくり前進する。途中で二度腰を落とす場面がある。

祭壇の前まで進むと、向きを変えて入口に向かってゆっくり進む。これが構成図(2)。伴奏はなおもA(楽譜1)が続いている。ここでも途中で腰を落とす場面が二度ある。

もとの位置に戻ると、再度祭壇に向き直って進む。構成図(3)。ここか

ら伴奏は楽譜2に変わる。構成図にはBと記入した。太鼓の皮を叩く単純な二拍子のリズムだが、第一拍目と第二拍目のそれぞれ裏にアクセントがついているので、変則的な感じを与える。舞の動きが変わって大振りになる。刀の動かし方もこれまでより大きくなる。この場面の最後ではほとんど太鼓の連打に近いリズムが聞こえてくる。あとで出てくる楽譜3(C)のリズムを崩したような、連打にアクセントをつけただけのようなりズムに変わって構成図(4)の隊形に変化する。

構成図(4)は舞人が立ったまま互いに向き合った形。刀を両手で持つて正眼に構えている。その形で一回目の神歌をオンズ(音頭)がまず唱え、続いて全員が唱和する。神歌の間は太鼓が低く連打される。神歌の歌詞もメロディーも聞き取ることができない。

神歌① 清山に 我が引かしめは 金がしめ 小金の御しめ  
越えて増します

神歌が終わると一度その場に腰をおろす仕草があつて、隊形は構成図(5)に移動する。そして冒頭と同じA(楽譜1)による舞となる。以下、同じことがくり返される。

前進して逆向きになったのが構成図(6)。もとの位置に戻って構成図(7)の隊形をとると、B(楽譜2)のリズムの伴奏になる。そして構成図(8)の隊形となつて二度目の神歌が唱えられる。構成図(8)は前回の神歌の隊形、すなわち構成図(4)と比べると、舞人の位置がひとつずつ時計方向にずれている。

神歌② 面白や 天の岩戸の其の神は 忘れて明かす  
秋の夜の月

こうして同じことが位置を変えながらくり返されて、四回目の神歌が構成図(16)の形で唱えられる。

神歌③ この程は 立て置き願の 今成就 今こそ解くれ  
神の御心もや

神歌④ 君が代は 限りはあらじ 永浜の 真砂の数に  
四方やおとらじ

ここまでの舞は四回の神歌を中心として、その前に神歌を引き出すための舞が置かれて見ることが出来る。次のように図示してみるとそれがはつきりする。

- I 構成図(1)(2)(3)と構成図(4)の神歌①番
- II 構成図(5)(6)(7)と構成図(8)の神歌②番
- III 構成図(9)(10)(11)と構成図(12)の神歌③番
- IV 構成図(1)(2)(3)と構成図(16)の神歌④番

ここまでは第一部の前半で、以下は第一部の後半になる。

神歌④が終わると構成図(17)(18)のように、まず時計と逆にまわり、次に時計方向にまわつて構成図(19)を作る。この間はB(楽譜2)が伴奏している。以下、B(楽譜2)による伴奏が続く。

構成図(19)以下では、舞人の位置がひとつずつ時計方向にずれながら隊形を変えていく。構成図(23)で元の位置に戻つて、その場に腰をおろす。

まもなく立ちあがり、今度は右手で刀の穂先を、左手で柄を持ち、五回目の神歌を歌いながらゆっくりと構成図(24)に示した方向(時計廻り)に動く。一周したところで左手を柄から離して右手のみで穂先を持つ。さらに一周したところで神歌が終わる。この神歌の間は太鼓は低い連打が続くが、時々強いアクセントのついた音が聞こえる。

神歌⑤ 剣とる おのこは是れに 成就囃や 心固に 剣とらす

神歌が終わると、構成図は(24)と同じままの(25)になる。右手に持った穂先はそのままで、再び左手で刀の柄を持ち、これを上下に大きく動かしながらの舞となる。まず時計方向にまわり、しばらくして逆にまわる。

伴奏はテンポの遅いC(楽譜3)。楽譜3は前打音のついたリズムと連打の組合せで三拍子として採譜したが、連打部分は伸縮するので、正確な三拍子というわけではない。楽譜3に示したようにだいたい三種類の打ち方が聞こえてくる。

構成図(26)の位置に戻ると伴奏リズムのC(楽譜3)は早くなり、舞も活潑となる。刀の持ち方は前と同じ。構成図(29)まで舞人の位置をずらしな

がら一巡する。テンポのよいC(楽譜3)が奏されている。

構成図(30)で元の位置に戻る。今度はC(楽譜3)のテンポが遅くなり、左手を刀の穂先から離し、刀の柄を右手で持ち、刀を大きく振りながらゆっくりとまず時計方向にまわり、次に逆にまわる。

構成図(31)の位置に戻ってその場に腰を下ろし、膝を着いた姿勢のまま、掛け声とともに右手の刀を大きく振りまわして移動。そして着坐して構成図(32)になる。同様にして時計方向に次々と舞人の位置をずらしながら一周する。太鼓は連打をしながらD(楽譜4)のリズムを強いアクセントをつけて叩く。連続して楽譜4が打たれるのでなく、連打を交えるのでかなり採譜しにくい。しかもリズム形も一定しない。楽譜4に示した三種類が適当に交錯して打たれていると考えてよい。

一周したところで構成図(35)となり、B(楽譜2)で舞う。しばらく舞ってその場に坐る。これが構成図(36)。これで第一部の後半が終了。

続いて第二部。横一列に並んだ舞人のうち、外側の二人が左右の隅に控え、残る二人の二人舞となる。楽譜1(A)でしばらく舞ったあと楽譜2(B)による舞となり、これもしばらく舞ってから早いテンポの楽譜3(C)による舞があつて、最後は楽譜2(B)の舞に戻って終了。着坐・拝礼して退場する。

### 三 金山(かなやま)

鬼神面による一人舞。派手な狩衣に袴、黒足袋、右手に扇、左手に房のついた杖棒を持って登場。登場の楽は楽譜5。ゆっくりとしたテンポの楽譜5に乗って入場するとすぐに舞い始める。楽譜5は単純な二拍子で、細かい音符は即興によつてかなり自由に変化する。楽譜5には四つの変化形を示しておいた。これらが適当に混ざり合つて奏されていると考えればよい。この楽譜5に乗って笛は楽譜6を奏するが、よく聞き取れない。だいたいこういう旋律を吹いている。

鬼神面は右手と右足、左手と左足を同時に出しながら時計方向に舞場を二回まわつて、中央にて祭壇を向いて立ち止まる。立ったままの姿勢で右手の扇を高くかざし、次に左手の杖棒を高くかざす仕草がある。終わるとまたゆっくり舞場をまわつて中央にて祭壇を向いて立ち止まる。今度は唱教を唱える。この間は奏楽は停止。

続いて以上と同じことをもう一度やる。つまり二周して立ち止まり、再度二周して唱教(二度目)となる。二度目の唱教が終わると二周して、今度は入口の、祭壇に向かって右側の隅で止まり、膝を突いて両手をつく仕草を二度ないし三度し、その反動で後にひっくり返る仕草(後ろには返らない)をする。この時の太鼓は楽譜5ではなく、連打主体の変則的な打ち方に変わる。

これが終わると立ちあがつて二周、今度は入口左側の隅にて同じことをする。こうして同じことをさらに祭壇脇の左側でし、次に右側でする。つまり四隅で同じことをしてから二周して終了となる。一貫して楽譜5のリズムと楽譜6の笛が奏される。全体で約一四分を要する。

### 四 各舞曲の音楽

#### (一)宮入(破魔下り)

まず狭野神社本殿にて祭典が行われる。ここでの祭典の音楽には雅楽で使用される箏と笛が用いられる。神を降ろすときはすべての明かりが消される。祭典が終わると、神様を舞場までお連れする行列の行進が始まる。道中のはじめのうちは雅楽の箏と笛が鳴らされるが、そのあとは行列の中の太鼓が叩かれる。太鼓は前後二人の人物が担ぐ竿に吊るされている。それを脇から神官が叩く。ゆっくりとした楽譜7が打たれるが、ワク打ちも混じる。楽譜7は八分の三拍子で取ったが、八分の六拍子と考えてもよい。神歌を歌いながらの長い行列が続く。

#### (二)舞庭神事

舞場に着くと、箏と笛が鳴らされるが、献饌の間はこれに楽譜3の太鼓のリズムが加わる。まもなく祝詞奏上があつて玉串奉奠へと続く間は奏楽はない。

#### (三)太鼓之事

神官による拝礼があつて太鼓の連打から流し打ち(ゆっくりとした連打から次第に早くなる奏法)。太鼓の打ち手が長い唱教を唱える。この間は奏

楽なし。唱教が終わると再び太鼓の流し打ちで終了。

#### (四) 一番舞

子供二人による舞。白衣に白袴、白笠、白足袋、右手にスズ、左手に扇を持って登場。入場すると着坐・拝礼。舞が始まって全体で約九分ほどを要する。三つの部分に分かれる。まず楽譜8の太鼓に促されて立ちあがる。これは単純な二拍子だが、単位となるフレーズが三つほどあるので、それをabcで示しておいた。移動しながら四方に位置を変えて二度舞う。扇は閉じたまま。ここまでは第一部。

続いて第二部で、リズムは楽譜9に変わる。ワク打ちの乾いた音。楽譜1の笛の旋律も吹かれる。楽譜9は楽譜1の太鼓と基本的に同じである。扇を開き、右手を強く振ってスズの音を出す。舞っている最中に楽屋が神歌「青きもの 青木青土青柳……」を歌う。しばらくして舞手は位置を変え、第二の神歌が歌われる。このようにして第四の神歌まで歌われて第二部が終わる。

第三部はしめくくりの部分。はじめの楽譜8のリズムに戻って四方を舞って終了。

最初に歌われる神歌を楽譜10に採譜した。四つの神歌は同じ旋律だが、いずれも歌詞の終わりが聞き取りにくい。歌詞は次のようになっている。

第一の神歌 青きもの青木青土青柳 谷の小笹や峰の若松や

第二の神歌 白きもの白木白土白鷺の 越後の兔や嶽々の雪や

第三の神歌 赤きもの赤木赤土赤いたち 盆には朱の菓子海老の盛  
とや

第四の神歌 黒きもの黒木黒土黒烏 春の焼野にやくまやうずらや

本田安次の報告〔本田安次著作集〕第三巻〕にこの歌詞が載せられている。本田報告では「黒きもの」が一番で以下はこの通り。全部で六首が載せられているが、ここではそのうちの四つが歌われている。楽譜10は流麗な美しい旋律になっている。途中に「ヤンハーヤハ」のハヤシ詞がはいっているのが特徴。楽譜10では最後に「みねのワーツヤ」としか聞き取ることができない。以下の三つもまったく同じで、この部分の節回しの伝承が失われたためにこうした歌い方になっているものと思われる。

#### (五) 神師

前述したので省略する。

#### (六) 飛出(とびで)

飛出面をかぶった仮面神の一人舞。黒い狩衣、白袴、赤いタスキ、黒足袋、右手に扇、左手に杖棒を持って、入口ではなく正面祭壇下から登場。楽譜5のリズムの上に楽譜6の笛が奏される。登場して舞場を一周したところで唱教。以下、ゆっくり舞場を舞ながら何度かまわって終了。

#### (七) 地割

二人舞。舞人の衣裳は青い嚙矢模様の着物に同じ模様の袴、同じ模様の脚絆、白足袋、白ハチマキ、赤い腰帯、右手にスズ、左手に帯を持って登場。全体は三五分ほどかかり、四つの部分から成る。狭野神舞の中では長大な舞である。

入場すると楽譜1の太鼓と笛の伴奏で舞い始める。続いて楽譜2のリズムが出る。しばらく舞って着坐。ここまでは第一部で舞の序に当たる。第二部は左手に持っていた帯を両手で持って舞う。まず楽譜1で舞い始め、しばらくして楽譜2になる。楽譜1と楽譜2の交替で舞ったあと、太鼓のリズムは活潑な楽譜11になる。これは楽譜5の変形(早くしたものと)と見ることもできる。舞も掛け声をかけながらの躍動的な動きになる。帯を捧げ持ったり振りまわしたりする仕草がある。楽譜11はaのようにもbのようにも打たれる。しばらく舞って楽譜2のリズムに戻り、帯をまとめて左手に持つ。

まもなく二人は並んで右膝を着いて腰を下ろす。リズムは楽譜12に変わる。移動しては四方で右膝を着く姿勢を取る。一巡すると両手で帯を持って兎飛びの動作となり、立ち上がって楽譜8aのリズムで帯を大きく左右に動かす。続いてまた活潑な楽譜11が出て、二人は帯を互いに持ち合せて曲芸的な仕草をする。そして着坐。

次は第三部。着坐している舞人のタスキの背中に赤い御幣を付ける。弓と二本の矢が運び込まれる。右手にスズ、左手に弓と二本の矢を持って連打で立ち上がる。まず楽譜1と楽譜2による舞。しばらく舞って着坐、今度は弓を左手に、二本の矢を右手に持って立ちあがる。楽譜1と

楽譜2の伴奏で舞ったあと、楽譜11の活潑な舞となる。しばらくして楽譜2に戻って着坐。

次は楽譜12のリズムが出る。弓と矢を左手に持ち、四方を巡って右膝を突く。一巡すると弓と矢を両手に捧げ持って兎飛びで左右に移動してから立ち上がり、楽譜8aでゆっくり舞う。まもなく楽譜11が出て二人は弓をお互いに持ち合った形で隊形変化をくり返す。曲芸的な動作が続く。しばらくして楽譜2になってこの場面は終了。

次は第四部。オンスの一人舞。左手に矢四本を持ち、右手にスズを持って楽譜1で立ちあがる。スズを鳴らしながら舞ってから楽譜2が出る。しばらく舞って着坐し、今度は両手に矢を二本づつ持って舞う。これもまず楽譜1、次に楽譜2が伴奏する。しばらくしてまた着坐し、今度は両手に持った矢を逆向きにして立ち上がる。伴奏は楽譜11の活潑なリズムに変わる。立ちあがってしばらく舞ったあと、膝歩きの姿勢になる。この形で四方を巡り、四隅に矢を一本ずつ置いてまわる。置き終わったところで終了。着坐・拝礼して退場。

#### (八) 金山

前述したので省略する。

#### (九) 志目(しめ)

女面による仮面神の一人舞。ほおかむりをし、白い着物の上にグレーの狩衣を着、笠をかぶり、赤い帯、白足袋という装束。右手に扇を開いて持ち、その扇を持った右手と何も持たない左手を胸の帯のところに置いて舞場をゆっくりまわる。楽譜5の太鼓のリズムに乗って楽譜6の笛が奏される。一貫してこの奏楽。舞場を時計方向に何度かまわるが、途中二回、神歌を唱える。神歌の間は奏楽は停止。ゆっくりまわるほかに舞らしき動きはない。約一〇分ほどで退場。

#### (十) 高弊(たかへい)

黒い面による仮面神の一人舞。ほおかむりをし、白い袴の上に薄桃色の狩衣を着、笠をかぶり、赤い帯、白足袋という装束。仮面と狩衣を除けば「志目」とほぼ同じでたち。右手に開いた扇、左手に高弊(二片ぐら)の棒の先に白い御幣を付けている)を持つ。楽譜5と楽譜6の合奏を伴

奏に登場し、そのままゆっくり舞場を時計方向にまわる。途中三回、祭壇前で立ち止まって唱教を唱える。唱教を唱える前に右手の扇を大きく動かす仕草がある。唱教の間は奏楽は停止。約一〇分ほどで退場。

#### (一一) 四ツの事(よつこと)

これまでに出てきた仮面神四人の舞。楽譜5と楽譜6の合奏に乗ってまず飛出、次に金山、次に志目、最後に高弊が登場する。持ち物も前出の時と同じ。奏楽は一貫して楽譜5と6の合奏。ゆっくり時計方向に、右手と右足、左手と左足を出しながらまわる。途中で飛出が祭壇前にて唱教を唱えるが、この間も奏楽は続き、他の仮面神はそのまままわっている。しばらくして金山も唱教を唱えるが、他の仮面神はまわっている。何回か舞場をまわって金山と飛出が退場、しばらくして志目も退場。残った金山と高弊は中央にて座って何かやり取りをする。この間も奏楽は続いている。まもなく立ち上がって金山が退場し、続いて志目が退場する。約二〇分ほどを要する。

#### (一二) 花舞

子供たち一二人による舞。全員が白衣、白袴、白足袋、白笠、右手にスズ、左手に御幣の付いた榊の枝を持っている。入場して横二列になって着坐、拝礼して立ち上がる。まず楽譜1による舞。スズでリズムを取りながら舞う。

しばらくして掛け声をかけながら、楽譜3のリズムで二列横隊のまま横飛びの形で前進後退をくり返し、次に舞場を一行となって駆け足で廻り始める。以上のような、横隊のまま横飛びで前進後退、そして一列で駆け足でまわるという動作を四方でくり返す。奏楽は楽譜3とその変形。自分してから丸く輪になって全員が腰をおろす。右膝をついて持ち物を置き、両手を揃えて前に出して上下させる仕草がある。伴奏はゆっくりとした楽譜3。しばらくして立ち上がり、掛け声をかけながら丸くなつたまま、その場で軽く跳躍する動作、続いて隣と手を結びあつて左右へまわる。まわりながら輪が小さくなり、渦を巻く。すぐに渦がほどけ、今度は後ろ向きに手を取り合う形になって輪のまま左右にまわる。隊形変化の面白さを見せる場面である。楽譜3が緩急をつけながら伴奏している。隊形変化を何度かくり返し、最後は二列横隊に戻り、持ち物を取っ

で着坐・拝礼する。そして退場。これも二〇分ほどかかる。

### (二三) 箕舞(みのまい)

杵舞(さねまい)と箕舞(みのまい)の二つの部分から成る。まず八人の大人による杵舞。白衣に青袴、白足袋、白笠、右手にスズ、左手に杵を持つて登場。二列横隊に並んで着坐。楽譜1に促されて立ち上がり、そのまま左手の杵を前に捧げ持ち、右手のスズを鳴らして舞い始める。しばらくして舞が変わり、伴奏は楽譜2になり、すぐに楽譜3が出て舞のテンポが早くなる。掛け声とともに杵を突く仕草があつて、この部分は楽譜12。次に駆け足で丸く輪になる。この部分は楽譜3。以上の二列横隊のまま掛け声とともに杵を突く仕草から丸く輪になる部分が四方でくり返される。

次にまた最初の位置で二列横隊になつて、今度は杵を両手に抱えて飛びで前進後退をして駆け足で丸く輪になる。これは楽譜3の伴奏。これが四方で位置を変えてくり返される。

次は二列の横隊が祭壇前と入口前に一列ずつ分かれ、杵を両手に抱えて横飛びに前進後退して交差する。そして丸く輪を作る。伴奏は楽譜3。これが四方で位置を変えてくり返される。

元の位置に戻ると二列横隊になつて楽譜2で着坐。楽譜13の遅いテンポで立ち上がり、右手の杵を杖のように突いて左手を後ろ腰にまわす仕草をする。これを四回くり返すと、テンポの早い楽譜13に乗って杵を大きく振り回しながら前進し、そのまま輪になる。以上を四方で位置を変えてくり返す。そしてもとの位置にもどつて着坐。

今度は杵を置いて、中央にて丸くなり、右膝をついて両手を揃えて上下させる。しばらくして立ちあがり、テンポの早い楽譜13の伴奏で手をつなぎあつて隊形変化をくり返す。楽譜3のリズムも出る。同じような場面は「花舞」にもある。まもなくもとの位置に戻つて二列横隊となつてしばらく舞つてそのままの形で着坐終了。

今舞つた舞人が着坐している中へ箕をかぶつた二人(少年)が登場する。ここから箕舞となる。白衣に朱色の狩衣を着、箕をかぶっている。一列で入場して楽譜13の遅いテンポに乗つて、両手を同時に上げ下げしてステップを踏む感じで行進する。祭壇の前まで行つて着坐。そのままの姿勢で、奏楽はゆっくりとした楽譜3。まもなく二人は立ちあがり、大人三

人が肩に組んだ杵の上に乗る。これが二組できる。伴奏は遅いテンポの楽譜3に変わる。杵の上で箕をしばし振つてから、箕の中に紙吹雪を入れてこれを撒く。散華の光景を思わせる。終わると箕をかぶつて降りる。最後は杵四人と箕二人で少し舞つて終了。全体で三〇分ほどを要する。

### (二四) 踏剣(ふみつるぎ)

二人舞。全体は四部分に分かれ、後半が剣舞になる。四〇分を越える長大な舞。青い嚙矢模様の着物に同じ模様の袴、同じ模様の脚絆に白足袋、白ハチマキ、赤い腰帯、右手にスズ、左手に帯を持つて登場。入場して着坐。楽屋からの唱教があつてから立ちあがる。伴奏はまず楽譜1。まもなく楽譜15に変わる。楽譜で見ると限りは単純な二拍子だが、実際は微妙に拍がずれている。おそらく楽譜2が打ち手のクセによつてこのように打たれているものと思われる。しばらくして着坐。ここまですべて第一部で舞の序に当たる。

着坐して持つていた帯を前に拡げる。楽譜1に促されて帯を両手に取つて立ち上がり、そのまま舞い始める。続いて楽譜14が出、以下楽譜1と楽譜14の交替で舞が進む。まもなくテンポの早い楽譜3が出て、舞も活潑になつて帯を振りまわしたりする。しばらくこの活潑な舞が続くと、立つた位置でゆっくりと回転し、その場に膝をつく。奏楽は楽譜14。この膝をつく形を四方でやつてから、奏楽は楽譜3の早いテンポになつて、二人は互いの帯を持ち合つて隊形をいろいろ変える。しばらくして着坐。ここまですべて第二部。

ここから第三部。着坐している二人は今まで持つていた帯をタスキにする。別の人が出てきて背中に赤い弊を付ける。刀が運ばれてくる。第三部は剣の舞である。右手にスズ、左手に刀を持つて楽譜1で立ちあがる。すぐに楽譜14になり、まもなく楽譜3の早いテンポによる活潑な舞になる。当分舞つてから着坐。

次は第四部。着坐している二人の間に子供が登場。子供の衣裳は上が模様のついた白衣で下は嚙矢模様の袴に同じ模様の脚絆、白足袋、青いタスキ、白ハチマキ、赤い腰帯、両手に棒を持つて入場して祭壇の前まで力強い楽譜16の伴奏で進む。まもなく大人二人も加わり、楽譜16がハイテンポとなり、刀を大きく振りまわす。これが四方を巡つて舞われる。それから着坐。

まもなく子供だけが祭壇の前に進み出て、持っている棒をゆっくり大きく差し上げる動作をする。伴奏はゆっくりとした楽譜3。これが終わると子供は隅に控え、大人二人による刀を振りあげる曲芸的な舞になる。伴奏は楽譜16。以上のことを逆向きになつてもう一度やる。そして祭壇を向いて大人二人が着坐。次は大人二人の間に子供を挟み、子供が両手に刀の穂先を持って三人で舞う。掛け声をかけて前進後退を繰り返す、穂先を持ったまま子供は後ろ向きに転がる。見ていてハラハラさせられる場面である。伴奏は楽譜3の変形の二拍子の連打。これを位置を変えて四方でやる。最後に三人で着坐・拝礼して終了。

### (二五)長刀(なぎなた)

一人舞。三部に分かれ、四〇分近くかかる長大な舞。青い嚙矢模様の着物と袴を着、同じ模様の脚絆に白足袋、白ハチマキ、赤い腰帯、右手にスズ、左手に帯を持って登場。楽譜1で舞い始める。しばらくして楽譜2の変形である楽譜15。しばらく舞ってから着坐。ここまですが第一部で序の舞。

次は第二部。着坐して帯を前に広げる。スズを置いて帯を両手に持ち、楽譜1に促されて立ち上がって舞い始める。続いて楽譜15。楽譜1と楽譜16の交替の伴奏で舞が続く。当分してから早いテンポの楽譜3による活潑な舞になる。帯を振りまわしたりしてひとしきり舞ってから、帯をまとめて左手に持ち、右膝を着く。この部分の伴奏は楽譜12。腰を下ろしたままの兎飛びによる移動もある。まもなく立ちあがって楽譜16が出て、しばらく舞って着坐。ここまですが第二部。

着坐して帯をタスキにかけ、タスキの後ろに赤い弊を付ける。立ち上がって祭壇前にて祭壇を背にして立つ。そこへもう一人の舞人が長刀を持って登場して向き合う。もう一人の舞人は白衣に青袴、赤いタスキ(赤い弊が後ろに付いている)、白足袋、白ハチマキ、左手に長刀を持っている。二人は向き合って構えを取って長刀が渡される。もう一人はそれだけで退場。

ここから第三部。長刀を受け取って元の位置に戻って立つ。楽譜1にて舞い始める。右手にスズ、左手に長刀を持っている。楽譜1のあとと楽譜15が出る。しばらくしていったん着坐する。早い楽譜3に乗って活潑に舞い始める。長刀を大きく振りまわす。長刀を両手で持ったまま頭か

ら回転する仕草もある。楽譜15で元の位置に戻って着坐・拝礼して終了。

### (二六)臣下(しんか)

祓川神舞の「田の神舞」に相当。黒い面をかぶり腰の曲がった仮面神の一人舞。ほかかむりをし、黒い着物を着、黒足袋、赤い腰帯(帯の端を前に垂らしている)、背中に杓子を差し、右手にスズ、左手にスリコギを持って登場。快適な楽譜17のリズムに乗って登場。駆けるような横歩きで舞場をまわる。祭壇前にて唱教を唱えるが、この間は奏楽は停止。唱教が終わるとまた舞場をまわり、観客に対しておどけた仕草をしてみせて笑わせる。楽譜17のaとbが入れ交じって打たれる。付点のついたはずむようなリズムと二拍子と三拍子の交替が交替する、躍動感あふれる見事なリズムである。

### (二七)一人劔(ひとりこるぎ)

一人舞。青い嚙矢模様の上衣と袴、同じ模様の脚絆、白足袋、白ハチマキ、赤い帯、右手にスズ、左手に帯(輪にしている)を持って登場。全体は三つの部分に分けられ、三五分ほどかかる。入場して着坐・拝礼し、楽譜1の奏楽に促されて立ちあがる。そのまま舞い始める。まもなく楽譜2。しばらくして着坐。ここまですが舞の序で第一部に当たる。

次は第二部で帯舞。着坐して左手の帯を目の前に広げる。楽譜1に乗ってこの帯を両手に持って立ち上がる。以下楽譜1と楽譜2の交替による伴奏で舞が進行する。まもなく楽譜3によるテンポの早い躍動的な舞になる。掛け声をかけて帯の先端を高く振りまわす仕草もある。四方を巡ってから楽譜2に戻って、右膝を着いて腰をおろす。次は楽譜14に乗った舞。右膝を着いて腰を下ろす姿勢を四方でやってから、両手に帯を持ったまま兎飛びの姿勢で移動する。そして立ち上がって楽譜8aに変わる。しばらくして楽譜2による舞があつて着坐。

次は第三部の劔舞。着坐して、持っていた帯をタスキにかけ、背中には赤い御幣を付ける。左手に刀、右手にスズを持って楽譜1に促されて立ち上がって舞い始める。しばらくして楽譜2による舞になつて、当分して一旦着坐する。再度楽譜1に乗って立ち上がって舞い始める。続いて楽譜2。以下楽譜1と楽譜2による舞がくり返される。当分舞ってか

今度は刀を右手に持ち替えて、楽譜13のまずゆっくりしたテンポのリズムに乗って立ち上がる。次第にテンポが早くなるのに従って舞も活潑で勇壮になる。刀を振りまわしながら四方をまわって一旦着坐する。

次に刀の穂先を右手で持つて舞う。穂先を持ったまま振りまわしたりする。先ほどよりも曲芸的な動作の舞である。太鼓はずつと楽譜13で、遅くなったり早くなったりして伴奏する。当分してまた着坐。

次は刀の剣の部分の部分を両手で持つ舞。伴奏はやはり楽譜13。両手に捧げ持った形で頭から転がる動作もある。激しい舞が終わると、楽譜2による短い舞があつて終了。

### (一八) 御笠舞(みかさまい)

楽譜5に乗って女面の仮面神(御笠神)が登場。白い着物と袴、その上に黒い狩衣を着、赤い腰帯、白足袋、右手に開いた扇、左手に房の付いた棒を持つている。楽譜5で登場すると楽譜6の笛も奏される。ひとまわりして祭壇前にて唱教。この間は奏楽は停止。終わると楽譜5と楽譜6の合奏に乗ってゆっくり舞い始める。しばらくしてまた唱教。全部で六回の唱教を唱えて退場する。伴奏のリズムは一貫して楽譜5。三〇分ほどかかる。

### (一九) 本剣(ほんつるぎ)

一人舞。「二人剣」と同じ構成で四〇分ほどかかる長い舞。赤い嚙矢模様の着物に同じ模様の袴と赤い腰帯、脚絆、白足袋、白ハチマキ、右手にスズと左手に丸く輪にした帯を持つて登場。着坐して楽譜1に乗って立ち上がって舞い始める。しばらくして楽譜2。そして着坐。ここまでは序に当たる第一部。

第二部は帯を両手に持つて舞う。楽譜1に促されて立ち上がり、両手に帯を捧げ持つ形で舞う。楽譜1と楽譜2が交替する。しばらくして楽譜3によるテンポの早い活潑な舞になる。楽譜2による短い動きがあつたあと、右膝を着く動作がある。この部分は楽譜14による伴奏。そして着坐。

第三部は二本の刀を持つて舞う。さきほど持つていた帯をタスキにかけ、赤い御幣を背中に吊るす。楽譜1によって立ち上がって舞い始める。まもなく楽譜2。一旦着坐して、再度楽譜1にて立ち上がる。まもなく

楽譜2。以下同じように楽譜1と楽譜2の交替による舞が続く。

当分して左膝をつく姿勢があつて、今度は楽譜13による舞。テンポが次第に早くなり、両手の刀を振り回すなどの曲芸的な動きが主体になる。四方を巡ってからまた左膝を着く姿勢。今度は両手の刀の柄を逆手に持つ。楽譜13の緩急あるテンポに乗って二本の刀を振りまわすなど、ハラハラするような動作をする。太鼓のリズムの急テンポの部分では楽譜3が混じる。

当分してまた左膝を着く姿勢になる。次は刀の刃の部分を持つ舞。楽譜3の伴奏。両手にそれぞれ刀を持ったまま後ろから回転して転がる動作もある。楽譜3と楽譜13が交替で出る。最後は楽譜2による舞で終了。着坐・拝礼して退場。

### (二〇) 住吉

仮面神(住吉神)の一人舞。茶色模様の羽織に青袴、白足袋、右手に開いた扇、左手に杖棒を持つ。楽譜5のリズムで登場し、そのまま舞場をまわる。祭壇前にて唱教。この間は奏楽は停止。以下、舞場をまわつては停止して唱教をくり返す。唱教は全部で五回唱えられる。楽譜5のリズムで退場して終了。二〇分ほどを要する。

### (二一) 龍蔵(りゅうざう)

仮面神(龍蔵神)の一人舞。黒い羽織に白袴、赤い腰帯、白足袋、右手に扇、左手に杖棒を持つ。楽譜5のリズムで登場し、そのまま舞場をまわる。祭壇を向いて停止し唱教。この間は奏楽は停止。以下、舞場をまわつては停止して唱教をくり返す。唱教は全部で八回唱えられる。楽譜5のリズムで退場して終了。直前の「住吉」と同じ構成。二〇分ほどを要する。

### (二二) 小房(こふさ)

二人舞。緑色の嚙矢模様の着物と同じ模様の袴と脚絆、同じ色の腰帯、白足袋、笠をかぶり、右手にスズ、左手に弊二本を持つている。二〇分ほどかかる。入場して着坐、楽譜1に促されて立ち上がって舞い始める。まもなくして楽譜2。しばらくして着坐。ここまでは舞の序に当たる。立ち上がって弊を両手に持つて唱教。唱教の間は奏楽停止。唱教が終



わると楽譜1にて舞い始める。まもなく楽屋が楽譜10の神歌を歌う。しばらくして楽譜2となる。そして楽譜1に戻る。しばらくして楽譜2。以下楽譜1と楽譜2の交替による舞をくり返す。

当分してから着坐。再度楽譜1によって立ち上がって舞い始める。まもなく楽屋から楽譜10の神歌が歌われる。続いて楽譜2。以下、楽譜1の舞の途中で神歌が歌われ楽譜2の舞に移るといふ流れが二回くり返される。

当分して楽譜14のリズムが出てすぐ楽譜2に戻る。この時は両手に持った二本の弊を高く掲げて舞場をまわる。次の同じリズムで今度は二本の弊を十字形にして左手に持って舞う。次に右手に持って舞う。次に二本の弊を両手で平行に持って掲げるなどの仕草がある。最後は楽譜2で舞って着坐。拝礼して終了。

### (二二) 鉾舞(ほこまい)

楽譜5のリズムで仮面神が登場。烏帽子をかぶり、茶色系の狩衣に白袴、白足袋、右手に開いた扇、左手に鉾を持つている。入場して舞場をまわって祭壇前にて唱教を唱える。この間は奏樂は停止。以下、まわって祭壇前にて唱教、という形を繰り返し、唱教は全部で五回唱えられる。一五分ほどを要する。

### (二四) 柴荒神(しばこうじん)

仮面神の柴荒神が登場。衣裳は金色系の狩衣に白袴、右手に開いた扇、左手に杖棒をもっている。楽譜5の太鼓のリズムで入場して舞場をまわる。祭壇に向いて唱教。この時は奏樂は停止。同じことを繰り返し、唱教は全部で八回唱えられる。二〇分ほどを要する。

### (二五) 御酔舞(ごすいまい)

二人舞。別名瓶舞(びんめ)とも言う。白い着物に白い袴、白足袋、笠をかぶり右手にスズ、左手にトックリ(酒が入っているつもり)を持って登場。昔は一升瓶を持って舞ったこともあるという。入場して着坐、楽譜1に促されて立ち上がって舞い始める。まもなく楽譜2で舞って着坐。少し間があつてまた楽譜1にて立ち上がって舞い始める。以下、楽譜1と楽譜2の交替による舞が続く。当分してからテンポの早い楽譜3が出

る。舞は掛け声とともにトックリの酒を飲む仕草がある。これを四方でくり返す。まもなく楽譜2によってトックリを飲む仕草がある。これを四方でくり返して着坐・拝礼して終了。約一五分を要する。

### (二六) 手力男(たぢからお)

黒い仮面の手力男が登場。朱の狩衣に茶系の袴、黒足袋、右手に開いた扇、左手に杖棒を持つ。祭壇下には天の岩戸に見立てた戸板が一枚立てかけられている。楽譜5のリズムにて登場。そのまま舞場をまわる。祭壇前にて唱教を唱えるが、この間は奏樂は停止。以下同じようにして舞場をまわって五回の唱教を唱える。

五回目の唱教が終わりかけると、唱教を唱えながら勢いよく祭壇の前に進み出て、立てかけられた戸板を放り投げる。そしてまた楽譜5にて舞場をまわる。舞場を二回まわったところで祭壇前で、両足を躍動して踏みながら唱教。終わるとまたまわり始める。同じようにして二回まわってまた唱教を唱え、そのまま退場。約一五分を要する。

## 第二節 祓川の神舞

### 一 はじめに

祓川神舞の音楽部分に関しては、松永建氏による二つの報告が出ている。ひとつは昭和五年の「宮崎県の民俗音楽研究(IV)祓川神楽の神歌」(宮崎大学教育学部紀要四八号)、もうひとつは昭和六一年の「南九州の諸神楽の研究―高千穂・銀鏡・祓川神楽―」(『服部幸三先生還暦記念論文集 音楽と音楽学』)である。とくに前者は笛と太鼓の採譜を中心としたすぐれた報告である。私も本稿を書くにあたって、これにおおいに助けられた。一般にはあまり目に触れる機会がないと思われるので、前者についてまずその内容を紹介しておく。

昭和五年の松永報告はおよそ二〇年前、昭和四四年一二月から五五年四月にかけて報告者自身によってなされた調査が基になっている。二月の神楽を見学したあと、時期を違えて保存会への聞き取りをおこなっている。調査協力者の中に西川友助氏や堀之内茂吉氏の名前も見える

が、二人とも故人になつてゐる。

まず三五首ほどの短歌形式の神歌について三種類の唱法を分析している。第一種は神隨(かんすい)型と呼ばれるもので、「宮入(破魔下り)」「神隨」「剣」の中で歌われる。基本的な音は一音で、言葉が発してしばらく引き延ばしてから、そのすぐ上の音(長二度上)との間に裝飾的なトリルがなされる。句のくぎりではオクターブほどの下にズリ落ち、最後は基本音とそれより低い音との間に裝飾的な細かい動きがあつて旋律を閉じる。「宮入(破魔下り)」の部分で採譜されている。

第二種は宇治金山型で、主に仮面舞の中で歌われる。三度ないし四度間隔の二音が中心音で、上の音と下の音に細かい裝飾音が付く。「門境」「飛出」「金山」「納」の中で歌われるものが採譜されている。これらは細部に違いはあるが、基本的には同一の旋律と思われる。伝承者もそのように意識しているという。

第三種はハンガ(半歌)型。ハンガというのは舞人が一首を歌い、次の二首目の前半までを歌うと、その後半を楽屋が引き取つて歌う形である。つまり二首目の五七五までを舞人が歌い、五を一部ダブつて後半の七七を楽屋が歌う。楽屋が歌う部分を「末みどり」という。途中で「ハンガー」という言葉が入るのが特徴になつてゐる。「壱番舞」と「剣」が採譜されている。旋律線はもつとも複雑で音域も広く、裝飾も豊かである。

楽(ガク)については太鼓のリズムと笛が採譜されている。一一種の太鼓のリズム型と四種類の笛の旋律、四種類の太鼓・笛の合奏譜が採譜され、「壱番舞」全曲が太鼓・笛・神歌の総譜の形で採譜されている。

神樂に限らず民俗音楽の実況録音はなかなか採譜しにくいものだが、ここでは演奏を合奏譜(総譜)の形で採譜している。祓川神舞の音楽分析の扉を開いた報告として評価しておきたい。

さて本稿では、以上の松永報告を参考にしながら、次のような方法(狭野神舞と同じ方法)で祓川神舞の音楽を分析する。全曲は音楽的には、面をかぶらない普通舞と、仮面神の登場する面舞に大きく分けることができる。普通舞・面舞という言葉は私の造語である。

まず普通舞の中から狭野神樂と同様「神隨」を取り上げて、舞の構成と音楽との関係を見る。真剣を持った四人舞であるが、これを取り上げたのは色々な意味で祓川神舞の中核的舞曲と思われるからである。舞の中に他の舞曲の要素が全部入つてゐるともされ、実際に地元でも神樂を継

承する場合の稽古の基礎の舞とされている。別名「御神樂(おかぐら)」とも呼ばれる。それだけではなく、霧島東神社の歳旦祭(元旦祭)や春秋の彼岸祭(お彼岸神樂)に奉納され、集落では一月のお初祓(おはつばら)で舞われるほか、葬式神樂(通夜神樂)としても舞われている。

次に仮面舞の中から「金山(かなやま)」を取り上げた。仮面舞は音楽的には比較的単純で、笛も太鼓も聞き取りやすい。

次に、以上の分析を核として全曲の音楽的構成を見ていくことにする。神歌と笛については前述の松永報告に詳しいので、原則としてここではあまり触れないことにする。笛については太鼓との関係の中で若干触れる程度にした。採譜は狭野神舞と同様、太鼓の皮を打つ場合は下向きの音符で、ワクウチ(杵打ち)は上向きの音符で示した。本稿のもとになった上演は平成一〇年一月二日から一三日にかけての神樂奉納で、その後、保存会の宮永久雄氏からの聞き取りに基づいている。

## 二 神隨(かんすい)

舞手四人の入場から舞の終了まで約一六分かかる。その後、一人舞による舞揚(まいあげ)がなされ、これは約九分かかる。全体では約二五分を要する。

楽譜と舞の構成図を参照しながら、入場から順を追つて見ていこう。構成図には舞の開始時間を記入し(動いているので時間は正確ではない)、舞人の向きや動きを矢印で示した。

舞場は正面祭壇が法殊門、これに向かつて右側が福德門、左側が成就門、入口が延命門と名付けられている。楽屋は祭壇・法殊門の下に陣取つてゐる。楽器は太鼓と笛とカネの三つが使用される。

太鼓は普通に各地の神樂で使われる桶胴式の締太鼓ではなく、平べつたい円型の吊太鼓である。そのためか、太鼓の打ち方は比較的小さな音、バチをつかつて太鼓の皮を叩く場合と木製のワク(杵)を叩く場合の二通りがある。皮はドドンという太く低い音、ワクはカチカチという軽く高い音がする。前者を太鼓、後者をワクと表示する。楽譜では太鼓を下向きの、ワクを上向きの音符で表示した。

カネは二つの小型の蓋型の円盤を軽く叩き合わせるもので、地元ではスリガネと呼んでいる。太鼓に合わせて打つのみで、特別なリズムを受

け持つわけではないので、スリガネのリズムについては省略する。  
舞人は多くの場合右手にスズを持つているが、これは鈴ではなく錫である。錫杖の上部の小さな輪を付けた部分だけを独立させたものである。振ると鈴のような音がする。

送り太鼓（神樂の支度ができたことを知らせる合図で、現在は神樂殿という名前の公民館から鳴らされる）を合図に祭壇下に陣取った楽屋が太鼓を連打する。真剣を持った舞人四人が登場する。衣裳は白衣に青袴、白足袋、頭に烏帽子をかぶり、右手にスズ、左手に真剣を持っている。

連打に乗って入口（延命門）を入り、正面祭壇に向かって横一列に並ぶ。楽譜1の太鼓のリズムが始まると、四人は簡単に動いてその場に着坐する。楽譜1はこのように採譜したが、別の採譜も可能かもしれない。はじめ二拍子が一小節分だけ打たれ、続いて三拍子となる。五小節が二度くり返されている。

着坐してしばらくしてから、太鼓に促されて四人が立ち上がる。舞の開始である。左手の剣と右手のスズを振りながら舞い始める。構成図(1)のように祭壇に向かって前進・後退をする。構成図の時間は、ここで立ちあがったところをゼロとして記入した。

楽譜2の初めではまだ着坐している。A1と記入しているところの直前で立ち上がって、正面の祭壇に向いたまま舞い始めるが、太鼓はゆつたりしたテンポの、ワク打ちの軽く高い音である。A1から数えて九小節目の後半で太鼓の皮が打たれるが、一〇小節目のみ三拍子でとった。太鼓のこの部分のみ一種の変格的な感じがし、舞人の動きもこの部分だけ一瞬だが違っている。続いてすぐにワクの軽快なリズムに戻るが、これが四小節続いたあと、ややテンポを早めて太鼓とワクの掛け合いによる単調な二拍子になって、舞人は前に進む。ここまでが構成図(1)。笛の旋律は松永報告にあるので省略した。

舞人は祭壇（法殊門）の前まで横一列で進むと、ふり返って入口（延命門）を向く。祭壇を背にした形になる。これが構成図(2)。太鼓は再びワク打ちで、楽譜2にA2として示した。A1とまったく同じリズム。前と同じ舞をくり返す。しばらくして太鼓とワク打ちの掛け合いの単純な二拍子のやや早いテンポが変わって、舞人四人は横一列で入口（延命門）前に進む。

入口前で祭壇方向に向き直ったところで、リズムは楽譜2のBに変わ

る。構成図は(3)。舞は活潑になり力強さを増す。神隨舞の中核部分である。Bは二拍子で取ることができるが、しばらくして変則的になる。舞に合わせて伸び縮みさせて打っているために規則的でないが、とにかくこのように打っている。楽譜1は六小節が二度くり返された形だったが、これと同じく六小節を一フレーズとするリズムが何回くり返されていると考えることができる。

続いて構成図(4)。舞人四人は中央に出て縦一列となり、福徳門（祭壇に向かって右手）を向いて腰をおろす。一〇秒ほどの小休止。短い太鼓に続いてワク打ちの音が聞こえたと、四人は立ち上がって四隅に分かれる。

構成図(5)は四人が四隅に分かれて中央を向いて立っている形。四人とも刀を両手で持って正眼に構えた格好。このままの姿勢で神歌がまずオンズ（音頭、構成図の中の①）によって歌われる。この間、奏樂は停止。詞は「霧島の峰より奥の霧晴れて 現れいずるその峰の神」で、神歌はこのあと述べるように舞をはさんで、歌い手が交替して四番まで歌われる。

これはその一番で、以下歌う舞人が順繰りに交替するが、歌う場所は必ずこの位置になる。神歌の旋律は前述松永報告にあるように、基本となる一音があってこれを引き延ばし、その上の音との間のトリルによって旋律を修飾している。

神歌が終わると、楽譜3(C)の笛と太鼓になる。これに乗って舞人は構成図(6)の位置に移動するが、この部分は短い。まもなく太鼓のリズムは急調子の楽譜4になって、舞も活潑になる。楽譜4は楽譜2Bの後半部の変形と見る事ができるので、構成図(6)にはBとして示した。

四〇秒ほど舞ったところでその場に腰を下ろす。構成図(7)。一〇秒ほどの小休止。まもなく楽譜2Aに促されて立ち上がり、成就門（祭壇に向かって左手）の前に横一列に並び、そのままの場所で舞い始める。これが構成図(8)。リズムはまもなくBに変わり、矢印方向へ前進・後退して舞う。激しく舞ったあと、構成図(9)の形で腰をおろす。入口方向を向いている。一〇秒ほどの小休止である。

太鼓とワクの音で構成図(10)の形になって四隅に分かれる。形は構成図(5)と同じだが、立つ位置が時計方向へ一つずれている。②の人物（セキ）が神歌二番を歌う。歌詞は「千早ふる我が身は神のやしろにて いでいる風は伊勢の神風」。

以下同じようにして舞人の位置を変えながら移動し、構成図(17)で神歌

三番を歌い、構成図(22)では神歌四番を歌う。三番は「もみじ葉の裏にひとふさ残りしは 冬の花とはみるべかるらん」、四番は「年ごとに冬のなかにめぐりきて 神樂の音を聞くぞうれしき」である。

神歌四番が終わると構成図(23)になって、舞人の立つ位置は構成図(6)に戻った形である。こうしてここまで、つまり構成図(22)までを整理して見直してみると、舞は全て神歌の隊形を引き出すための準備としてあるかのようなものである。表にしてみよう。

- I 構成図(1)から(4)までと構成図(5)の神歌①番
- II 構成図(6)から(9)までと構成図(10)の神歌②番
- III 構成図(11)から(16)までと構成図(17)の神歌③番
- IV 構成図(18)から(21)までと構成図(22)の神歌④番

IIの中の(6)と(7)、IIIの中の(11)と(12)、IVの中の(18)と(19)はそれぞれ対応して同じものだがIにはない。したがってこれらをIからIIへ、IIからIIIへ、IIIからIVへの転換部として無視すると、各部の構成は

- I 構成図(1)から(5)まで
- II 構成図(8)から(10)まで
- III 構成図(13)から(17)まで
- IV 構成図(20)から(22)まで

ということになる。とするとIとIIIが全く同じ構成となり、IIとIVも全く同じになっている事がわかる。IIIがIと同じなのは、IIIがIと対称的な位置関係にあって祭壇(法殊門)に正面していると考えられているからである。それに比べてIIとIVはやや従として見なされ、そのために若干簡略化されているのであろう。

構成図(24)以下は舞の締めくくり部分で、一環して四隅に位置して舞われている。(24)から(29)まではA(楽譜1)のリズムによっている。それぞれがおよそ二〇秒ほど舞われている。(24)と(25)はいわば表と裏の関係と見なしてよいだろう。(26)と(27)も同様である。裏を無視すると(24)(26)(28)(29)は舞人の位置がひとつづつ時計方向にずれていくのがわかる。

構成図(30)で神歌一番の位置(5)に戻り、ここから楽譜5になる。これは

楽譜3と笛の旋律が若干違うのみで基本的に同じで、ややテンポを早くしたものだから、構成図(30)にはCと記入した。舞は次第にテンポをあげて最後の盛り上がりを見せる。舞人の位置がやはり一つづつずれて一巡したところで構成図(34)となる。これは構成図(1)と同じ形である。構成図(35)で着坐し一呼吸入れたところで、四人は構成図(36)の位置に退いて着坐して控える。しばらくして送り太鼓に乗って、両手に真剣を持った青年一人が登場する。舞揚(まいあげ)の開始である。白衣に白袴、黒い脚絆に裸足、赤いタスキと赤い腰帯、頭には何もかぶっていない。楽譜1と同系のリズムで入場し、少し動作があつてから正面の祭壇を向いて着坐する。

一呼吸してA(楽譜1)で立ち上がって舞い始める。両手に持った二本の真剣のさばきが見ているものに緊張感を与える。祭壇の前まで進んでふり返り、入口まで再度進んでまたふり返る。ここまではAのリズム。続いて楽譜2Bが出て、両手の真剣を大きく振りまわしながら、大きなステップを踏みつつ舞う。入口前(延命門)から成就門、法殊門、福德門と位置を変えて再度入口延命門に戻ってくる。

続いて楽譜5が現れる。二拍子の早いリズムに乗ってさらにダイナミックな舞に変わる。両手の剣を同時に回転させながら前へ二回、後へ二回飛ぶ仕草がある。これも入口延命門に始まって成就門、法殊門、福德門と次々に位置を変えて、入口延命門に戻ったところで終了。

中央で祭壇に向いて着坐すると、四隅に控えていた四人の舞人も横一列になって着坐。真ん中に一人舞(舞揚)の青年を挟んで五人が祭壇に向かつて坐った形。拝礼して、神隨舞のすべてを終了する。太鼓の連打で立ちあがって楽譜6に乗って退場する。

### 三 金山(かなやま)

鬼神面による一人舞。鬼神面の衣裳は派手な赤い狩衣に袴、白足袋、右手に扇、左手に一握ほどの細い杖棒を持っている。送り太鼓を合図に祭壇(法殊門)下の楽屋が音楽を奏し始める。冒頭から笛を伴った楽譜7が奏される。ゆったりとしたテンポの太鼓のリズムに乗って笛が明瞭な旋律を吹く。終始スリガネが伴奏する。全体は約二〇分を要する。

鬼神面は控え室を出てゆっくりと舞場に向かう。しばらくして楽が停

止。鬼神面は道中に立ち止まって第一の唱教（ここでは有名な「八雲たつ」の短歌形式の古代歌謡）を唱える。これは道歌とも呼ばれる。舞場の見物席からは暗いの人垣でよく見えないが、声だけが聞こえてくる。

第一の唱教 八雲たつ出雲八重垣妻こめて 八重垣作るその八重垣を

唱教が終わると同時に楽が再開。鬼神面はゆっくりと入口の延命門にやってくる。右手と右足、左手と左手を同時に出しながらおもむろに近づいてくる。門の中に左足を踏み込み、右足は門外に残し、左手で杖棒を突き、扇を持った右手を横に差し出し、身を門の中に乗り出す格好で舞場内を見渡す。威圧感を表現する仕草であろう。楽が停止する。ややあつて第二の唱教となる。これも短歌形式。

第二の唱教 見渡せば四つのすまなるをろのそや あづさ弓こそ中に 見えたよ

最後の「中に見えたよ」ところで楽が再開、鬼神面は体を左右に大きく動かして舞場内に入る。そのまま舞が始まる。少し前かがみになって両手を拡げてミエを切るような仕草を交えながら、法殊門・成就門・福徳門をまわって入口の延命門の前に戻ってくる。この間約二分半。そこでまた楽が停止して第三の唱教となる。今度は正面祭壇に対してやや右向きの位置。両足を踏ん張って両手を拡げた姿勢で唱える。

第三の唱教 そもそも神地（しんち）はじめの根本は天地の二方を定めんと天は三十三 天地は四十九げつに割つたる地をだれに案内をえ割りたもうなり

鬼神面が「え割り」と言うのに対し楽屋から合いの手が入り、直ちに楽が再開、鬼神面は「たもうなり」と言いながら四股を踏む動作をして、勢いよく前に踏み出す。舞が再開される。前回と同じように舞場内の各門をまわって元の位置に戻ってくる。この間、やはり約二分半。前回と同じ姿勢で第四の唱教を唱える。

#### 第四の唱教

その時 天のさぎり地のさぎりとしようして 万物の神も現れにける

「現れにける」ところで四股を踏む動作をしながら体を大きく動かし、楽が始まると同時に楽屋から合いの手が入る。勢いよく前進して舞が始まる。舞場をひとまわりし、二分半ほどで元の位置に戻り、前回と同じ姿勢で第五の唱教となる。

第五の唱教 その時 雨風も花もみじも月雲も 神の姿なりけり

地元の神楽本には「月雪も何れも神の」と書かれているが、実際には「つきぐもも かみの」と唱えられている。「神の姿なりけり」で四股を踏む動作をし、楽が始まる。やはり同じように舞場内を巡って元の位置に戻ってくる。

延命門の前でこれまでと同じ姿勢をとるが、時間は短い。ひと呼吸入れるといふ感じ。舞人の息も相当にあがっている。左手の杖棒を差し出して左足を踏み出し、右手の扇を差し出して右足を踏みだし、ゆっくりと祭壇へ前進する。鬼神面から見て前方左右の隅には地割を舞った舞人（白衣に青袴、赤タスキ、白い花笠）が着坐して控えている。

まず前方左手の隅に控える舞人から、杖棒を持った左手で矢を受け取る。受け取ると鬼神面は座り込んで杖棒とともに首の後ろにまわす。喜ぶ仕草か。立ち上がって次に右隅に控える舞人から右手で矢を受け取り、再度そこに座り込んで両手に持った矢を首の後ろにまわす。そのまま膝歩きのような低い姿勢で進んで延命門（入口）前まで戻る。

この間、前方両隅にいた舞人は後方両隅にさつと移動して着坐して控えている。延命門の前まで戻ってきた鬼神面はまず後方左側の舞人から矢を受け取る。体を祭壇方向に向けたままで、後ろ手の左手で受け取る。受け取ると座り込んで、両手の矢を首の後ろにまわす。すぐに立ち上がって、今度は後方右側の舞人から後ろ手の右手で矢を受け取る。やはり体は祭壇に向けたまま。矢を受け取ると座り込んで両手の矢を首の後ろにまわす。

右手に矢二本と杖棒、左手にも矢二本と扇を持っている。これらを首の後ろにまわしたり、両手に合わせ持って振りまわしたりしながら舞場

内をめぐる。四隅では座り込んで両手の矢を後ろにまわす。この間、矢を観客席に突きだして笑いを誘う場面もある。こうして元の位置(延命門の前)に戻ると、四本の矢を置いてから、躍動して四股を踏む格好で祭壇前に進み、以下四方を舞いめぐって終了となる。

音楽は終始一貫して楽譜7が奏される。テンポも殆ど変化はないが、後半の鬼神面が矢を受け取る場面、動作に合わせて若干の緩急がある程度。楽譜7に示した太鼓のリズム形は時として変化する。それを楽譜8に示した。abcの三つのバリエーションを記した。基本的には同じリズムである。最後、延命門前で鬼神面が祭壇に向かって一礼してから退場する場面では、短時間ながら楽譜6が奏される。楽譜6は各舞曲の最後、退場の場面ではしばしば使われる。

#### 四 各舞曲の音楽

##### (一)宮入り(破魔下り)

霧島東神社への旧参道の登り口にて、関係者全員がそれぞれの支度を整えて降神の儀を行い、神様を舞場にお連れする。まず旧参道を少し登った階段の途中に小さな祭壇をしつらえて降神の儀式をする。全ての明かりが消され(取材の明かりも消す)、祭壇のローソクの光のみで祭典をする。この時の笛と太鼓を楽譜9に採譜した。この儀式だけでなく、神楽全体を通じて神官の祝詞奏上などの時は必ず使われる。祭典に固有の楽である。

楽譜9はまず太鼓の連打があつて流し打ちとなり、しばらくして笛が吹かれる。太鼓は神楽で使う吊太鼓でなくて、小型の締太鼓。太鼓の拍子は八分の三としたが、一小節を一拍として八分の六と考えることもできる。途中で二拍子が出てくるので、わかりやすくするためにこうした。笛との関係は、一応はこのように採譜したが、奏楽のたびにずれる。時には太鼓はそのままで笛の旋律全体が引き延ばされて奏される場合もある。この楽譜9は前出の楽譜6とほとんど同じで、太鼓のリズムが違っているだけである。つまりここに出てくる旋律は楽譜6の二拍子系の連打とも、楽譜9の三拍子系のリズムとも組み合わせられて奏される。

楽譜9の太鼓の最後だけを取り出したのが楽譜10である。楽の締めくくりとして打たれるリズムで、これはいろんな場面で使われる。楽譜1、

楽譜2、楽譜4にも見えている。

参道登り口での降神の儀式が終わると、全員の点呼がなされて宮入りの行列が始まる。まず神歌が歌われる。神歌の旋律については松永報告を参照。以下神歌を歌いながら行列の行進が始まる。神歌は到着するまで歌われる。道中では楽譜11の太鼓が終始打たれている。太鼓は一人が肩に担ぎ、それを別の人が後ろから打つ。楽譜11は繰り返しの単位を探しにくい。楽譜1および楽譜2のB部分の変形と見ることもできる。まもなく舞場に到着して全員が舞場の中に入って中を時計まわりにまわる。この時、太鼓は楽譜2のAとB、ないし楽譜11が打たれている。

しばらくして全員所定の位置に着坐し、祭壇に神楽の道具などを供える。やがて舞場にて祭典が始まる。太鼓はこれまでの締太鼓でなく神楽で使う吊太鼓に変わっている。楽譜9を合図に祭典が始まる。終わると楽譜12の太鼓と楽譜13の旋律が合奏されて献饌が行われる。献饌の終わりは楽譜9、太鼓の最後は楽譜10のリズムでしめる。

献饌が終わると神官によるお祓いの祝詞とお祓いの儀。祝詞の開始に楽譜9が奏される。お祓いの儀の次に祭典の儀。神官の祝詞の開始と最後に楽譜9が奏される。続いて玉串奉奠。伴奏は楽譜12の太鼓と楽譜13の笛の旋律の組合せ。終わると神楽宿主に神官から御神酒が与えられる。この間にも楽譜12と13が奏されている。楽譜9にて終了。終わると太鼓と笛は祭壇下の楽屋へ移動し、神楽本番にむけてすべての準備が整えられる。

##### (二)門境(かどざかい)

送り太鼓に呼応して楽屋が楽譜7を奏する。これに乗って鬼神面がゆっくり登場する。赤い狩衣と袴という派手な衣裳、右手に扇、左手に杖棒を持っている。入場して舞場をゆっくりと舞ってから中央にて腰掛けに坐る。奏楽停止。やや間があつてから太鼓の連打に乗って山人(やまびと)が登場。山人の衣裳は白衣に青袴、白足袋、右手にスズ、左手に高幣(二一)位の棒の先に赤い幣を付けている)を持っている。鬼神の前に進み出て唱教を唱える。以下、問答。この間は奏楽なし。問答が終わると山人は自分の着ている白衣を脱いで鬼神に着せる。鬼神は腰掛けを降りて祭壇に向かって着坐し、山人は鬼神の前に米・餅・酒を用意する。用意している間も楽譜7が奏されている。

### (三) 御祓祝詞(おはらいのりと)

鬼神面を中心に神官と山人が並んで祭壇に向かつて坐る。まず楽譜9が奏されて神官の祝詞が始まる。祝詞の間も楽譜13の笛が奏されるが、この笛の旋律は引き延ばされて吹かれる。これを楽譜12の太鼓のリズムが伴奏する。太鼓のテンポもやや遅くなる。祝詞が終わると山人は立ち上がって米を周囲に撒き、次に鬼神に酒を勧める。この間は楽譜8の太鼓のみが奏される。酒を飲んで鬼神が立ち上がり、山人は退場。鬼神も少しだけ舞ってから退場する。楽譜7がこれを伴奏する。

### (四) 壱番舞

子供二人の舞。黒い緋の着物に白袴、赤い腰帯、白足袋という衣裳に笠をかぶり、右手に扇、左手にスズを持っている。全体は小規模ながら三部に分かれる。楽譜1のリズムで登場して舞場中央に着坐。連打の太鼓に乗って、楽屋から神歌が歌われる。この間二人は着坐したまま。楽屋からの神歌が終わると、二人は立ち上がって舞い始める。伴奏は楽譜2。しばらく舞ってからまた着坐。ここまでが序の舞で第一部。

次は第二部。間があつてから今度はオンズが立ち上がってしばらく舞う。この部分の伴奏は楽譜2A。舞を停止して立ったままでオンズは神歌を歌う。無伴奏。この部分の神歌の形式は松永報告にあるハンガ型で、途中から楽屋が引き取って歌う。この部分は「末みどり」という。太鼓の連打が伴奏する。終わるともう一人の舞人(セキ)も立ち上がって二人で舞う。当分舞ってから着坐。

次は第三部。今度はセキが立って楽譜2Aでしばらく舞い、停止してセキの神歌。楽も停止。「末みどり」で楽屋が引き取り太鼓が連打される。神歌が終わるとオンズも立って二人でやや活況に舞う。この部分は楽譜5の伴奏。楽譜2Bも聞こえる。しばし舞ってから着坐、太鼓の連打。すぐに楽譜6が奏されて二人は退場する。

### (五) 神随

前掲部分で詳述したので省略する。

### (六) 式参番

中学生ほどの子供二人の舞。壱番舞と同じ衣裳。黒い緋の着物に白袴、赤い腰帯、裸足、笠。右手にスズ、左手に扇を持ち、先に赤い幣をつけた一辺ほどの棒二本を背中差している。三部構成。楽譜1によつて入場。すぐに着坐する。間があつて太鼓の連打で二人とも立ち上がり、楽譜2を伴奏に舞い始める。ここまでが序で第一部。

八分ほど第一部を舞って中央にて着坐、扇を置いて、左手に背中二本の幣を持つ。右手はスズを持ったまま。太鼓の連打で立ち上がり、楽譜2に乗って舞う。これが第二部。

終わると前と同様に着坐、右手のスズを置いて左手の二本の幣の一本を右手で持つ。つまり両手に一本ずつ幣を持っている。連打で立ち上がって楽譜2で舞う。後半では楽譜5が現れる。この部分の舞は飛んだり跳ねたりの激しい動きで、太鼓は殆ど連打に近い。これが第三部。終わって着坐。連打に促されてすぐに立ち上がり、楽譜6で退場する。

### (七) 大光神(だいこうじん)

鬼神面が楽譜7の伴奏でゆっくり登場する。赤く豪華な狩衣に白足袋、右手に扇、左手に杖棒を持っている。入場して舞いながらゆっくり前進し、祭壇前の腰掛けに祭壇を背にして腰掛ける。ここで楽は停止。鬼神は腰掛けて辺りを見まわす。まもなく二人の舞人が楽譜7の伴奏で登場する。二人の衣裳は白衣に青袴、赤いタスキ、赤い腰帯、笠、白足袋、右手にスズを持っているが、左手に持つものが違う。オンズは弓と矢と杖棒を、セキは弓と杖棒と幣を持っている。

二人は入場して短い楽譜1で鬼神の前に出る。間を置いてオンズが鬼神の前に進み出て長い唱教を唱える。鬼神が短く大声で答える。次にセキが進み出てまた長い唱教を唱える。鬼神が短く答える。この間、楽は停止したまま。鬼神はこのあと楽譜7に乗って立ち上がり、舞いながらそのまま退場する。鬼神が退場し終わる頃、楽は楽譜6に変わる。残った二人はしばらく立ったままだが、楽譜6が終わると同時に祭壇脇の左右に、手に持った道具を置く。中央に戻って、二人は右手にスズ、左手に扇を持って楽譜2に乗って舞い始める。一〇分ほど舞って終了、二人は祭壇脇の左右の隅に控える。

### (八) 地割

地割舞は三つの部分に分かれる。前舞の二人が舞場の隅に残っている。二人は祭壇脇にさきほど置いた道具を取る。オonzは右手に杖棒を、左手に弓と矢を持ち、セキは右手に杖棒幣を、左手に弓を持って居る。中央で腰を降ろして奏樂を待つ。楽譜1に促されて立ち上がり、すぐに楽譜2に乗って舞い始める。三分ほどで終了し、二人は祭壇下の両脇に分かれて控える。以上が第一部。

第二部はこのあと一〇番の「高幣」のあとで舞われる。「高幣」が終わると祭壇下の右隅に控えていた舞人(オonz)が右手に棒、左手に弓と矢を持って中央に進み出て、腰を降ろす。楽譜2で舞い始める。八分間ほど舞って、元の祭壇下右隅に戻って控える。

第三部は一番「金山」の後。「金山」が終わると祭壇下左隅に控えていた舞人(セキ)が右手に杖棒、左手に弓と幣を持って中央に出て腰を下ろして控える。太鼓の連打に乗って立ち上がり、楽譜2で舞う。終わると元の祭壇下左隅に戻って控える。

一二番「宇治」の間も控えていた舞人二人は、「宇治」が終わると祭壇下の両脇に置いていた持ち物(弓・矢・杖棒)を持って中央に出て腰を下ろす。連打に促されて立ち上がり、楽譜6の奏樂に乗って退場する。

### (九)飛出(とびだ)

楽譜7に乗って飛出面(目の玉がまん丸い)の仮面神が登場。舞手は小学生。黒い緋に白袴、裸足、赤い帯、右手に扇を持っている。左手は腰に当てたまま。入場するとそのまま楽譜7で舞うが、四方を舞ったあと延命門(入口)の前で停止。楽も停止して舞人自身による神歌。終わると同時に楽(楽譜7)が再開して舞が始まる。同じ事が三回くり返される。つまり三回の神歌が歌われるが、三回目目の神歌のあとの舞の途中で舞が少し変わる。歩きながら四方で膝を着く仕草がある。一周して元の舞に戻り、そのまま退場する。奏樂は一貫して楽譜7。退場部分では楽譜6が奏される。

### (一〇)高幣(たかへい)

女面の仮面神の舞。女の着物を着、手拭いをかぶり、白足袋、右手に扇、左手に長い棒(一尺ほど)の先に赤い幣を付けた高幣を持つ。両手を差し上げてゆっくり左右に動かしながら舞は進行する。楽譜14のゆっくり

りした単調なりズムで入場し、そのまま舞場の中をゆっくり一周する。延命門(入口)前まで戻って舞と楽の停止。神歌を歌う。終わると再び同じように舞いながら一周する。これを三回くり返す。三回目目の神歌が終わると、祭壇に向かつて前進。中央付近で扇と高幣を置き、辺りを見まわしながら用を足す仕草をして観客を笑わせる。終わると扇と高幣を持って同じ舞い方で退場。最後は楽譜6が奏される。このあと「地割」の第二部分が舞われる。

### (一一)金山(かなやま)

前述したので省略する。終わった後で「地割」の第三部分が舞われる。

### (一二)宇治

仮面神の舞。衣裳は白い狩衣に赤い袴、赤いタスキ、白足袋、右手に扇、左手に幣を持っている。楽譜7でゆっくり登場。入口の延命門の前まで来て中に入らずに唱教。この間は楽は停止。終わると同時に楽譜7に乗って勢よく舞場に舞い込む。終始大きな動作で舞う。四分ほどで入口(延命門)前で停止、楽も停止して唱教となる。終わると奏樂とともに躍動して舞が再開される。しばらくしてまた同じように入場(延命門)前で停止、第二の唱教となる。唱教が終わると前回同様、勢よく舞が始まる。

舞場内を巡ってまた入口(延命門)前まで来て停止。今度は唱教はない。同じ楽譜7の伴奏で、足をひきずるようにして祭壇前に移動、向かって左隅に控えている地割の舞人から左手で幣をもらう。そしてその場に坐り込んでこれを首の後ろにまわす。次に右隅に控える舞人から幣をもらって同じように坐り込んでこれを首の後ろにまわす。

舞人はすぐに入口延命門横の左右の隅に移動する。仮面神は入口まで戻ってきて、祭壇の方に体を向けたまま、まず左隅に控える舞人から左手で杖棒を受け取り、座り込んでこれを首の後ろにまわす。次に右隅の舞人から右手で杖棒を受け取り、同じように坐り込んで首の後ろにまわす。立ち上がって両手の幣と杖棒を振りまわしながら四方をめぐる。四隅では坐り込んで両手を首の後ろにまわす。そしてまもなくこれら全部左手に持ち、右手に扇を持って、大きく躍動しながら四方をめぐる。そのまま退場。音楽は一貫して楽譜7で、最後に楽譜6が奏される。こ



のあと控えていた、地割を舞った二人の舞人が退場する。

### (一三)幣貫い(へもらひ)

すでに終了した飛出・高幣・金山・宇治の各舞曲に登場した神々が再登場して幣を奪い合うという内容。中央に高幣(二位位の棒の先に赤い幣が付いている)が置かれている。楽譜7の太鼓のリズムに乗ってまず飛出面の神が登場。次に女面神、次に金山神、次に宇治神が登場して舞場内をめぐって舞う。音楽は楽譜7。まず飛出面神が幣を取るが、これを女面神が奪い取る。飛出神は退場。女面神の持っている幣を次に金山神が奪い取る。女面神は退場。次に金山神の持っている幣を宇治神が奪う。この場面は動作が大きく動きも激しい。幣を奪った宇治神は舞いながら四方をめぐって退場する。音楽は終始楽譜7。最後の部分で楽譜6が奏される。

### (一四)諸神観請(しよじんかんじよう)

四部に分かれる長大な舞曲。まず白づくめの衣裳の四人の舞人が登場する。白衣、白袴、白帯、白笠、裸足という衣裳で、右手にスズ、左手に杖棒を持っている。短い楽譜1で登場して中央にて着坐。連打に続いて楽譜2による舞が始まる。しばらくして四隅に分かれてまずオンスが神歌を唱える。神歌のあとは楽譜3。すぐに楽譜4が現れてこれではしばらく舞ったあと、舞の最初(楽譜2)に戻る。これを四回くり返す。四回目の神歌が終わると楽譜5が出て舞が少し変わるが、まもなく中央で横一列になって祭壇を向いて坐る。ここまでは第一部で「神隨」とほぼ同じ。一七分ほどかかる。

第二部は同じ舞人のうち二人による舞。あとの二人は入口左右の隅に控える。オンスとセキが着坐して残っている。連打によつて立ち上がった二人で舞い始める。伴奏は楽譜2。五分ほど舞って中央にて着坐。間があつて二人は祭壇下の左右の隅に控える。

舞場の四隅に舞人が控えている形になる。ここへ別の舞人一人が登場する。ここから第三部。登場した舞人の衣裳は烏帽子に白衣、青袴、白足袋、右手にスズ、左手に高幣を持っている。登場すると中央にて祭壇に向かつて長い唱教を唱える。この間、奏楽は停止。相当時間の唱教のあと、福徳門(祭壇に向かつて右)を向いて唱える。次に延命門(入口)、

次に成就門(祭壇に向かつて左)と次々に四方に向かつて唱教を唱え、再度正面の祭壇に向かう。

次に四隅に控える舞人との問答となる。ここからが第四部。まず祭壇下右隅のオンスとの問答。オンスは立ち上がる。次に入口右隅のセキ、次に入口左隅の第三の舞人、次に祭壇左下隅の第四の舞人、という具合に一巡する。終わると全員で唱えながら、ゆっくり時計方向にまわる。ここまでは奏楽はないが、唱教が終わると太鼓の連打が始まり、まわり方が早くなる。スズを鳴らしながら駆け足でまわる。

しばらく舞って横一列となつて楽譜2Bで短く舞う。しめくりの部分である。まもなく祭壇に向かつて着坐し、間があつて楽譜6に乗って退場する。

### (一五)劔(Cegui)

全体で五部に分かれ、六〇分ほどかかる長大な舞。まず劔を持たずに舞う部分があり、そのあと劔を持って舞う。舞人は二人。白衣に白袴、黒脚絆、赤い帯、裸足、左手にスズ、右手に扇を持つ。

連打で登場し、中央にて並んで着坐、拜礼のあと楽譜2に乗って舞う。まもなく着坐し、まずオンスが立ち上がった一人で舞う。伴奏は楽譜2。舞はすぐに停止し、立ったままで神歌を唱える。楽も停止。神歌はハンガ型。途中より楽の連打が入り、楽屋が神歌を引き取る。神歌が終わると楽譜2によつてセキも立ち上がり、二人で舞う。次に同じ事をセキもする。セキの神歌が終わると、楽屋が引き取つてオンスが加わつてセキとの二人舞となる。楽譜2での舞だが、まもなく楽譜5が出てかなり活潑な動きを伴奏する。終わると着坐。ここまでは第一部。

次は第二部。着坐したままで腰に巻いていた赤い帯をほどき、延ばして前に置く。太鼓に促されて両手に持つて立ち上がる。腰にはなお赤帯を締めている。以下両手に帯を持った舞。楽譜2の伴奏。後半では楽譜5も出る。終了近くになって、舞いながら帯の両端を結んで輪にし、この中に転がりながら足を入れてタスキにする曲芸的動作があつて、そのまま起きあがつて着坐。退場せずにそこに着坐したまま。

二人は着坐したまま赤いタスキをしている。別の人物が出てきてタスキの背中に白い御幣を吊す。そこへ係が連打に乗つて二本の刀を持つてきて、二人の前に一本ずつ置く。

第三部は新しいリズムに乗って劍の舞が始まる。一貫して楽譜が奏される。太鼓は三拍子と二拍子の組合せ、これに乗って笛が吹かれる。当分の間二人で劍を曲芸的に振りまわす舞が続くが、まもなくそこへ子供が登場する。子供のいでたちはカラフルな狩衣と袴、白ハチマキ、両手に棒を持つている。はじめのうちは劍舞の二人の周囲をまわるようにして子供が舞うが、まもなく祭壇に向かって横一列(中に子供)となる。しばらく停止して呼吸を揃えてステップを踏みながら前進・後退をくり返す。これを四方でやる。奏樂はずつと楽譜15。当分の間この形で舞ってから三人で刀を持ち合う。子供を中にして、子供は両手で刀の切先を握る。この形のまま子供は後返りをする。見ていてハラハラする場面である。何回かこれをくり返してから子供は楽譜6に乗って退場。舞人二人は祭壇下両隅に控える。この第三部までで約二〇分ほどかかる。

第四部はセキのみの一人舞。まず中央に出て着坐し、刀一本を持って楽譜12のリズムで舞うが、刀の刃を掴むなどの曲芸的な仕草が中心。穂先を持つて振りまわしたり、高く差し上げたり、刃を両手で掴んだまま転がる場面もある。最後は楽譜6。第四部だけで二〇分ほど。

第五部はオンズの登場。オンズは刀二本を持つ。前場と同様に刀二本を曲芸的に操りながら舞う。これも最後は楽譜6。第五部だけで二〇分ほど。終了するとセキも出てきて二人で着坐。楽譜6によって退場。

## (二六) 田の神

狭野神舞の「臣下」と同じ舞。舞人一人。田の神面をかぶっている。古着を着てタスキをかけ、白袴に黒脚絆、裸足、頭は毛笠といういでたちで登場。左手に杵、右手にスズを持ち、背中には大きな杓子と大きなシヤモジを差している。リズムは特徴のある楽譜16。二拍子と三拍子の交替する躍動感あふれるリズム。基本は五拍子と見ることできる。笛の旋律は松永報告にある。唱教を唱えながら面白い仕草をして観客を笑わせる。唱教は四回唱えられる。最後の退場では楽譜6が奏される。

## (二七) 中入り(十二人剣)

一二人の舞人による劍の舞。これも全体で五〇分近くかかる長大な舞。いでたちは全員白衣装に赤タスキ、赤帯、黒脚絆、裸足、右手にスズ、左手に刀を持つ。タスキの背中には白い御幣が吊されている。左手の刀

を立て、右手のスズを振りながら一列になって入場してくるが、途中で道歌(一回目の唱教)が太鼓の連打に乗って唱えられる。入場して楽譜2Aを伴奏にして舞場内を時計方向にまわる。乾いたワクの音が次第に早くなるにつれて、まわり方も早くなり、駆け足になる。掛け声があつてまわり方が止み、その場に腰を降ろす仕草があつて、楽譜2Bでの舞となる。これはごく短く、再度腰を降ろしてからすぐ立ち上がり、全員が輪になったまま向き合い、刀を両手で持つて正眼の構えを取り、二回目の唱教が始まる。天神七代の神名を唱える。唱教の間は奏樂停止。唱教が終わると楽譜3に乗ってゆっくり舞いながらまわり始める。次にテンポは早くなり駆け足となる。掛け声で止まり、楽譜2Bでの舞。続いて三回目の唱教。姿勢は前回と同じ。今度は地神五代の神名を唱える。

唱教が終わると前回と同じように楽譜3に乗ってゆっくり舞いながらまわる。テンポが早くなつて駆け足となる。掛け声で止まって、楽譜2Bによる舞が少しあつて、その場に腰を下ろす。楽譜2Aで立ち上がつて舞いながらまわるが、次第に早くなつて、今度は祭壇の前で横二列となる。二列で四方を舞つてから再度輪になって唱教。こういう風にして入場から数えて七回の唱教が唱えられる。

このあと舞が変わる。二列になつて向き合い、互いに前進して交差しあう。伴奏は楽譜2のAとB。同じことが四方で行われる。その後、また輪になつてその場に着坐。

着坐したまま全員によつて唱教(神歌)の応答がなされる。しばらくして楽譜17が奏されて、これを伴奏に全員が刀の刃を持つて持つて転がったりする勇壮な舞となる。楽譜17の太鼓部分はかなりしっかりとした力強いリズム。笛は楽譜5と同じで、楽譜17は楽譜5のリズムが変形されたもの。

当分舞つてから、刀の切先を握つたままで輪になつて着坐する。楽もしばらく停止して中休み。唱教(神歌)を全員で唱えてから、楽譜17に乗つて刀を持つたまま転がる。次に立ち上がり、切先を持つてステップを踏む。テンポも次第に早くなり、切先を持つたまま刀を振りまわす。

しばらくしてまた着坐し、全員で唱教。今度は隣の人の刀の切先を持つち合う。そのまま立ち上がつて、持ち合つたままステップを踏んでまわつたり、隊形を変化させたりする。アクロバットの舞である。当分し

てまた着坐。全員で唱教。今度は刀の柄を握って立ち上がって振りまわす舞。ひとしきり舞って全員が祭壇前に横二列となって着坐。

### (二八)舞揚(まいあげ)

前舞の二人のうちの二人が出て舞う。他の一〇人は隅に控えている。二人はそれぞれ二本ずつの刀を持っている。だいたい楽譜2のAとBによつて舞う。四方をめぐる中央に戻り、着坐して終了。控えていた一〇人も加わり、祭壇前に横二列になって着坐・拝礼して退場する。

### (二九)杵舞(きねまい)

「十二人劔」と同じ衣裳の八人が左手に杵、右手にスズを持って登場する。一四分ほどを要する。入場して楽譜2 A Bで舞い始める。当分舞つてから箕を持った二人(子供)が出てくる。杵と箕の舞となつて、箕の登場からは楽譜17が奏される。まもなく箕を中にして、そのまわりを杵がまわる。そして杵二人が向かい合つて二本の杵を互いの両肩に渡し、その上に箕が乗る。これが二組できる。上から箕の中の紙吹雪を撒く。散華を思わせる。楽は楽譜17が続いている。箕が降りてそのまま退場。退場は楽譜6。

### (三〇)長刀(なぎなた)

白衣装に赤帯、黒脚絆、右手にスズ、左手に扇を持った舞人が一人登場。四五分もかかる長大な舞。連打に乗って入場して舞場内をまわり、中央にて祭壇に向かって立つ。そのままの姿勢でかなり長い唱教を唱える。終わつて着坐。ここから舞が始まるが、全体は三部分に分かれる。まず楽譜2が奏されて舞が始まる。四方をまわつて舞つたあと再度着坐。ここまですべて第一歩。

今度は赤い腰帯をはずして目の前に置く。腰には赤い帯をしたまま。楽譜2によつて、これを持って舞う。これが第二部。赤い帯を鮮やかに振りまわすが、後半からは楽譜5が奏されて動きが活潑になる。また着坐して、今振りまわした帯をタスキにする。準備が整つたところでナギナタを受け取る。ナギナタには赤い弊が付けられている。ここから第三部で、楽は楽譜17。リズムは力強い。後半ではテンポが早くなる。終了して中央に着坐。スズと扇を持って楽譜6にて退場。

### (三一)鉾舞(ほこまい)

鬼神面の一人舞。二〇分ほどかかる。道中で唱教を唱える。まもなく楽譜7で入場。白衣、赤いタスキ、赤い袴、白足袋、右手に扇、左手に杖棒を持っている。ひとしきり舞つて、祭壇前にて足を踏ん張り両手を上げた格好で第二の唱教を唱える。ここでは楽は停止。そこへ別の人がホコ(三つ又になつた槍)を持ってきて渡す。受け取つて楽譜7で舞うが、まもなく入口延命門前で第三の唱教。再び楽譜7で舞う。唱教があつて舞、しばらくして唱教という形で第七の唱教まで唱える。その後の舞に少し変化した動作があるが、そのまま楽譜7で退場する。最後は楽譜6が奏される。

### (三二)三笠(みかさ)

舞人四人。一四分ほどの舞。白衣に青袴、赤タスキ、赤い腰帯、白足袋、笠、右手にスズ、左手に扇を持って登場。楽譜1の太鼓で登場して、祭壇に向かって横一列に並ぶ。すぐにオンスの長い唱教が始まる。唱教の後半は少しメロディックな旋律になる。終わつて楽譜2 Bで短く舞い、今度は四人全員が祭壇上から張つてある縄(三笠縄)を二本ずつ(実は一本で祭壇の上で折っている)左手に持つ。着坐して待つ。太鼓に促されて立ち上がり、楽譜2によつて舞い始める。縄を持ったまま移動するので、縄は次第に絡んでくる。

四方を舞つて元の位置に戻つてきて整列。楽も停止。今度は二本のうち一本を離す。力強い楽譜17に乗つて、その位置で縄を手繰り寄せる。全部手繰り寄せて終わり。最後は懐に入れていたスズを出して右手に持つて舞つて、着坐して終了。退場は楽譜6。

### (三三)納(おさめ)

四人の舞人の衣裳は三笠と同じ。ただし頭には笠ではなく烏帽子をかぶっている。右手にスズ、左手に刀を持っている。連打で入場して横一列となつて楽譜1で少し舞つて着坐。

楽譜2に乗つて舞い始める。しばらく舞つてから四隅に分かれ、刀を両手で持つて正眼に構える。オンスが神歌を唱える。神歌の途中から全員で唱える。終わると楽譜3による舞が短くあつて楽譜4の舞となる。

ここまでが一区切り。これを四回くり返す。つまり神歌が四回唱えられる。四回目の神歌のあとは少し舞が変わる。以上は神隨舞とほぼ同じ。一六分ほどを要する。

#### (二四) 舞揚(まじあげ)

「納」の続き。中央にて横一列に並び、刀を正眼に構える。米が三方に載せられて前に運ばれる。これに向かつてオonzの長い唱教。この間奏樂は停止。唱教が終わると、オonzは前に進み出て刀を縦横に切る仕草をする。それから唱教を唱えながら、三方の上の米を刀の切先ですくって、神樂宿の宿主の持つ紙の上に移す。終わると宿主はこれを持って退場。太鼓の連打が始まる。四人の舞人は唱教を唱えながらゆつくりと舞場内をまわる。最後少し早くなって、元の位置で横一列に並んで少し舞って着坐。太鼓の連打で立ち上がって、樂譜6にて退場。約一七分。

#### (二五) 住吉

鬼神面の一人舞。六分ほどかかる。鬼神の衣裳は赤い狩衣に赤い袴、白足袋、右手に扇、左手に杖棒を持って登場する。樂譜7の太鼓で入場し、中に入ってから笛が加わって舞が始まる。四方を一巡して入口延命門の前で唱教。この間は奏樂は停止。唱教が終わると再度舞場の四方を舞って退場。退場の樂は樂譜6。

#### (二六) 龍藏(りゆうざう)

鬼神面の一人舞。約一〇分。鬼神の衣裳は白い狩衣に赤い袴、白足袋、右手に扇、左手に御幣をつけた柳の枝を持っている。樂譜7で入場し、舞場内の四方を舞いながら一巡する。延命門の前で唱教。唱教の時は奏樂は停止。唱教が終わると再度四方を一巡して舞ったところで、御幣の付いた柳の枝を持った神官が祭壇の下から登場。奏樂は停止。中央にて祭壇を向いて並んで着坐する。神官は坐ったまま祝詞を奏上する。祝詞の間、太鼓は弱く樂譜12を叩き続ける。祝詞が終わると神官は祭壇下へ退場、鬼神は樂譜7で舞って、最後は樂譜6で退場。

#### (二七) 太力(たじから)

入口のはるか手前から鬼神面による唱教が始まる。白衣に赤い袴、赤

いタスキ、白足袋、右手に扇、左手に杖棒を持って樂譜7に乗って登場。入口の延命門を入ったところで二回目の唱教、樂は停止。舞場の隅には天の岩戸に見立てた戸板が立てかけられている。鬼神はひと通り舞ってから延命門の前に立って三回目の唱教。唱教が終わると舞い始めて、またもとの位置に戻って四回目の唱教。この唱教が終わると樂譜7に乗って勢いよく舞い始め、天の岩戸のところに行つて戸板を放り投げる。あとは力強い樂譜7による舞。四方を舞ってからまた延命門前で五回目の唱教。そのあと四方を舞って退場。最後は樂譜6。一七分。

#### (二八) 將軍

無人二人。白衣に青い袴、赤いタスキ、赤い腰帶、頭には毛笠をかぶり、腰に刀を差し、右手にスズ、左手に扇を持って樂譜1に乗って登場。入場して祭壇に向かつて並んで立つ。まず後ろ手に手を組んだ姿勢で唱教が唱えられる。唱教の間は奏樂は停止。唱教が終わると引き続き花舞へ移る。六分ほど。

#### (二九) 花舞

將軍舞から引き続いて舞われる。二人の舞人は樂譜15の太鼓のリズムに乗って祭壇へ行き、餅の入った盆を取り、それぞれ左手に捧げ持つて舞う。奏樂は一貫して樂譜15。舞いながら盆を上差し上げて回転させるなどの仕草があり、最後に中の餅を撒く。観客が舞場内に入ってこれを拾いあう。樂譜15のリズムが続く中で、無人二人はそれぞれ右手に刀を持って舞う。四方を巡り、当分舞ってから中央にて着坐、太鼓の連打に乗って退場。七分ほど。

狭野の神舞 (楽譜)

楽譜 1

♩ = 76 ぐらい

A

楽譜 2

♩ = 80 ぐらい

B

楽譜 4

♩ = 110 ぐらい

D

楽譜 3

♩ = 72 ~ 110

C

楽譜 5

♩ = 72 ぐらい

a

b

c

d

楽譜 6

♩ = 72 ぐらい

楽譜 7

♩ = 140 ぐらい

楽譜 8

♩ = 80 ~ 112

a

b

c

狭野の神舞(楽譜)

楽譜9

♩=76ぐらい

楽譜10

♩=76ぐらい

あおきも のオ あ お き あ お つ ちい あおや なぎ ヤ ン

ハ ハ ヤハ た に の お ざ さ や みねのわア つ や

楽譜11

♩=100ぐらい

a

b

楽譜12

♩=80~100

楽譜13

♩=80~100

楽譜14

♩=98

楽譜15

♩=80

楽譜16

♩=80~100

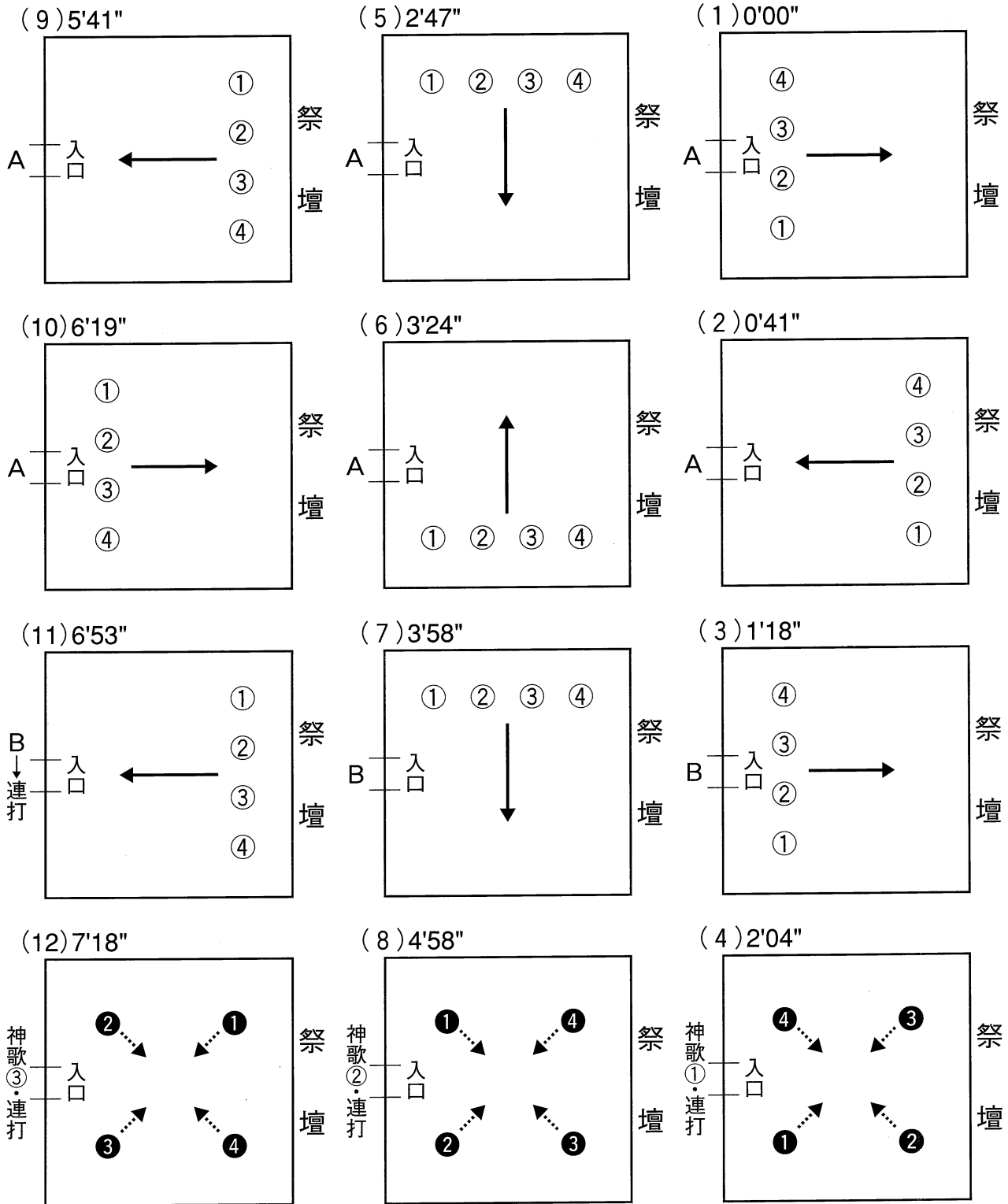
楽譜17

♩=168

a

b

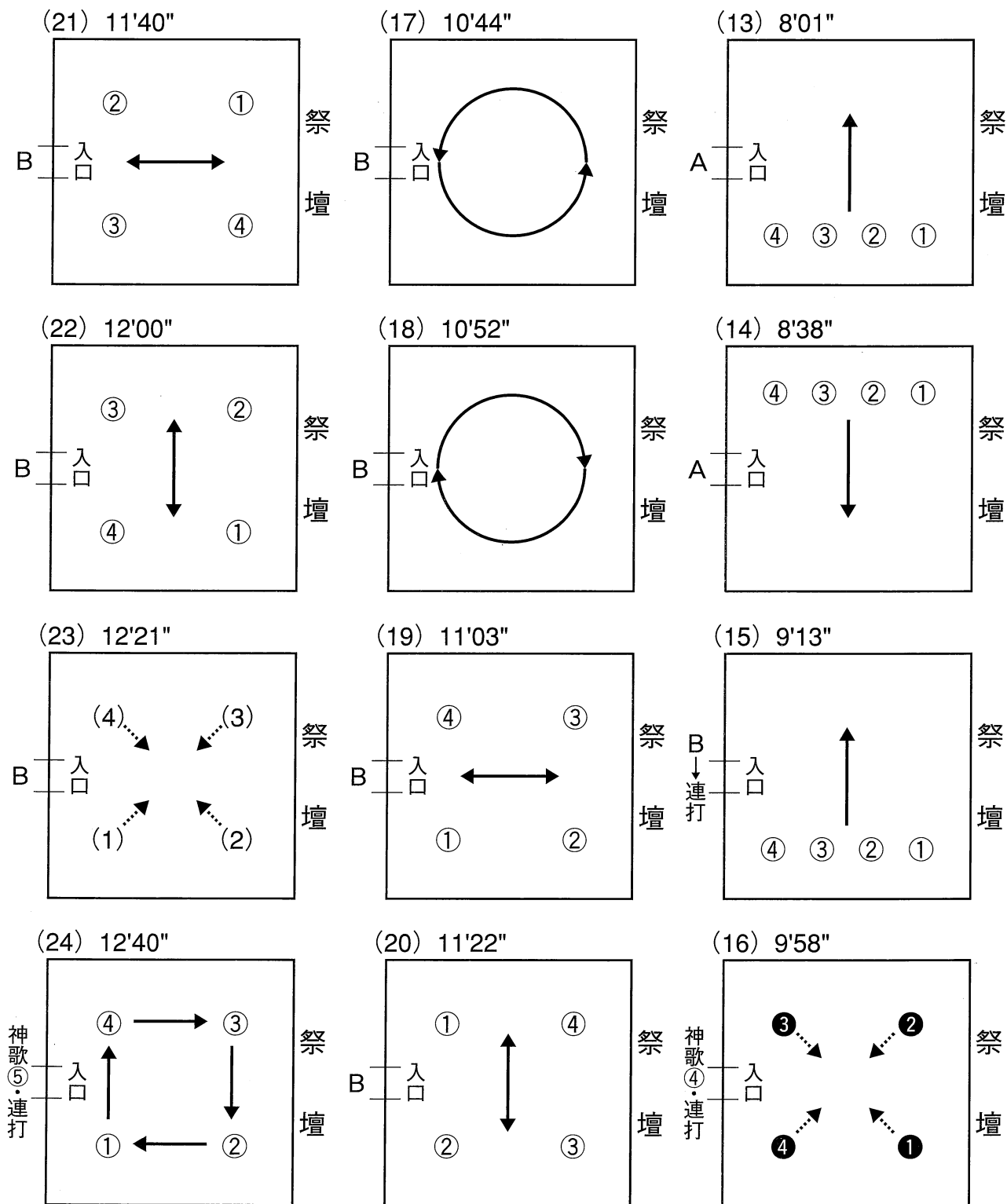
狭野の神舞(構成図)



① = 立って舞う  
 (1) = 腰を下ろす  
 ● = 立ったまま静止

→ 移動  
 ⇝ 向き  
 A B C は音楽を示す

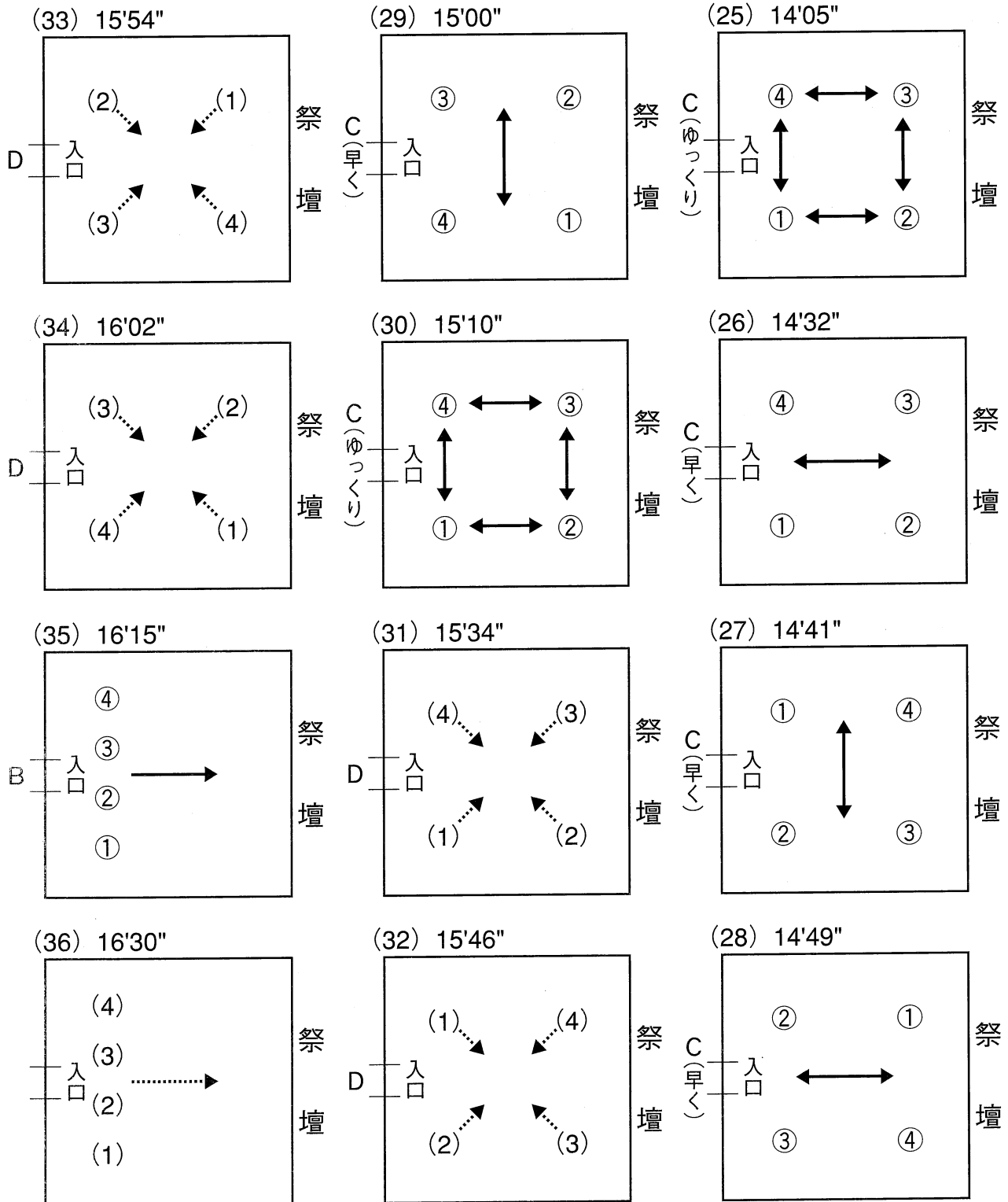
狭野の神舞（構成図）



① = 立って舞う  
 (1) = 腰を下ろす  
 ● = 立ったまま静止  
 → 移動  
 ↘ ↙ 向き  
 A B C は音楽を示す



狭野の神舞(構成図)



① = 立って舞う  
 (1) = 腰を下ろす  
 ● = 立ったまま静止  
 → 移動  
 ⇢ 向き  
 ABCは音楽を示す

祓川の神舞(楽譜)

楽譜 1

♩ = 160

Musical score for '楽譜 1' consisting of two staves. The first staff starts with a 2/8 time signature, followed by a 3/8 time signature. The second staff also starts with a 2/8 time signature, followed by a 3/8 time signature. The music features eighth and sixteenth notes with accents and slurs.

楽譜 2

♩ = 80ぐらい

Musical score for '楽譜 2' consisting of seven staves. The first staff is in 2/4 time and includes a section labeled 'A1'. The second and third staves feature triplets. The fourth staff includes a section labeled 'A2'. The fifth and sixth staves continue the triplet patterns. The seventh staff includes a section labeled 'B' and ends with a tempo change to ♩ = 160ぐらい and a 3/8 time signature. The score includes various rhythmic patterns, slurs, and accents.

祓川の神舞(楽譜)

楽譜 2 の続き

楽譜 3

♩ = 86 くらい

楽譜 4

♩ = 160 くらい

# 祓川の神舞(楽譜)

## 楽譜 5

♩ = 100 ぐらい

Musical score for '楽譜 5'. It consists of two staves. The upper staff is in treble clef with a 2/4 time signature. The lower staff is in bass clef with a 4/4 time signature. The music features a melody in the upper staff and a rhythmic accompaniment in the lower staff, primarily using eighth and sixteenth notes.

## 楽譜 6

Musical score for '楽譜 6'. It consists of two staves. The upper staff is in treble clef with a 2/4 time signature. The lower staff is in bass clef with a 4/4 time signature. The music features a melody in the upper staff and a rhythmic accompaniment in the lower staff, primarily using eighth and sixteenth notes.

## 楽譜 7

♩ = 84

Musical score for '楽譜 7'. It consists of two staves. The upper staff is in treble clef with a 2/4 time signature. The lower staff is in bass clef with a 4/4 time signature. The music features a melody in the upper staff and a rhythmic accompaniment in the lower staff, primarily using eighth and sixteenth notes.

## 楽譜 8

♩ = 80 ぐらい

a   
Musical notation for '楽譜 8' part a. It is a single staff in treble clef with a 2/4 time signature. The music consists of a rhythmic pattern of eighth notes.

♩ = 80 ぐらい

b   
Musical notation for '楽譜 8' part b. It is a single staff in treble clef with a 2/4 time signature. The music consists of a rhythmic pattern of eighth notes.

♩ = 80 ぐらい

c   
Musical notation for '楽譜 8' part c. It is a single staff in treble clef with a 2/4 time signature. The music consists of a rhythmic pattern of eighth notes.

祓川の神舞(楽譜)

楽譜9

Musical score for '楽譜9' consisting of two staves. The top staff features a melody with a tempo marking of ♩ = 120 ぐらい. The bottom staff contains a complex rhythmic accompaniment with various note values and rests.

楽譜10

Musical score for '楽譜10' consisting of a single staff with a 3/8 time signature and a few notes.

楽譜11

Musical score for '楽譜11' consisting of four staves. The score includes various time signatures such as 2/8, 3/8, and 2/4, along with complex rhythmic patterns.

楽譜12

Musical score for '楽譜12' consisting of a single staff with a tempo marking of ♩ = 70 ぐらい and a 3/8 time signature.

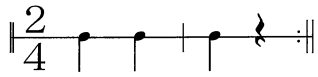
楽譜13

Musical score for '楽譜13' consisting of two staves. The top staff has a melody with a key signature of one flat, and the bottom staff has a rhythmic accompaniment.

祓川の神舞(楽譜)

楽譜14

♩ = 72ぐらい

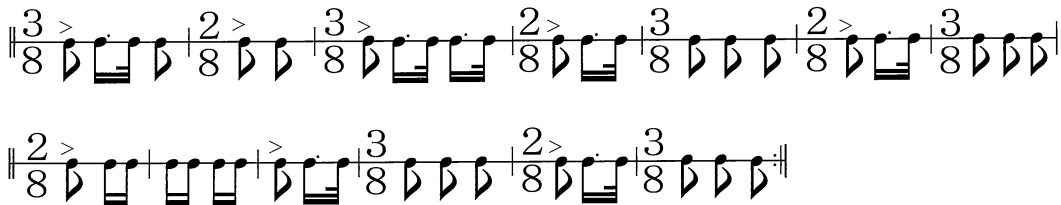


楽譜15



楽譜16

♩ = 170ぐらい



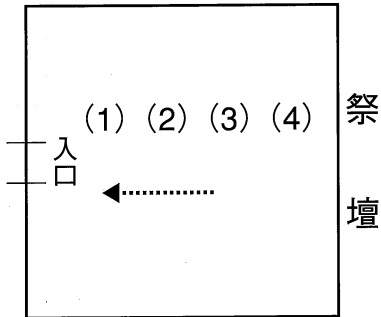
楽譜17

♩ = 82ぐらい

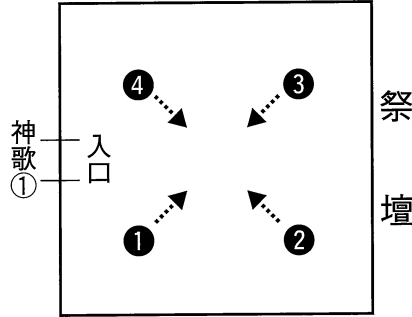


祓川の神舞(構成図)

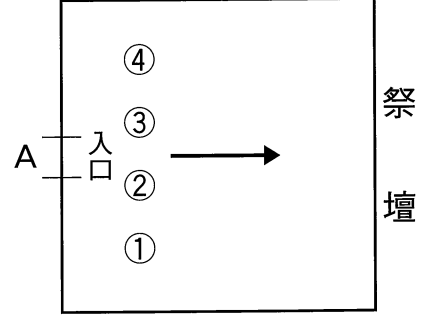
(9) 4'31"



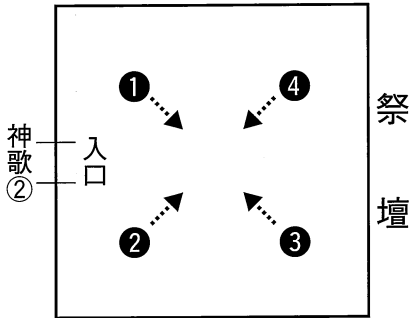
(5) 1'38"



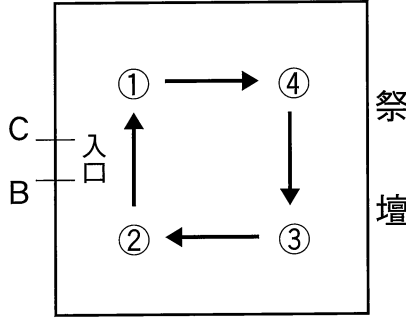
(1) 0'00"



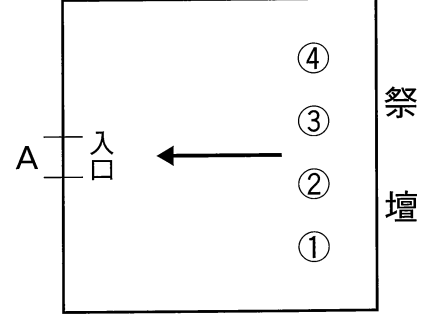
(10) 4'41"



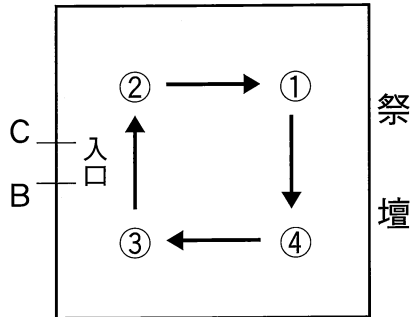
(6) 2'38"



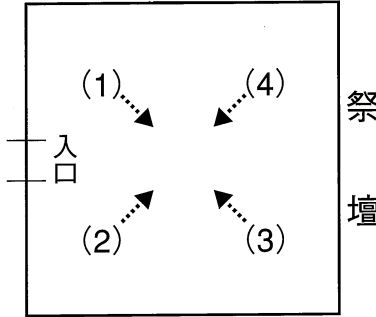
(2) 0'28"



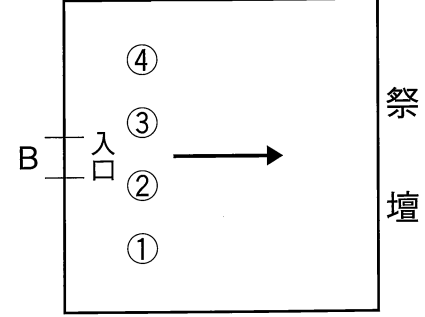
(11) 5'41"



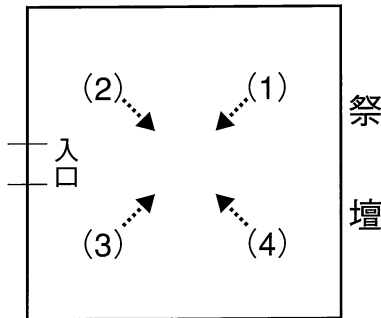
(7) 3'17"



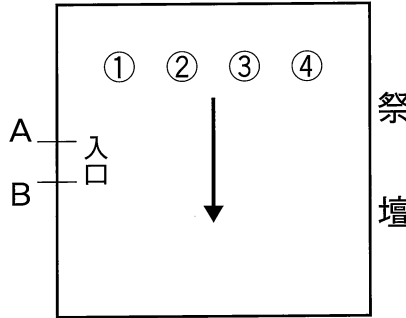
(3) 0'49"



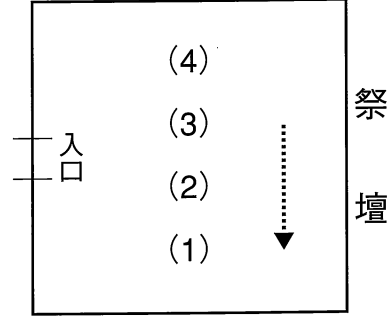
(12) 6'19"



(8) 3'26"



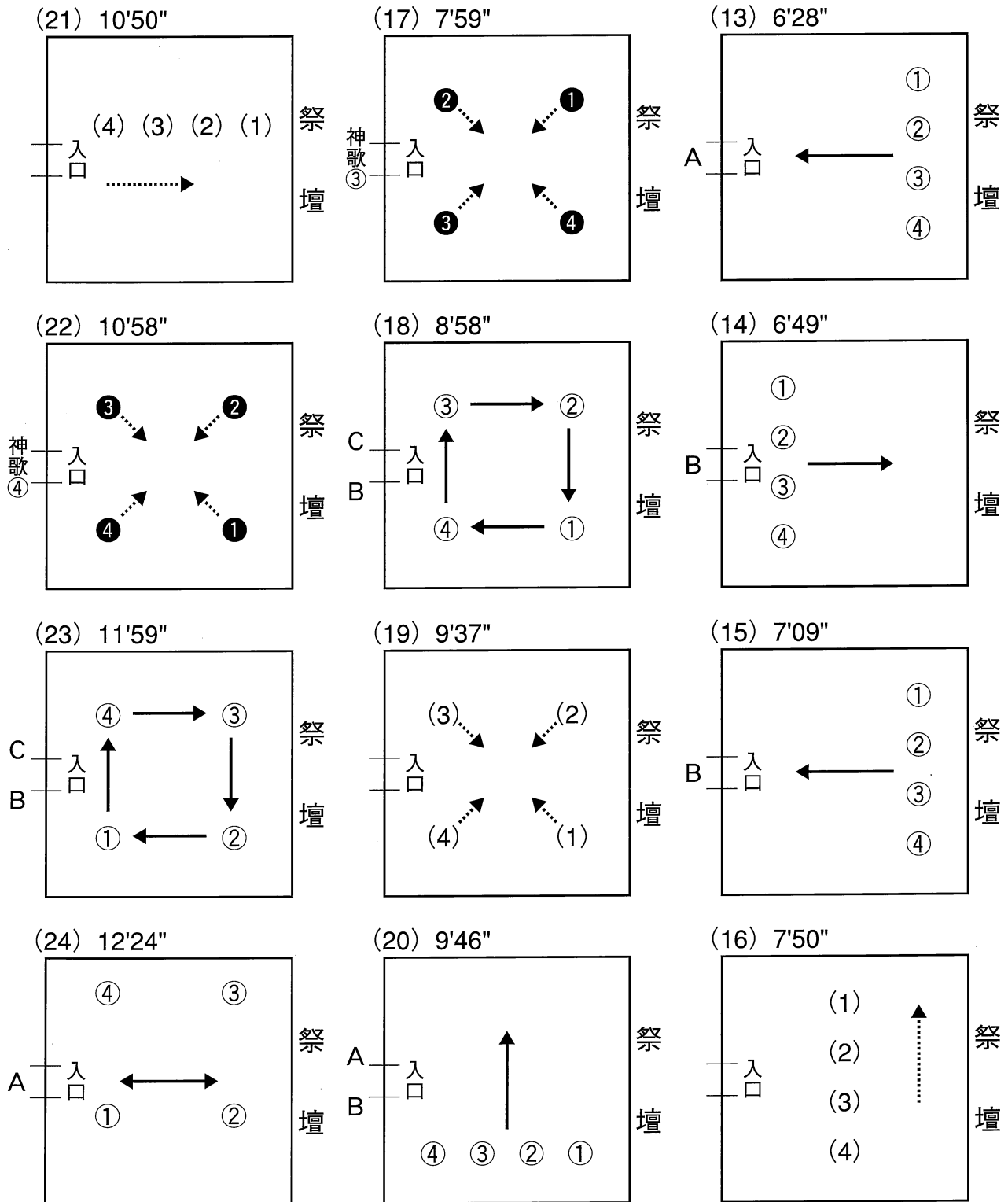
(4) 1'29"



① = 立って舞う  
 (1) = 腰を下ろす  
 ● = 立ったまま静止

→ 移動  
 ⇢ 向き  
 A B C は音楽を示す

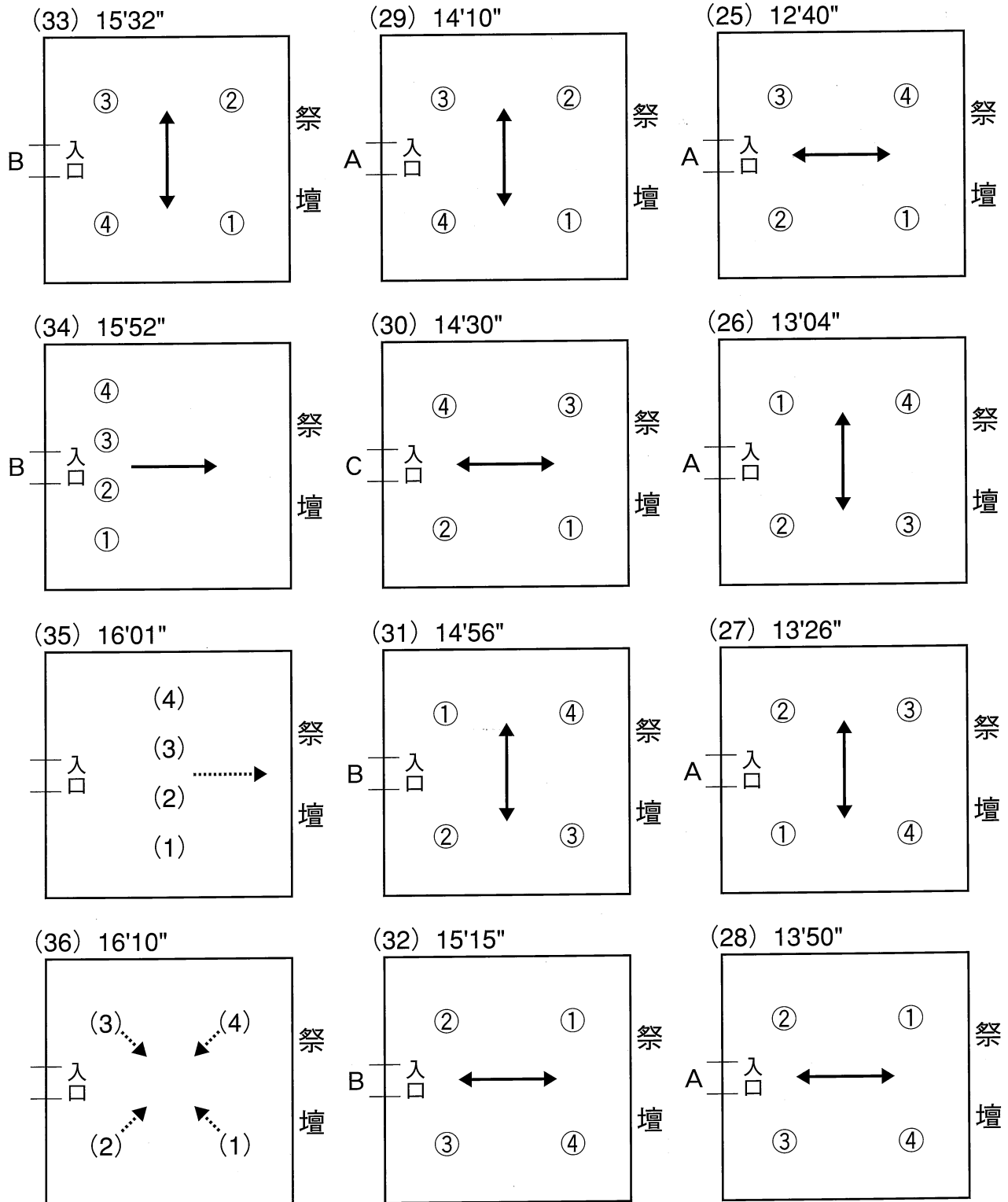
祓川の神舞(構成図)



① = 立って舞う                      → 移動  
 (1) = 腰を下ろす                    ⇨ 向き  
 ● = 立ったまま静止                A B C は音楽を示す



祓川の神舞(構成図)



① = 立って舞う  
 (1) = 腰を下ろす  
 ● = 立ったまま静止  
 → 移動  
 ⇨ 向き  
 A B C は音楽を示す

## 第六章 神舞面についての考察

### 第一節 はじめに

霧島東神社の祓川神舞・狭野神社の狭野神舞は、基本的には同じ内容のものである。しかし、両神楽に使用される現存仮面の相貌・形式はかなり違っている。この仮面の相違は、系統差なのか、それとも時間差を示すものなのか注目される。

いずれにしても、両神舞に使用されている仮面の有り様を理解する上で、両神楽に使用されている現存神楽面の調査は興味深い。以下、両神社の神楽面の実態をまず記しておく。

因みに、狭野の神舞を記したものに、文政六年（一八二三）十一月吉日と奥書のあるものがある。そこには、この神舞番付は寛延三年（一七五〇）九月に書き改めたものの写しとある。とすると、この神舞は、寛延以前から行われていたことが想像される。祓川の仮面の中に宝暦十一年（一七六一）と銘のあるものがあって記事を裏付けている。それでは、両神舞所蔵の神舞面は、形式的にどんな特徴を持ち、そこからどんな歴史を想像させるのであろうか。現存の所蔵面中、重複している面（新面）は除いた。

### 第二節 祓川神舞面

（一）「龍蔵」の舞手の持つ採り物に付けて使用。胡粉地に濃い青漆彩色。目・口に金泥。眉を弧状風に描き、全体に菩薩面のような柔和な感じを受ける。聞き取り調査時には「鉾舞」と関係があると聞いたが、狭野神舞の「鉾舞」に使用する面とは少し面相が違っている。狭野神舞の「鉾舞」に使用する面相は女面風に見える。縦一八<sup>セ</sup>、横一三・四<sup>セ</sup>、深さ三・九<sup>セ</sup>。

（二）「田の神」という。「田の神」の曲に使用。胡粉地なく、木地上に濃い灰色漆彩色がしてある。目・額・口に金泥。頬下に黒の植毛。目を球形に作り、瞳を丸くあけてある。道化風に作られている。狭野神舞の

「田の神」・「臣下」という仮面とは面相・形式が違っている。狭野神社にあった名称不明の仮面（今日なし）の写真を見ると目の形など似たところがある。縦一九<sup>セ</sup>、横一六・七<sup>セ</sup>、深さ五・九<sup>セ</sup>。

（三）「宇治」という。「宇治」の曲に使用。黒茶漆彩色。額・目に唇に金泥。眉を白漆で塗る。顎鬚に植毛。縦二〇・六<sup>セ</sup>、横一五・八<sup>セ</sup>、深さ五・七<sup>セ</sup>。

（四）「高幣」という。「高幣」の曲に使用。女面。白彩色。頬・口を紅で塗ってある。目・歯金泥。眉を黒で描く。縦一七・五<sup>セ</sup>、横一三・三<sup>セ</sup>、深さ四・七<sup>セ</sup>。

（五）「鉾舞」に使用か。女面。白地。髪は黒。目・歯・唇に金泥。目を白く塗る。耳を彫ってあり特徴がある。裏に刻銘で「辛巳十一月」「二十才」「□奉」「作者」「宝暦十一年」とある。縦一九・七<sup>セ</sup>、横一三<sup>セ</sup>、深さ六<sup>セ</sup>。

（六）「手力」という。「門境」の曲に使用。胡粉地に朱漆彩色。目・歯に金泥。頭部・鼻髭・顎鬚に黒の植毛。裏に朱漆を塗る。縦二二・八<sup>セ</sup>、横二〇<sup>セ</sup>、深さ八<sup>セ</sup>。

（七）「金山」という。「金山」の曲に使用。胡粉地なく、朱漆彩色。目・歯金泥。頭髪・鼻髭・顎鬚に白い植毛。縦二一・二<sup>セ</sup>、横一五・二<sup>セ</sup>、深さ六<sup>セ</sup>。

（八）「飛出」という。「飛出」の曲に使用。胡粉地なく、木地上に直接朱漆彩色。目・額・口に金泥。眉を白く塗る。顎鬚黒植毛。目を球形に作る。瞳を丸くあける。裏は素地。荒い飽目。縦一七・六<sup>セ</sup>、横一三・二<sup>セ</sup>、深さ四<sup>セ</sup>。

### 第三節 狭野神舞面

寛延三年九月七日の年号の見える「神事番付」に神舞の曲名が記してある。今日は新面が作られていて、その新面を使用している。ここでは旧面を中心に記す。

（九）この面を模写した新面裏に「高幣」と墨書してある。「高幣」の曲に使用。女面という。胡粉地が見られるが、剥落しており、彩色は明らか

でない。全体に黒ずんでいる。黒ずんでいるのは油煙によるものである。頭部冠型を黒漆で塗り、眉を墨で描いてある。左右の髪を墨で描き、唇に朱を塗ってある。裏に墨書があるが読めない。眉・目を吊り上げて描き、強い表情に作られている。両頬に笑くぼを刻し、歯列はない。顎のあたりの作りは女面を思わせる。吊り上がった眉・目は女面とすれば特徴があるが、神楽の女面にはこの相貌のものが比較的ある。笑くぼが刻してあるのは特徴的である。笑くぼを刻するのは古い能面の中に幾つか発見されている。桐材。縦二一・九、横一一・九、深さ四・四。

(一〇)この面を写した新面には裏に「御笠」とある。古い面の裏に白紙を貼り、それに「高幣」と墨書してある。「御笠」「高幣」に使用されていたのであろうか。若い女面である。胡粉地に橙漆彩色。髪・鼻髭を墨で描き、唇に朱、上歯に黒漆を塗る。鼻髭をはねあげ、目尻をはねあげて描いてある。上歯のみを刻す。瞳を四角にあげ、両頬に笑くぼを刻してあり特色をなす。顎に一本線を刻し、ふくらみを見せてある。裏は荒い。檜材。縦一九・五、横一二・三、深さ五・六。

(一一)この面を写した新面の裏に「飛出」と墨書してある。「飛出」の曲に使用。胡粉地なく橙漆彩色をし、その上に朱彩色をしてある。眉・鼻髭・顎鬚を黒漆で描く。目を黒漆で塗ってある。右目に緑青のあとが見える。金具を目にはめてあったのかと思う。耳を刻し、両頬に三段に彫りこみがあるのは頬髯のつもりであろう。目に布を貼った跡があり、補修と思われる。目を球形に作ってある。縦二〇・二、横一四、深さ五・五。

(一二)この面を写した新面の裏に墨書で「手力」とある。「手力」の曲に使用。鬼神系の面相である。胡粉地なく、木地上に直接朱漆を塗り、その上に黒漆を塗ってある。赤を黒に塗り替えたのかと思う。眉を渦巻型に彫り、目・歯に金具をはめ、鼻髭・唇下髭・顎に植毛がしてある。檜材。縦二四・二、横一六・三、深さ一〇・二。

(一三)この面を写した新面の裏に墨書で「柴荒神」とある。「柴荒神」の曲に使用。砥粉地。歯に黒漆、唇に朱を塗る。上歯のみを刻し、耳がない。額皺三本を耳のあたりまで刻してある。頭部に植毛がない。鼻髭・顎鬚・唇下髭に植毛。眉間に山型の皺を二重に刻してある。面相は尉面だが、尉面とすると極めて特徴がある。縦一九・八、横一四、深さ五・九。

(一四)この面を写した新面裏に墨書で「興津」とある。「興津」の曲に使用。胡粉地に白漆彩色。髪を黒漆で塗り、眉・目・上歯を墨で描き、唇を朱で塗ってある。女面。桐材。縦一九・五、横一三・二、深さ四・九。

(一五)この面を写した新面裏に墨書で「志目」とある。「志目」の曲に使用。女面。胡粉地に白漆彩色。唇に朱。上脛を二重に彫る。上歯のみを刻す(小さい整った歯列)。頭部髪を中央で分けておらず、両頬に浅い笑くぼを刻しており、女面としては特徴がある。古い能の女面の中に、この形式のものが有り注目される。中央から縦に割れており、その割れ目を裏で麻布で貼ってある。縦二〇・九、横一一・九、深さ四・五。

(一六)この面を写した新面裏に墨書で「神化」とある。「神化」の曲に使用。胡粉地に桃色漆彩色。歯黒漆。唇に朱。眉・頬・顎鬚・鼻髭を墨で描いてある。上歯のみを刻し、眉上左右に浅い窪みをつけてある。目に細い金具をはめてあり、霊的な感じを受ける。裏は荒い鉋目。縦二〇・九、横一四・三、深さ五・四。

(一七)この面を写した新面裏に「臣下」とある。「田の神舞」に使用という。胡粉地に黒漆彩色をし、唇に朱が塗ってある。上下歯二本のみを刻し、眉毛左右に一ヶ所ずつ、鼻髭・顎鬚三ヶ所植毛あとがある。切顎。目をへ字型に割り貫いてある。左右目が相違した作りになっている。能楽の三番叟面の古い形式を残しており注目される。縦一九・七、横一三・五、深さ三・九。

(一八)この面を写した新面裏に「住吉」とある。「住吉」の曲に使用。胡粉地に橙漆彩色。目に金具をつけたあとかと思われる竹釘のあとがある。頭部に植毛あとが四ヶ所一列につけてある。顎に植毛、鼻髭を手書きしてある。向かって右額は寄木になっている。縦一九・九、横一三・九、深さ六。

(一九)この面を写した新面裏に「鉾舞」と墨書してある。女面。胡粉地。剥落がひどく彩色は明らかでない。唇に朱。下唇をやや厚く作り特徴的である。上歯のみを刻す。両頬に笑くぼを刻してある。髪毛は中央で分けて描いてあるかどうか不明だが、新面は八字型に描いてあり神楽の女面風である。檜材。縦二〇、横一三・八、深さ四・五。

(二〇)この面を写した新面裏に「金山」とある。「金山」の曲に使用。鬼神系面。胡粉地なく、木地上に直接朱漆彩色がしてある。眉・顎鬚を黒

漆で描いてある。目・歯・牙に金具を使用。鼻髭・唇下髭・顎鬚を植毛にしてある。耳は獸耳でなく人間の耳。檜材。縦二三・二寸、横一五・四寸、深さ八・二寸。  
(二二)名称不明。現在紛失しており、所在不明。何に使用されたか未詳。写真が残っており、それによると目を球形に作っており、相貌・形式は民俗面風。

#### 第四節 特色と価値

祓川神舞の神舞面と狭野神舞の神舞面とは、二・三面は形式の上で共通しているものの、その面相・形式からわかるようにかなりの相違がある。両神社で行われている神舞は曲目など共通点が多く、系統を同じくするものであることが明らかである。にも関わらず、両神舞に使用されている仮面は、同じ曲目に使用されているにも関わらず、基本的な点で相違が多いのは何故であろうか。狭野神舞の「高幣」と呼ぶ仮面(二〇)は特色がある。面相は若い女性を表現している。祓川神舞の「高幣」に使用されている仮面(四)も若い女性である。又、狭野神舞の仮面(九)も眉・目を吊り上げ、強い表情に作られているが、女面といわれている。これらの面はいずれも若い女性である点は共通しているが、面相及び形式はそれぞれ違っている。

狭野神舞「高幣」の面(二〇)の特徴の一つは両頬に笑くぼを刻してある点にある。これは古い能面と考えられる仮面群の中に共通して見られる形式である。又、狭野神舞の「高幣」の面(九)は、同じ「高幣」の曲に使用されても、眉・目を吊り上げて強く描き、両頬に笑くぼを刻してあり、同神舞所蔵の仮面(一〇)と同様、古い能の女面を思わせる。だが、眉・目を吊り上げているのは神樂の若い女面との関係を思わせ、注目される。祓川神舞の女面(四)は目・歯を金泥で塗っており異様だが、新しく塗り変えたのであろうか。狭野神舞の「志目」に使用される女面(一五)は同神舞の「高幣」に使用される面と共通した点がある。共通点の一つは両頬に浅い笑くぼを刻してある点である。又、髪毛を中央で分けていない形式も古い能面の特徴を示している。狭野神舞の「鉾舞」に使用される女面(一九)も特色がある。それは両頬に笑くぼが刻されている点などである。祓

川神舞の「鉾舞」に使用される宝曆十一年と刻銘のある若い女面(五)は、額の短い素人作の面だが、髪毛を全体に塗りつぶしてあり、古様を思わせる。しかし、現在はその髪毛の上を新しく八字型に中央を分けて描き変えてあり、神樂面風にしてある。目・歯を金泥で塗っており、異様な感じを受ける。宮崎県椎葉村の神樂の女面の中に目に金具を使用したものがあり、それには寛永九年の墨銘がある。この椎葉村の女面は素人作だが、形式に特徴がある。狭野神舞の若い女面ではもう一面「興津(一四)と呼ぶ若い女面がある。この面は笑くぼはないが、髪毛を中央で分けておらず、形式・面相に今まで述べてきた若い女面と共通したものがある。以上の若い女面と同形式の面が同県椎葉村十根川、西米良村小川米良神社の神樂面の中に見られ注目される。十根川・米良神社の女面は古い能面と考えられるものである。

狭野神舞に「臣下(一七)と呼ぶ面がある。この面も特色がある。切顎形式である点、黒色である点、上下歯を欠け歯に作ってある点、目をへ字型割り貫きに作ってある点、左右目を違った形で表現してある点、眉・鼻髭・顎鬚を植毛にしてある点など、能樂の古い三番叟面を思わせ注目させられる。

狭野神舞の「柴荒神」と呼ぶ老人面(二三)も特色がある。尉面でありながら耳のない点、頭部に植毛のない点、などである。能面系の面相でありながら能の尉面でない形式である(今日の能の尉面はすべて頭部に植毛があり、耳がある。髪なし尉という例外はある)。この形式は古い能面の尉面中に類似したものが多く見られる。注目される形式である。

狭野神舞の「神化」と呼ぶ面(一六)も特色がある。眉の上の左右に小さい窪みを彫ってある点、目に細い金輪を使用している点は特徴的である。霊的な感じを抱かせる。今日使用されている能面はこの相貌と同じものはないが、能面の霊を表現する面と同類と思われる。とすると、能面の霊的面を思わせ、能面の古い形式を伝えるものではないかと考えさせる。

狭野神舞の「飛出」と呼ぶ面(一九)も特色がある。目を球形に作り、飛び出たように作ってある。耳をつけ、両頬に三段の彫り込みをつけてある。祓川神舞の「飛出」と同型であるが、祓川神舞の「飛出」(八)は植毛になつており、彩色も派手で神樂面風である。狭野神舞のものはどちらかというと能面風である。

狭野神舞の「住吉」と呼ぶ面（一八）も特色がある。頭部に一列に整った植毛のある点、閉口である点、眉間をしかめている点、である。これは特色というより、珍しい形式と思われ注意される。

狭野神舞の「手力」と呼ぶ面（二二）、これと全く同じ相貌・形式の面は全国になく、地域的で神楽面の特色を思わせる。祓川神舞の「手力」「金山」という鬼神系面は、形式・相貌は神楽面風である。

以上のことから、狭野神舞・祓川神舞の仮面は、いずれも神舞に使用されたことは明らかだが、狭野の神舞面の中には、近世神楽に使用される以前に、神楽という神事芸能に伴って行われていた猿楽能の仮面が残され、それが今日に残ったのではないかと思わせ貴重である。

それに対し、祓川神舞の仮面は出雲系神楽面の影響を受けて近世の神楽面として変化を受けたものと考えられる。

中世から近世への変化を考える神楽面の資料として、狭野の神舞面と祓川の神舞面は貴重である。

## 第七章 霧島六所権現と修験道

### 第一節 霧島六所権現と修験道

#### 一、はじめに

高原町に伝承される祓川と狭野の両地区に鎮座する霧島東神社と狭野神社は、共に霧島六所権現に含まれる社である。霧島六所権現がどの領域を指すかについては、諸説あることが『三國名勝図會』に記される。そのため、本報告に当たっては、狭野と祓川の神楽だけに焦点を絞るのではなく、霧島六所権現の神楽について歴史的に時代を溯って言及する必要があるのは当然である。

霧島六所権現を核とする修験道については、これまで根井浄『修験道とキリシタン』、永井哲雄『日向の山岳信仰について』、真鍋隆彦『霧島神宮の祭祀組織』がある程度で、基礎的研究そのものが不足している。筆者もかつて島津氏と修験道との関連で少し霧島山に関して触れた程度なので、ここで改めて神楽と霧島六所権現との関係を明らかにしておきたい。

#### 二、霧島六所権現

霧島という名称は一つの特定の山をさしているわけではない。高千穂峰・御鉢・中岳・新燃岳・韓国岳などを総称して霧島連山と称しているのである。最高峰は韓国岳（一七〇〇<sup>メートル</sup>）、次いで高千穂峰（一五七四<sup>メートル</sup>）となっている。高原町を含む宮崎県の平野部からは秀麗な姿を誇る高千穂峰が霧島山と称されており、『三國名勝図會』にも此嶽、本名は高千穂といへども、後來霧島山を以て通称とす」とあり、江戸時代からは既に高千穂峰を霧島山と呼び習わされていたことが認められる。

霧島の文献上の所見は『続日本後紀』承和四年（八三七）八月一日条とされ、

八月壬辰朔、日向国子湯郡都濃郡、妻郡、宮崎郡江田神、諸県郡霧島岑神、並預官社

と記される。天安二年（八五八）には霧島神が従五位上から従四位下に昇格し（『三代実録』同年一〇月二二日条）、式内社としても位置づけられている（『延喜式』）。霧島六所権現はこの霧島連山の麓に鎮座している。『三國名勝図會』によれば、霧島六所権現について次のように記される。

霧島神の祠廟、諸邑を併せて、其巨大なる者、凡六社あり、其一は會於郡邑田口村にあり、西御在所霧島六所権現と稱す、慶胤上人創建と云、別当は真言宗にて、華林寺と号す、開山慶胤上人と云、その一つは、小林邑真方村にあり、雛守六所権現と稱す、性空上人創建といふ、別当往古は同邑宝光院なりしに、今は別当寺なく、社司黒木氏のみ也、其一は、同邑細野村にあり霧島山中央六所権現と稱す、此祠は瀬田尾六所権現とも稱す、開山性空上人といふ、其一は高原邑蒲牟田村にあり、霧島東御在所所権現と稱す、創建審ならず、別当は真言宗にて錫杖院と号す、開山性空上人といふ、其一は同邑同村にあり、狭野大権現と稱す、神武天皇の御崇奉と見ゆ、別当は天台宗にて神徳院と号す、開山慶胤上人といふ、其一は、高城邑東霧島村にあり、東霧島権現と稱す、瓊々杵尊の御崇来と見ゆ、別当は真言宗にて、勅詔院と号す、開山性空上人といふ、是を世に霧島権現の六社と稱す、然るに、都城邑の舊説に、今所稱の六社の外に、霧島権現六社の一と稱する者二社あり、曰華舞六所権現、曰安原霧島大権現是なり、共に都城に在り、此説に據れば、往古の霧島六社は、今所稱の六社とは異なりしや、

ここに掲げられた霧島六所権現とは、西御在所霧島六所権現、雛守六所権現、霧島山中央六所権現（瀬田尾六所権現）、東霧島権現、霧島東御在所所権現、狭野大権現となっており、内容は左記の表の通りである。

旧社名	現社名	所在地	別当寺
西御在所霧島六所権現社	霧島神宮	鹿児島県始良郡霧島町田口	華林寺
雛守六所権現社	夷守六所権現	宮崎県小林市細野	宝光院
霧島山中央六所権現社	霧島岑神社	宮崎県小林市細野	瀬田尾寺

霧島東御在所所権現社	霧島東神社	西諸県郡高原町祇川	錫杖院
狭野大権現社	狭野神社	西諸県郡高原町狭野	神徳院
東霧島権現社	東霧島神社	北諸県郡高崎町東霧島	勅詔院

文政九年『霧島山略縁起 並畫圖相附』にも、欽明天皇の御代に慶胤上人という仙人が神殿を建立し、その後神火によって焼亡したのを、村上天皇の御代に性空上人が再興したと記されている。性空上人というのは、播磨国書写山円教寺の開基としてよく知られている。『朝野群載』によると、

篤信仏法。志在出家。父母不許。十歲就師。受讀法華經八卷。二十七加首服。後年從母日向國三十六遂出家。籠霧島山。誦誦法華。日夜無餘念。山菴幽寂。無四隣。日供絶盡。殆及數日。儲并日。然無飢苦數年。後去霧島。更移住筑前背振山。三十九得誦誦法華經。山中無人。清爽之時。十餘歲兒童等在同座。共誦此經。  
又有老僧。形體非凡。以一枚之書授上人。上人以左手握之。老僧耳語曰。福報遍照法花。光藏應正等覺。上人心異之。後到播磨國飭磨群書写山。造一間草庵住之。

とあり、三六歳にして霧島山に籠もつてから、三九歳に筑前国背振山に赴くまでの四年間は法華経を誦誦したと言われる。『元亨釈書』にも、霧島には「居四歳」とあり、四年間逗留したことが記される。『日本高僧伝抄要録』にも記されるが、性空は霧島山の後は、肥前国背振山に入り、最後に、播磨国に至つて書写山円教寺を開創する。霧島山が修験道の霊場となるのはこの頃からとされるが、今のところ史料的には確証はない。また、霧島六所権現なる名称がいつの頃から現れるのかも分からない。ここに記した平安期の『朝野群載』にも「霧島山」と記されるだけである。さらに、鎌倉期の『日本高僧伝』、『元亨釈書』とも「霧島」としか記されていない。

ところが、長門本『平家物語』には、治承元年(一一七七)、丹波の少将藤原成経が鬼界ヶ島に遠流の途中、島津庄に立ち寄つた記事のなかで次のように記される。

彼庄内にあさくら野と云所に、ひとつの峯高くそびえて、煙りたえさぬ所あり、日本最初の峯、霧島のだけと号す、金峰山、しゃかのだけ、富士の高根よりも、最初の峯なるが故に、名付けて最初の峯といふ、六所権現の霊地也

とあり、ここで初めて、六所権現の名が明記される。『平家物語』の成立は鎌倉期とされるが、この長門本の場合は成立年代がかなり下るのではないかと見られている。そのため、鎌倉期に霧島山を六所権現と称していた確証はない。

霧島六所権現は、後に戦勝祈願として戦国大名である島津氏の厚い庇護を受けるようになる。その先駆けとも思われる記事が、次の応永一六年(一四〇九)の「島津久豊寄進状」(『旧記雑録』前編二)である。

敬白  
奉懸霧嶋六所権現御宝前立願之事  
右、立願意趣者、修理亮久豊如念願、開弓箭之運、如所存令拝領國務候、知行之在所十町可奉寄進、所領之状如件  
応永十六年五月十五日  
久豊(花押)

島津久豊は弓箭の開運を祈願して、十町を霧島六所権現に寄進しているのが認められる。

### 三、戦国期の華林寺と霧島六所権現

霧島社の創立と共に欽明朝に建立されたと伝えるのが、華林寺という仏教寺院である。一度、神宮共々噴火によって焼失し、性空によって再興されたとする。当時は天台宗であったが、文暦元年(一二三四)の大噴火に遭い、文明一六年(一四八四)島津忠昌の命を受けた真言僧兼慶により再建したと伝える(『三國名勝図會』)。霧島連山の場合、有史以後も幾度も噴火に遇いながら、神社仏閣は焼失と復興を繰り返してきた。

霧島六所権現、華林寺ともに、平安の昔から建立されたように近世の

記録には記されるのであるが、史料的にはかなり曖昧な点が多い。六所権現に関しては、一五世紀初頭にその名が記され、一六世紀の島津貴久・義久の代に霧島六所権現が政策的に重要な位置を占めるようになる。ここではさらに戦国期の霧島六所権現と華林寺について見ていきたい。代に霧島六所権現が政策的に重要な位置を占めるようになる。ここではさらに戦国期の霧島六所権現と華林寺について見ていきたい。

戦国期の島津氏は合戦の決定手段として鬮をひくことがまま見られる。『上井覚兼日記』天正四年九月六日条にも、「必竟御当家御弓箭者御鬮肝要候」とあり、島津家にとつては御鬮による決定は不変なものであった。この御鬮を引く場所が、天文年間(一五三二〜一五五五)から永禄二年(一五五九)までは、大隅国一宮である大隅正八幡宮の内林性坊であったのに対して、永禄六年(一五六三)の伊東義祐との合戦においては島津貴久が初めて霧島六所権現で御鬮を引いている。

度々御鬮申下候事、雖相似軽神慮候、当家之事、奉頼偏御山之応護外無別儀、仰願六所大権現御座哀愍納受、差向所之敵城破却、一々心中之諸願令成就給へ、仍御鬮之意趣如件

条々

- 一到小林之城働之事、指寄候て喜ならば一鬮
  - 一時分伺候て於可然者二鬮
  - 一任佳例、可有白鬮候
- 永禄六年癸亥貳月彼岸 三日

この時期において、御鬮を霧島六所権現で引くようになるのは、伊東氏との地理的關係があったからに外ならない。日向国に本拠地をもつ伊東氏との闘いは、大隅国との分水嶺となる霧島連山の軍事的に利用することが絶対的必要不可欠となるからである。天正四年(一五七六)壯絶を極めた島津・伊東両軍による高原口の闘いは、島津軍によって高原城が陥落して結末を迎える。永禄年間の島津氏による霧島崇拜はこのような軍事的作戦によって始められたことがわかる。

続いて、永禄八年二月二五日には、霧島六所権現の別当寺である華林寺住職、頼継が、本田刑部少輔の要請により鬮を引くことが記される(頼継私覚書『薩藩旧記雑録』後編一―三二七)。華林寺については、この頃

から明確なかたちで歴史上登場することになる。この頼継が天正四年、島津義久の高原攻めの際に、次のような「私之立願」(『薩藩旧記雑録』後編一―八八三)を行っている。

### 私之立願

有社頭 若宮八幡 五反祭り 尾窪御住 飯富大明神 二反祭り  
有社頭 山王廿一社 五反祭り 〓尾谷ニヨリ 七社大明神 二反神楽  
霧島権現傍ニアリ号末社 田〓ニアリ 天子 二反神楽  
天神 五反祭り 霧島権現御供所御住  
霧島権現傍ニアリ末社 荒神 五反祭り 文殊菩薩 三反御堂作以後修正  
権現 左右善神 六反神楽 霧島権現鎮守 大日如来 五反祭り修正  
権現御母 野神 五反祭り

此度之御弓箭、偏霧島権現憑御申候、各々末社之御事、一入令御守護給へ、御立願之旨趣如斯、

天正四年八月彼岸日 願主頼継 判

『花林寺四世住持』

頼継は華林寺の四世住職と註が付されており、同寺は戦国期に入ってから歴代住職が常駐するようになる。『神社調』七「大隅国之部 曾於郡」によれば、同寺の住職は初代から三代まで記され、四代の頼継は「串木野頂峯院より入院候由申伝候住居死去年月不知忌日十四日」とある。この史料によると、霧島社内の神々や末社などに料田規模による祭礼や神楽・修正会などを挙行していることが認められる。頼継が鬮を引くこと、神楽を奉仕することなどを見ると、修験僧としての性格が強く認められる。頼継が第四代住職であることが確かであるならば、文明年間に兼慶法印



が同寺を中興し、以後、天台宗から真言宗に替わったという『三国名勝図會』の記事は信用できる。

#### 四、霧島連山の修験道と神楽

霧島連山が修験道の霊場であったことは一般によく知られている。ところが、その起源、及び実態となると、近世の地誌類に頼って明確な史料の根拠のないまま、「性空上人が入山修行した平安期以後のことだろう」という漠然とした見解が大勢を占めていた。しかし、筆者は歴代の島津氏の信仰史などから考えあわせても、霧島六所権現が重視されるのは早くとも十五世紀以後のことであり、華林寺が真言宗化するという文明年間以後とするのが妥当ではないかと考えている。

『上井覚兼日記』によれば、頼継が「私之立願」を行った前年の天正三年四月二日に、神楽に関する次のような記事がある。

曾於郡吉祥院霧嶋御神舞、先月廿五日より廿七日まで成就候、御代々御参候間、御花かう御持せ参候由候、同霧嶋にて神舞にハ、前々より大ほうハ不立候、此度ハ座主 頂峯院御鬮を申候に、可然おり候間、大ほう一ほん立候而之御神舞之由候、然處ニ、廿五日之亥時計、善神王之御前ニ稻荷之二聲こたひ候由、目出由御申候也、并霧嶋之祝参候、是も御目にかけて候

曾於郡にある吉祥院というのは、重久村(現、国分市)にあり、真言宗で開山は信遍、開基は税所氏といい、往古は橘木城内(同、重久村)にあったという。島津貴久・義久が寄進した鐘一口がある。

この条文によると、吉祥院において神舞を三月二五日から三日間かけて成就したとされる。神楽を演じられた場所は曾於郡にある吉祥院であり、ここで霧島御神舞を奉納していたことが認められる。この場合、吉祥院で行われる神楽が霧島御神舞と称されていたのか、霧島社から舞人が吉祥院に向向して舞ったのかは分からない。三日間は大勢の参詣人が代わる代わる花と香を持って参詣したとある。霧島の神舞では大宝の注連は立てることはないが、このときは、座主である頂峯院(頼継力)が御鬮を引いたところ、立てるべしとの結果が現れたとしている。すると、

初日の二五日の亥の刻に、善神王の前で稻荷が二回鳴くのが聞こえたという。稻荷の声というのは、島津氏にとって稻荷は初代、忠久以来の守護神であり、稻荷の声が聞こえるというのは御嘉例とされている。華林寺座主である頂峯院を頼継とする根拠は先に見たとおり、頼継が串木野の頂峯院から入院したため、このように称されたと考えられる。

大宝の注連は南九州各地の神楽で現在もよく見られる。高原町祓川・狭野の両地区の神楽でも大宝は立てられる。大宝のことを狭野の場合は、単に「サオ」と称しており、祓川では「注連」という用語が残る。祓川では、祭りを行う当番となる宿の庭において、祭りの前日、注連を作って一本立てられる。孟宗竹の竿に先端に藁束を巻き付け、「日本国中 松尾大明神 天神地祇」と書いた紙を貼る。祭り当日は舞所なるミコウヤに、三本の注連を立てる。中央は一本は向注連を称して「国常立尊・国狭槌尊」と記す。両脇は両脇注連と称して、向かって右側は「伊弉諾尊」、左側は「伊弉冉尊」と記す。

これらは戦国期の霧島修験の神舞の作法を、今日まで伝えられたことを如実に示すものであり、また、霧島山周辺に伝えられる神楽は歴史的に見て、戦国期までは溯り得る内容を有していると考えられる。

#### 第二節 狭野神社と神徳院

##### 一、狭野神社と神徳院の沿革

祭神は神倭伊波礼彦天皇・吾平津姫命・天津彦彦火瓊瓊杵尊・彦火火出見命・彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊・木花開耶姫命・豊玉姫命・玉依姫命。

同社は幾度かの霧島噴火により焼失と復興を繰り返している。享保元年(二七一六)九月二五日から翌年一月七日にかけての噴火によって社殿と別当寺である神徳院が焼失した。その後、退転を繰り返して慶応四年(一八六八)神徳院は廃寺となり、明治三十九年、宮崎神宮改築に伴い旧社殿の寄進を受け、翌四〇年に竣工した。これが現在見る社殿である。

神徳院は霧島山仏華林寺神徳院といい、天台宗穴太派。本尊は阿弥陀如来で、狭野寺とも称された。創建開山は慶胤、再興開山は性空、中興開山は有淳とされる(『三国名勝図會』)。

狭野神社・神徳院の沿革を知るには『神道大系 神社編四十五』に収められる文化八年(一八一二)『霧島山狭野大権現御神名附并由緒書帳』が有益な資料となる。前半部は神社設立の神話的な縁起が記され、後半部は神徳院の歴代法印名が記される。初代、性空上人から始まる記録で、近世の歴代の法印の動向がよく分かる資料である。このなかに、社家を組織して神楽を始めたという次のような記録が伝えられている。

第一八憲純法印 野辺氏小林之産、宥憲弟子、所化名茲圓房、住山于東叡山而学業稍勤矣

(中略)

延宝六年、自公儀糺神社仏閣由緒軌則等、此時東光坊盛長当寺住持、以住山之間為時、当社司密約押領司為祝子之、転門前者為社人、始令司兩所権現之祭奠、既從之先当社之社人每所致祝詞神樂等也、故明曆二年從東光坊差出帳云、神主事從祈願所被加下知、不及書記云々

この史料によると、延宝六年(一六七八)に公儀から神社仏閣に対して由緒書や規則などを調べるように通達があった事が知られる。この時、冒頭に明記されているように、憲純法印は比叡山に入山していたのであろう。この留守の間に、東光坊の盛長という当時の住持が密約を交わし、押領司を祝子として、門前の住人を社人として、祓川の兩所権現(霧島東御在所兩所権現社)の祭典にあたらせたのである。狭野の住人が祓川の祭典にあたらせたという、極めて異例の事態があったと推察される。狭野の社人は、すでに祝詞神楽を行っており、この組織を霧島東神社に利用したという事になる。神主の事は祈願所より下知を加えられる事であって書記の必要はないと語り、後世に覆い隠すべき事態が発生したと思われる。

狭野神社には、この時の状況を記す縁起・由緒書がいくつか残されているが、この事態を説明する手掛かりは掴めない。狭野の社人が祓川に出向したのが、一時的なものであったにせよ、狭野と祓川においては神楽レベルでの交流が早くから行われていたと考えた方がよいのかも知れない。

『霧島山狭野大権現御神名附并由緒書帳』の記事を裏付けるように、神主の家柄であった岩元家には、延宝六年戊午二月六日『社方含蔵帳』が残る。

延宝六年戊午二月六日『社方含蔵帳』

○社方含蔵帳  
○一 高原社人役付帳

- 一 屋敷壺ヶ所 霧島正祝子衆中 岩元宮内左衛門
- 一 右ハ神前ニ而御名を奉申上御祈禱申役ニ而御座候
- 一 同 壺ヶ所 権祝子 日高権左衛門
- 一 右者祝詞之時御幣取次役ニ而御座候
- 一 同 壺ヶ所 但當職屋敷 押領司休左衛門
- 一 右者太鼓打ならし申役ニ而御座候
- 一 同 壺ヶ所 右同断 窪田助六
- 一 右者笛吹ならし申役ニ而御座候
- 一 同 壺ヶ所 右同断 古川内蔵之丞
- 一 右ハかね打ならし申役ニ而御座候
- 一 同 壺ヶ所 右同断 益田助吉
- 一 右ハ御祭七日前ニ柴さす役ニ而御座候
- 一 右者翁之面持役ニ而御座候 牧 善九郎
- 一 屋敷壺ヶ所 正市 二ノ内侍
- 一 右者御供もる役ニ而御座候 児玉義左衛門
- 一 右調拍子ならし申役ニ而御座候 押領司勝兵衛
- 一 右ハ木地あらい申役ニ而御座候 牧 四兵衛
- 一 右者正市家内ニ而御座候 坂口長左衛門
- 一 右者高原宗廟霧島狭野大権現社人 役付并名字書立差上可申旨寺社御奉行
- 一 所より被仰渡候ニ付而相調申候間被御覽届

正祝子

午二月五日 岩元宮内左衛門 印

高原

御愛衆中

右之表見届申候御仕様次第二被仰付可被下候以上

高原囃

午二月六日 丸山拾左衛門 印

寺社御奉行所 同 平川権兵衛 印

御取次衆中 同 宮田弥兵衛 印

恐らくこの史料が公儀から達しのあつた寺社調べであろう。門前の住人を社家として、岩元正祝子を先頭に、祝詞時の御幣の取次役、太鼓打ち、笛吹き、鉦打ち、柴さし、翁面の持役、御供持役、調拍子役、木地洗い役などの社家の名字を記している。

『霧島山狭野大権現御神名附并由緒書帳』によれば、享保三年の大噴火によつて焼失した寺院を列挙しており、そのなかに、「社家祝子岩本齋宮 俗名新右衛門 内子社人都合十五箇屋敷也」とあつて、この当時、狭野神社には一五戸の社家があつたことが認められる。

## 二、狭野の社家文書

岩元家が神主として登場するのは、『霧島山狭野大権現神名附并由緒書帳』によれば、「寛永元年甲子八月二十八日、兵部卿宥憲御目見、当住落着云々、神主岩元長三郎一の記事である。同家には慶応二年の神祇伯王家からの免許状が伝えられる。ここには修験関係史料が豊富に残り、そのなかで注目されるのは、次の近世の補任状一〇点である。

(一)文化四年(一八〇七) 補任状

補任袈裟之事

浪恵坊

右彼袈裟所令補任

仍状如件

文化四年七月十六日

(花押) 法印光海

(花押) 法印秀盛

(花押) 法印継雄

(裏面)

当山正先達 三輪山正大先達

法印了範(花押)

(二)明和七年(一七七〇) 補任状

補任権大僧都職之事

仙寿坊

右彼職所令補任

仍状如件

明和七年七月十六日

(花押) 法印孝慶

(花押) 法印賢静

(花押) 法印慶海

(裏面)

当山正先達 三輪山大先達

法印玉谿(判)

(三)明和七年(一七七〇) 補任状

補任 袈裟之事

泉寿坊

右彼袈裟所令 補任

仍状如件  
明和七年七月十六日

(花押) 法印孝慶  
(花押) 法印賢静  
(花押) 法印慶海

(裏面)

当山正先達 三輪山大先達  
法印玉谿(判)

(四) 寛政元年(一七八九) 補任状

補任院号職之事  
延寿院

右彼職所令補任  
仍状如件  
寛政元年七月十六日

(花押) 法印玄英  
(花押) 法印玉谿  
(花押) 法印賢静

(裏面)

三輪山正大先達  
法印玉谿(印)

(五) 寛政元年(一七八九) 補任状

補任大越家職之事  
延寿院

良長

右彼職所令 補任  
仍状如件  
寛政元年七月十六日

(花押) 法印玄英  
(花押) 法印玉谿  
(花押) 法印賢静

(裏面)

当山正先達 三輪山正大先達  
法印玉谿

(六) 天保十一年(一八四〇) 補任状

補任権大僧都職之事  
円祥院

右彼職所令 補任  
仍状如件  
天保十一年七月十六日

(花押) 法印仁秀  
(花押) 法印浄住  
(花押) 法印覚阿

(裏面)

薩州公御領内修験二出之

朱印 三輪山正大先達  
法印覚阿(花押)

(七) 天保十一年(一八四〇) 補任状

補任袈裟之事  
円祥坊  
右彼袈裟所令 補任状  
仍状如件

(花押) 法印仁秀  
(花押) 法印浄住  
(花押) 法印覺阿

(裏面)

薩州公御領内修験二出之  
朱印 三輪山正大先達  
法印覺阿(花押)

(八) 文久三年(一八六三) 補任状

補任院号職之事  
円寿院良戒  
右彼職所令 補任  
仍状如件  
文久三年七月十六日

(花押) 法印祐贊  
(花押) 法印覺純  
(花押) 法印碁定

(裏面)

朱印 中性院正先達不参二付  
桜本坊正先達出之

朱印

(九) 文久三年(一八六三) 補任状

補任大越家職之事  
円寿院良戒  
右彼職所令 補任  
仍状如件  
文久三年七月十六日

(花押) 法印祐贊  
(花押) 法印覺純  
(花押) 法印碁定

(裏面)

朱印 中性院正大先達不参二付  
桜本坊正大先達出之

(一〇) 文久三年(一八六三) 補任状

補任錦地袈裟之事  
円寿院  
右彼袈裟所令 補任  
仍状如件  
文久三年七月十六日

(花押) 法印祐贊  
(花押) 法印覺純  
(花押) 法印碁定

(裏面)

朱印 中性院正大先達不参二付

朱印

### 桜本坊正大先達出之

これらの補任状は三輪山、または中性院の代わりに桜本坊の正大先達から発行されていることが認められる。三輪山、中性院と、その代理として補任状を發給した桜本坊は全て真言宗である当山派の修驗道寺院である。修驗道史料である『踏雲録事』には、大和国大峰山に入峯修行をする当山派十二カ寺を列記している。この十二カ寺を「十二箇院先達」と称しており、左記の通りである。

- ①和州添下郡鳥見莊鼻高山靈山寺
- ②伊勢度会郡山田町 教王山 世儀寺
- ③紀州伊都郡高野山金剛峰寺行人方
- ④和州吉野郡井光山五台山 桜本坊
- ⑤同 添下郡補陀落山松尾寺中福寿院
- ⑥同 山辺郡内山永久寺
- ⑦同 添上郡菩提山正曆寺
- ⑧江州甲賀郡金寄山飯道寺岩本院
- ⑨和州式上郡三輪山平等寺
- ⑩同 葛上郡宝宥山高天寺
- ⑪同 添上郡菩提山正曆寺中宝藏院
- ⑫江州甲賀郡金寄山飯道寺梅本院

### 三、發給者

岩元家所藏の補任状のうち、(一)〜(七)が大和国の三輪山大先達、(八)〜(一〇)は同じ大和国吉野の桜本坊となっている。三輪山先達は嘉永五年(一八五二)の花供峯入峯を最後に十二箇院先達を離脱している。岩元家文書の天保十一年(一八四〇)の補任状が最後の三輪山大先達の發給文書となっているのはそのためである。

大和国松尾寺には中世末から近世にかけて、十二箇院先達が補任を与えた記録帳が残っている。このなかの、安永五年(一七七六)〜文化二年(一八一五)までの『当世出世修驗手続』によれば、法印職を与えた国別の人数は、三輪山が日州(日向国)三、隅州(大隅国)四、薩州(薩摩国)五

とあり、他に内山と岩本院が日州については各一となっている。薩摩藩内に与えた数としては三輪山が最も多いことが分かる。三輪山平等寺が欠けて十一先達となった当山派修驗寺院に、幕末から明治にかけて新たに三ヶ寺の先達株が加わることになる。その三ヶ寺とは、嘉永二年(一八四九)に加入した中性院、明治元年の真如心院、明治二年の福園院である。岩元家補任状の中で結果的には發給していないが、中性院の名が記される。これについて述べると、嘉永二年(一八四九)に、三輪山正先達であった俊良が、京都の醍醐寺三寶院門主の思し召しがあつて三輪山を離れ、醍醐山内の三寶院付属の院家中性院において新たに正先達を勤め、中性院寛了坊俊良と称した。俊良はもとは薩摩国鹿児島若院住で三輪山先達の同行であつたが、弘化年中の頃から清僧に立ち、三輪山大門坊の弟子になり、次いで領主の懇願により弘化四年(一八四七)七月に三輪山正先達職に昇進した。俊良がいつ死亡したかは不詳とされる。その後、中性院を継いだのは同じ鹿児島若院住職の俊章であつた。文久三年の(八)〜(十)の補任状は、三輪山平等寺が先達職から離脱し、その後、新たに加入した中性院から、狭野大権現の社家が補任状を發給してもらおうと試みたが、不参に付き吉野の桜本坊が代行したということになる。狭野の社家が中性院を頼つたのは、薩摩国般若院の修驗僧であつたというのが大きき理由であろう。

最後に、狭野大権現は天台宗でありながら、真言宗系統の当山派修驗寺院から補任状を授与することになるのは、近世に入り、天台・真言両宗派の勢力拡大に伴い、その区別はほとんど無視されるようになるからである。

### 四、發給日

ここに掲げた全ての補任状の發給日が七月十六日とあるのは、大峰山の秋の入峰期間中であり、大峰山の靈場の一つである山上ヶ岳近くの小籾(おざさ)で種々の修行を行ったことにより与えられたものである。但し、幕末の頃になると修行をしなくても修驗寺院の勢力を拡大するため補任状を發給するようになるので、必ずしも狭野から入峰に全て参加し得られたものかどうかは分からない。

## 五、官位

次に、官位(役職名)の種類について触れておく。当山派諸官位の種目については、延宝八年の「当山派修験由緒書」によれば次の一五種類がある。

袈裟(坊号)・院号・大法師・権律師・律師・権少僧都・錦地袈裟・一僧祇二僧祇・三僧祇・螺之緒(笈籠の補任)・阿闍梨・大越家・法印

岩元家の補任状のなかで認められるのは、このうち大越家職・権大僧都職・袈裟・院号職・錦地職の五種類である。このなかで、大越家職を含めて、螺之緒・阿闍梨・法印の四種類は俗修験(俗者、行者講の講員など)には渡さなかつたとされ、これら以外は俗修験にも与えられたという。このため大越家職の補任状が与えられた。寛成元年(一七八九)、延寿院長と 文久三年(一八六三)円寿院長は正式の修験僧であったこととなる。

### 第三節 霧島東神社と錫杖院

祓川地区の氏神となる霧島東神社は別当寺を霧島山華林寺東光坊錫杖院と号していた。『三國名勝図會』によれば、次のように記されている。

地頭館より巳午方二里、蒲牟田村にあり、祭神二座、伊弉諾尊、伊弉冉尊、是なり、同殿六座、天照大神、忍穗耳尊、瓊々杵尊、彦火々出見尊、葺不合尊、神武天皇、是なり、土俗に、高城邑東霧島神社の奥之宮と号す、霧島権現六社の一とす。一旧記に、続日本後紀、承和四年八月壬子、日向国諸県郡霧島神、預官社、是歳仁明天皇丁巳なり、と見えたるは、即当社ならん、当社は霧島嶽の東腰にあり、霧島岑とは、今霧島山の矛峯をさす、是当社の境内なり、当社は、平地より石磴三百六十余級を経て登る、是より矛峰に登路ありて、亦遠からず、続後紀、岑とあるは、盖此故なりと、続後紀の文は、小林霧島山中央社と指に似たり。猶彼条に参考すべし。又両所権現といふは、宗祀諾

冊二尊なるを以てなり、東とは、西霧島に対し、御在所とは、御座所にて、此地、諾冊二尊行在の旧虚なる故に、盖この遺称あり、かく二尊の整躰なるに因り、二尊を勧請ありしとぞ、一説に云、下章祓川は当社の近地にて、此川其条下に記せるが如く、盖し冊尊化去玉ひ、諾尊、冊尊と、絶妻の誓の後、諾尊禊祓の方城なるを以て、更に陰陽諾冊二尊、皇居のことは、高城の巻、神代皇都の条に見ゆ、当社、古來靈蹟甚多しといへども、山上火災起りし時、多くは其伝を失へり、火災の事は、下錫杖院に詳なり、祭祀正月八日、九月九日、十一月初西日、社頭に東霧島山の額を掲ぐ、寛陽公の親筆にて、御名と、御印章あり、社司押領司氏、別当を錫杖院といふ。

最後部の江戸時代の祭礼についての記述で、正月八日、九月九日、十一月初西日と三回記されており、神楽は十一月初西日がこれに当たるものと思われる。

別当寺の錫杖院について記す。正式には、霧島山華林寺錫杖院といい、東光坊とも呼ばれている。真言宗で、鹿児島城下大乘院末寺。享保元年(二七一六)の霧島山大噴火によって当院と門前社家が焼失している。文化九年(二八二二)五月一日、日向国に入った伊能忠敬一行は祓川に入り、「家並、ここより東霧島山、錫杖院へ八丁と云、新儀真言宗にて地領五十石、(中略)祓川、板橋六間」とあって、祓川から当院、霧島東御在所両所権現社(現霧島東神社)、さらに祓川の板橋を渡って狭野へと測量を行った(『伊能忠敬測量日記』)。

祓川神楽、霧島東神社ともに、相次ぐ霧島山の噴火により資料が焼失しており、狭野神社に比較すると極めて近世以前の状態がわかりにくくなっている。

### 第四節 狭野・祓川地区の年中行事

#### 一 狭野地区の年中行事

##### 正月準備

家の屋敷神であるウジガミ・ウツガンの注連縄を張り替える。

## 春秋の彼岸

神社で「神師」を舞う。この日をステンコウと称して女性たちが中心となってウエンババ(上の馬場)という所で水神祭を行う。秋は、九月五日の敬老の日と併せて、十五夜行事である綱引き、相撲なども行っている。

## 田の神祭り

五月一六日に田の神祭りがあつた。この日、狭野神社で「お田植え祭り」があり、男性は棒踊り、女性は奴踊りを演じる。稲の苗を田の神と水神様にあげる。

## 夏居(げきよ)

八月第一日曜日には、夏居(げきよ)と称して、「かんすいの舞上げ」と称して神楽一番を舞う。

## 二 祓川地区の年中行事

三月末の地区の総会で、霧島講と田の神祭りの日取りを決める。通常、四月第一・二週の日曜日を当てる。霧島東神社の神職方の都合なども考慮に入れながら、日程を決める。

## 霧島講

祓川地区はカシラガタ(頭方)・ムコウガタ(向方)・ウシロバル(後原)の三地区に分かれており、各々の地区で講が営まれる。講を営む当番の家はヌシトリ(主取)と言われる。主取は地区内に不幸があつたときに、葬式の段取りをする役でもある。三地区ともほぼ同じで、地区内の人達が昼頃集まり、御馳走を食べて、霧島東神社の神主がお祓いをして回る。料理は時期的にスヌタといつてタケノコの白味噌あえを出すという。

## 田の神祭り

この日、三地区の主取、三人だけが朝から地区の田の神像の化粧直しをして、花などを飾る。午後からは地区の公民館で「モチダシ」(持ち出

し)と称して、各家から御馳走を持ち寄り、宴会となる。現在は公民館になつてゐるが、本来は小高い丘の上に祭られた田の神像の前でゴザを広げ、皆で会食してゐたという。現在は道路の開通、周辺水田の耕地整理が進み、田の神が以前の場所とは異なつてしまつたために、それが出来なくなつたという。時期的に見て、春山遊びの習俗の一つと言えよう。

モチダシのとき、新たに誕生した子供を霧島東神社の神職が来てお祓いすることがある。現在は公民館の中で行つてゐるが、元はきれいに化粧し直した田の神像の前でお祓いするのが習わしであつたという。会食が終わり、最後は、サノボリと称して苗を田の神にお供えする。

この日、区・班の新旧の役員引き継ぎとなり、「隣保班の別れ」とも言われている。祓川の人達にとつて、田の神は稲作の神と共に産育の神としても信仰されてゐることがわかる。

## ツルトボシ

現在は行われていない。提灯を吊り下げて、地区中行列を組んで、水神さんに行き、お祭りしたという。子供の健康を願つたと言われる。

## 十五夜

敬老の日に綱引き、相撲などを行つた。今はない。

## オホンコウ

一二月の神楽の一週間前に行う、浄土真宗の報恩講のこと。

## 第五節 狭野・祓川地区の屋敷神

高原町一帯の民家の庭にはほとんどの民家に小さな祠が設けられてゐる。この社のことを、同地域ではウジガミ(氏神)と称するところが多い。しかし、数件はウツガンという呼称も伝えられており、薩摩藩内に多く分布するウツガン(内神)だろうと考えられる。祠の内部には、霧島山の火山石が一個、ないし数個入つており、これを御神体として祭つてゐる。狭野・祓川の現在社家を勤める家の氏神のなかで調査できたものについてのみ、以下の通り報告する。採寸の単位はセンチ。



狭野地区

一、石橋峰生氏宅

祠 高さ一三〇・〇 幅八二・〇 奥行九一・〇

御神体 石一点 縦二八・〇 横四五・〇 高さ一四・〇

棟札 「神事流鏑馬当りの二点」

その他 昭和四〇年まで宮崎神宮が狭野神社において流鏑馬を奉仕していた。

二、日高光徳氏宅

祠 高さ二〇〇・〇 幅七二・〇 奥行一〇〇・〇

御神体 三又鉾

その他 祠をウツガンと称する。祠の後ろ側に水神を祭る。

三、篠原義夫氏宅

祠 高さ二五〇・〇 幅一三〇・〇 奥行一〇〇・〇

御神体 石三点 縦五・〇 横四・〇 高さ四・五

祓川地区

一、宮永久雄氏宅

祠 高さ一八六・〇 幅一一六・〇 奥行一四〇・〇

御神体 縦一三・〇 横七・〇 奥行七・〇

神面 縦二五・〇 横一七・〇 高さ二五・〇

獅子面 縦二二・〇 横二九・〇 高さ二九・〇

下部欠損

棟札 「祓川主 宮永氏「霧島東神社 御札調進所」

その他 旧暦一月二五日(現在は二月二五日)霧島東神社の神職がお参りに来て御神体に紙の衣をつけることをする。

二、若松清文氏宅

祠 高さ二二四・〇 幅一〇三・〇 奥行一三八・〇

(左記の二個の祠が入る)

御神体 石一点 縦二・〇 横九・〇 厚さ八・〇

祠 高さ七四・〇 幅三四・〇 奥行四六・〇

祠 高さ五〇・〇 幅二一・〇 奥行五〇・〇

棟札 「文化六年申正月二五日 春河大明神」

三、増田新作氏宅

祠 高さ二二〇・〇 幅一〇〇・〇 奥行一二〇・〇

御神体 石一点 縦一四・〇 横一六・〇 奥行一五・〇

四、黒木嘉民氏宅

祠 高さ二一五・〇 幅一〇三・〇 奥行一三五・〇

御神体 石二点 縦九・〇 横一八・〇 厚さ一八・〇

鏡一点 縦一四・〇 横一四・〇 厚さ一二・〇

イザナギ・イザナミを祀ると伝える。

その他、昔は正月にみかんをお供えしていた。注連縄を張る。

五、園田末治氏宅

祠 高さ二六〇・〇 幅一〇五・〇 奥行一三六・〇

六、園田政盛氏宅

祠 高さ六五・〇 幅三七・〇 奥行三八・〇

御神体 石一点 高さ二五・〇

七、堀之内近松氏宅

祠 高さ二一六・〇 幅一〇五・〇 奥行一四七・〇

御神体 石二点 高さ三二・〇

稲荷 縦三・五 横五・五 厚さ八・〇

加茂大明神

棟札 (表) 奉再興 春日大明神

稲荷大明神

天明二年壬寅四月吉祥日

堀之内與右衛門

藤原良盛

(裏)

棟札 (表) 紀元二千五百四拾二年午二月

奉再興当家氏口  
家内安全祈所  
牛馬盤榮所

(裏)

戸主 堀之内与右工門  
長男 堀之内直次郎

霧島神宮八等雇神官職務中

八、宮永長治氏宅

祠 高さ一八三・〇 幅九五・〇 奥行一二〇・〇

九、有馬一男氏宅

祠 高さ二一五・〇 幅一〇三・〇 奥行一三五・〇

御神体 石四点 縦二・五 横八・〇 厚さ九・〇

縦三・〇 横八・〇 厚さ九・〇

縦四・〇 横五・〇 厚さ六・〇

縦四・〇 横五・〇 厚さ六・〇

一〇、寺前辰則氏宅

祠 なし

御神体 石二点 縦三三・〇 横一四・〇 高さ三八・〇

刻銘「天照大神」

縦六五・〇 横一八・〇 高さ五六・〇

刻銘「天神」

その他 竹やぶの中に、ウジガミが祭られる。家族に病人が出て、花

堂で占ってもらったところ、祭った方がよいというので、

これを祭った。すると、病気は治ったという。

一一、宮永喜蔵氏宅

祠 なし

ウジガミの石碑 一点 高さ三八・〇 幅三三・〇 奥行八・〇

一二、園田和利氏宅

祠 なし

ウジガミの石碑 七点 高さ一〇〇・〇〜三〇・〇

一三、若松節一氏宅

祠 なし

ウジガミの石碑 一点 高さ 五八・〇

その他 お正月に鏡餅を供える

一四、宮永政雄氏宅

祠 なし

ウジガミの石碑 二点 高さ二二・〇 幅一六・〇 奥行八・〇

高さ二六・〇 幅一一・〇 奥行六・〇

第八章 文獻資料

一 公私留帳 第一(狹野神社文書)

(表紙)

○寛文六年丙午八月十三日ニ始

○同七丁未

○同八戊申

○同九己酉

○同十庚戌

○同十一辛亥

○同十二壬子

○同十三癸丑

九月廿一日

公私留帳第一

○改元延宝元年

○延宝二甲寅

○同三乙卯

○同四丙辰

十月十二日此帳終ル

憲 純 法 印

△寛文六丙午  
公私留帳

一 ○覚

前ニ天下御老中就 仰出御條書之写を以出家弟子之儀猥無之様ニと申渡候若由緒有之出家弟子ニ不仕候而不叶儀於有之者諸宗之門主より披露可被仕候且復俗弟子之儀別ニ御禁止ニ被仰出候手習子ニ而も十六歳より致下山家々之職事仕候様ニ門中江可被申渡者也

寛文六年午八月十二日

源左衛門 印

勘解由 印

又左衛門 印

函書 印

神徳院

寛文七丁未

一 ○覚

一 出家衆他国遍歴之刻此中者門主之通手形ニ為致裏判儀ニ候得共自今以後者門主之差出請取置通手形者此方より可出之候尤他国往来證文者門主より可被出之候事□付差出并往来證文案紙兩通別ニ遣之候

一 僧侶為学文遍歴致上洛直ニ他邦江令住居之輩有之候因茲御用之砌罷下儀難成由候間向後者何時ニ而も可被召下刻可奉応其意旨書物被取置其趣指出ニ可書載事

一 諸宗門首之判形奉行所へ可被出置候万事為可致引合候事

右條々此節被仰渡候間可被相守其旨者也

寛文七年未九月廿一日

寺社奉行所

嶋津新八郎 印

神徳院

一 ○差出

何僧為何何方江參候無別儀者ニ候間通手形御出可給候尤向後御用ニ而可被召下刻者可罷下之由書物取置候以上

年号日付

本寺 印

寺社奉行所

若下人并荷物於有之者可被書加之尤下人者歳付可有之候

一 ○往来證文

何州何所何寺 何某

右僧何国表致遍歴候何宗無別儀候勿論御禁制之宗旨ニ而無之候池陸無異儀御通可給候仍如件

松平大隅守領内

何州何所

何山 何寺 印

年号月日

諸国 御改所

寛文八戊申

一 ○ 覚

諸宗口事諍論之儀者其門中差寄可相濟之若難相濟儀者奉行所へ可被致披露之由被仰渡候ニ付先奉行代ニ條書を以被申渡之候弥可被相守其旨候万一理不尽之沙汰有之或取上無之由ニ而企越訴輩於有之者至門首可致其沙汰候若非口事を以門首之下知をも無信用令越訴族者可為重罪候間致其心得候様ニ門中へ可被申渡置候以上

寛文八年甲六月七日

寺社御奉行

鳴津出雲 印

神徳院

一 ○ 差出

霧嶋山六所大権現高原宗廟

右者狭野神徳院格護ニ御座候狭野之宮申八別ニ無之候当住持ハ江戸被罷居候任御尋如此ニ御座候

寛文八年甲七月廿三日

神徳院内

教貞坊 印

寺社御奉行所

一 ○ 間敷差出

高原 神徳院

一 護摩堂五敷三間

天井裏屋ね有三方椽  
前唐戸脇切戸五間但四尺戸

一 客殿七敷七間三尺

天井裏屋ね有襖障子五間  
三尺半障子八間三尺四方椽内  
七間三尺沓間椽但間内

一 祖師堂茶之間御座之間

五敷七間天井有

内書院式間板ふきくれ多ん明障子三間切戸十式間

一 庫裡 五敷七間

切戸八間有  
くれ多ん九間三尺

客殿茶之間通

一 廊下 四敷二間

取押ふき切戸四間

客殿茶之間庫裡之通

一 廊下 二敷五間三尺

かね打廊下切戸四間

護摩堂客殿之通

一 廊下 沓間方板ふき但切戸沓間有

一 玄喚 二間とちふき入八尺

合八ツ内家四ツ廊下三ツ玄喚一ツ

右者寛文五年御修理被仰付分

寛文八年九月朔日

神徳院内

教貞坊 印

一 ○ 差出

一 上門 三敷貳間

一 下門 右同 但右門

一 客寮 四敷五間三尺

一 釜屋 五敷六間 堀立

一 四敷三間三尺 但寢屋 右同

一 四敷三間 但酒作所右同

合家敷六ツ

右神徳院住持自分ニ造立申候

寛文八年九月朔日

神徳院内

教貞坊 印

右差出両通寺社御奉行所より書立差上可申通被仰渡候ニ付如斯候以上

△ 従是右先住有憲法印代日帳畢

△ 寛文八戊申

△ 従是慈圓坊憲純法印代

一 ○ 御用人仁礼寛左衛門殿 手簡写

高原新徳院弟子慈圓坊数年江戸東叡山江致学文被罷居候処ニ新徳院無住ニ候間早々被罷下新徳院江相直候様ニ当春於江戸町田勘解由殿被仰渡候依之被致下着候条可披露仕之由今朝被仰聞候相良吉右衛門殿江細々引合申私致披露候弥新徳院住持ニ被仰付候此旨寺社方へ被仰渡候間彼方より茂安堵之旨可被仰渡与存候尤慈圓坊も早々寺社方へ被申入可然候御目見之儀ハ正月五ヶ日中ニ被罷越候ハ、御目見可被仰付由御老中被仰候以上

十一月十一日  
仁礼覚左衛門  
喜入休右衛門殿

○覚写

高原神徳院寺孫慈圓坊江被仰付今度被罷下候其段高原囃中可被申越候以上

申十一月十二日

寺社奉行所 印

高原地頭

喜入久右衛門殿

○一 寺社御奉行

嶋津出雲殿

○一同 中取

野村助左衛門殿

一 ○地頭状写

拾一月六日之御札同拾日ニ相届披見申候

一 慈圓坊下向ニ目出度存候就夫今月十一日ニ礼覚左衛門殿を頼存慈

圓坊儀御披露申上候得共、無口能新徳院江相直可被申旨被仰出先以

仕合ニ存候

一新徳院寺物勿論此中知行方之所務各横目衆被差寄無相違首尾有之候

様ニ留主居之出家衆可被仰付候

一 彼慈圓坊儀太守様宮様能御存知為被成人之儀候条此中之新徳院同前

ニ所中よりも取持候様ニ可被仰渡候

一 御目見得之儀来正月五ケ日より内ニ鹿兒嶋參上候ハ、御目見得可相

調由被仰出候

一 二礼覚左衛門殿より之手紙遣候間可被見届候左候此手紙慈圓坊相

渡可被成候恐惶謹言

十一月十三日

喜入久右衛門

久守 判

高原 囃衆中

一 ○覚

一通手形可被申請刻向後者何方之御番所罷通之由差出可被書記候尤差出之仕様ハ可為如此中候以上

申十一月廿八日  
出雲殿  
寺社奉行所 印  
高原神徳院

△寛文九年巳酉

○覚

諸宗口事諍論之儀者其門中差寄可相濟之

若難相濟儀者奉行所江可致披露之由被仰渡候ニ付先奉行代ニ條書を以被

申渡之候弥可被相守其旨候万一理不尽之沙汰有之或取上無之由ニ企越

訴輩於有之者至門主可致沙汰若以非口事門首之下知をも無信用令越訴

族者可為重罪候間致其心得候様ニ門中可被申渡候以上

寛文九年巳酉六月五日

寺社奉行所 印

神徳院

一 ○差出案文

何所ノ何寺 何僧

右僧為何何方參候無別儀者ニ候何方之通手形御出可給候尤向後御用ニ

可被召下刻者可罷下之由書物取置候以上

年号日付

門首 印

寺社御奉行所

若下人并荷物於有之者可被書加之尤下人者年付可有之候

向後者如右差出可被相調候以上

西六月五日

寺社奉行所 印

神徳院

一 ○覚

不依当所諸外城寺山社山堂山之竹木無御披露ニ被伐取儀從前々御法度ニ

候處ニ寺山竹木無斷ニ被伐取科銀被仕候寺多々有之候弥以竹木少ニ而も

入用之時分者山奉行座ニ相断被申請候様ニ門中江堅可被申渡候右之旨御

下知ニ候以上

西九月朔日

奈良原盛左衛門 印

野津弥五左衛門 印

神徳院

川上右京 印

一 ○覚

其方門派之寺々直末寺又末寺細々書記可被差出候前ニ本寺ニ被差出候留  
当座ニ有之候ハ共其方判形も無之候間又々申遣候以上

寛文九年<sub>酉</sub>十月朔日

寺社奉行所 印

高原 神徳院

一 ○天台宗法流本末改帳

日州之内松平大隅守領内

一 穴太流霧嶋山花林寺錫杖院 神徳院

一 高廿七石寺地

右者大隅守私領之内

一 穴太流

末寺 坂本寺

一 寺地斗

右者大隅守私領之内

一 穴太流鷹道山不動寺

末寺 寶光院

一 寺地斗

右者大隅守私領之内

一 穴太流薩州之内

末寺 山内寺

一 高式石寺地

右者大隅守私領之内

一 穴太流隅州之内

末寺 西雲寺

一 寺地斗

右者大隅守私領之内

寛文五年<sub>巳</sub>六月九日

神徳 判

住心院

圓覚院

右之書立寛文五年<sub>巳</sub>八月三日於江戸御屋敷鎌田藏人様より御使衆相良  
吉右衛門殿ニ拙僧持參仕東叡山<sub>江</sub>差上可申由被仰付候間持參申候處ニ圓  
覚院御請取被成候則本末改帳面<sub>江</sub>被召載候儀無別条候其外脇坊式間東

光院威徳院与申寺中有之候就御尋如此御座候以上

寛文九年<sub>酉</sub>十月十六日 高原

神徳院 印

寺社御奉行所

一 ○覚

此中其元より被差出候末寺之書付大方ニ候間又末寺も可有之条入念相  
改細ニ書記可被差出候依之案文差越候間可被得其意候以上

西十一月十一日

寺社奉行所 印

高原 神徳院

一 ○差出案文

霧嶋山錫杖院花林寺

神徳院

末寺何所ノ

何寺

何寺末寺何所ノ

何寺

右ハ本末寺又末寺書記可差出由被仰渡候ニ付如此御座候此外卷ヶ寺も  
無御座候以上

年号日付

高原 神徳院

寺社御奉行所

△寛文十年<sub>庚</sub> 戊

一 ○差出

諸宗御改ニ付当院直末寺又末寺委細書記差出可申由被仰渡候就夫寛文  
九<sub>酉</sub>十月十六日ニ書記差上申候處ニ又末寺も可有之候条相改差出可申之  
旨又々被仰渡候得共当寺儀ハ又末寺卷ヶ寺も無御座候以上

寛文十年<sub>戊</sub>三月十五日 高原

神徳院 印

寺社御奉行所

一 ○覚

從他国寺々ニ入来僧侶可有之刻者国證文見届先致許容右證文并関所より

之附状相添門首へ差出之門首及披露当座之可任差図尤帰国之節者手形申出候様<sub>二</sub>門中<sub>一</sub>へ可被申渡者也

寛文十年<sub>戊戌</sub>六月三日

高原 神徳院

寺社御奉行所 印

一 ○覚  
前<sub>二</sub>被差出候本末改帳を見合候へハ神徳院儀者東叡山末寺之様<sub>二</sub>見得候間早晚比より東叡山末寺<sub>二</sub>罷成前代者何方之末寺<sub>二</sub>候通細<sub>二</sub>書記早々可被差出之候以上

戊戌六月八日

高原 神徳院

寺社御奉行所 印

一 ○覚  
一 当寺事開基性空上人<sub>二</sub>御座候近年迄無本寺<sub>二</sub>罷在候處<sub>二</sub>寛文五<sub>己</sub>ノ年東叡山より御廻文相下り候様子者日本国中天台宗分本寺末寺法流迄相改置候<sub>二</sub>と寺社御奉行衆被仰出候間其国天台宗之本寺末寺法流迄相改立差上可申之由被仰下候就夫則先住其御廻文御使衆喜入五郎兵衛殿を以御披露被申上候へハ如御差図本末相改書立可差出候左候へ、便宜次第江戸へ可被遣之由被仰出候通口上書<sub>二</sub>御返事被仰聞候<sub>二</sub>付改帳相調差上被申候へハ江戸御屋敷鎌田蔵人殿迄御遣被遊候事  
一 本末帳東叡山へ相納り候儀ハ寛文五年<sub>己</sub>ノ八月三日江戸御屋敷鎌田蔵人殿より御使衆相良吉右衛門殿<sub>二</sub>拙僧持参仕東叡山江相納可申之由被仰付候<sub>二</sub>付則持参仕差上申候処<sub>二</sub>圓覚院御請取被成候<sub>二</sub>本末改帳<sub>二</sub>被召載候從其以來被属直末候儀別儀無御座候  
一 東叡山より之御廻文喜入五郎兵衛殿を以御披露申上候為御返事被仰聞候口上書写別紙<sub>二</sub>差上申候以上

寛文十年<sub>戊戌</sub>六月十九日

高原

神徳院 印

寺社御奉行所

一 ○高原神徳院へ申渡候口上 写  
江戸東叡山より御廻文日州天台宗本末共<sub>二</sub>書記可差上之通有之<sub>二</sub>付縣城

下松園院より以状被申越候ハ右本末寺之書立松園院迄可差遣之由候乍然御朱印所之国者地頭<sub>二</sub>相付可差出旨住心院状<sub>二</sub>も相見得候神徳院儀者御領内之事情条日州御分国之天台宗如御差図書立此方<sub>二</sub>可被差出候便宜<sub>二</sub>江戸へ可被遣候尤松園院江ハ此方領国之本末寺書立ハ檀那方より差出候旨申断御廻文<sub>二</sub>状相添早々被差遣可然事  
右口上書写<sub>戊戌</sub>六月十九日之差出<sub>二</sub>相添候<sub>二</sub>使少納言<sub>二</sub>而寺社御奉行所へ差上申候

△寛文十一年<sub>辛亥</sub>年

一 ○覚

神社仏閣并寺院修復之儀大破<sub>二</sub>成立至于其期申出候<sub>二</sub>付材木等急<sub>二</sub>難調候間向後前廉致披露候様<sub>二</sub>門中江堅可被申渡候以上

寛文十一年五月十四日

高原 神徳院

寺社奉行所 印

△寛文十二年<sub>壬子</sub>年

○御分国中神社考出来<sub>二</sub>付申越候

一 其許霧嶋権現御神躰之事中比炎上候<sub>二</sub>而退転候故東霧嶋にて御祭礼勤行等も有之候由候右炎上并退転之年間時代迄相知候分可被書出候事

一 東霧嶋之先住舜恵と申僧神躰并宝物共高原之内へ持通候<sub>二</sub>而後佐野<sub>二</sub>宮作在之由候然時ハ右舜恵中興開山<sub>二</sub>而候其折節東霧嶋正躰も同前<sub>二</sub>持除候<sub>二</sub>佐野江勸請し宮寺共<sub>二</sub>于今有之由候其通<sub>二</sub>而候哉之事

一 古来より宝物并守護御代御文書御願文等候へ、写候<sub>二</sub>而何々<sub>二</sub>由緒迄委細可被書出候事

一 高原麓<sub>二</sub>御鎮座其後佐野<sub>二</sub>遷宮等年間并由緒棟札等書写候<sub>二</sub>而可被遣候事

一 上古者三千八百坊為在之由候其段も寺号并慥成古老之者申伝候事共候ハ、書付可被遣事

一 性空開基以来山号院号寺号不相替候哉

一 尤縁起之類候ハ、写候<sub>二</sub>而可被遣候事

一 古来より之勅書なとも其外古目錄なと迄写候<sub>二</sub>而可被遣候勿論不依夷否古老者申伝儀者無用捨少<sub>二</sub>而可被書出候事

一霧嶋六所権現と申伝候何々之神を崇候而六所権現と申候哉又同跡候哉之事

右之条御公用ニ候間早々相記可被遣候

延引被成間敷候恐惶謹言

追而貴寺之由緒等も同前ニ可被書出候以上

(采巻) 寺社所中取

子八月七日

川上七左衛門 判

高原 神徳院

右ニ付而寺社由緒帳巻冊

寛文十二年十月朔日之日付ニ差上申候事

△寛文十二年癸丑

一〇覚

一新地ニ寺社建立御禁制之旨先年天下一統ニ被仰出候ニ付隱居之節ハ寺中ニ可罷居旨申渡候之處ニ寺中ニ而も山林を切開致作事候故新地建立与相見得御條目違背之様ニ候間向後隱居之節者寺中之脇寺を相応ニ令修補可致住居若寺中ニ明合於無之者寺社奉行所へ得差図いかにも軽き家を致作事可罷移縦無據儀ニ而新作事仕候共隱居一代ニ而後住申付間敷候間内々可得其意何之道ニも隱居所之儀者寺社奉行所江相断可得差図此等之旨末々之末寺江も慥可申渡旨諸宗門首江可被申渡者也

寛文十三年二月廿日

又左衛門

印

帶刀

印

出雲

印

右之旨被仰出候間全相守之門中江も慥ニ可被申渡候以上

二月廿日

寺社奉行所

印

神徳院

一〇覚  
寛文三年以来諸寺之住持隱居仕刻不依寺内寺外隱居所新造立仕候衆各門中ニ於有之者一寺ものこさず相改急度可被書出候尤急用ニ候間油断有間敷候以上

寛文十三年二月廿日

寺社奉行所 印

神徳院

一〇指出

寛文三年以来門中之出家隱居所被造立仕候衆於有之者可書出候通被仰渡慥承達仕候

左様成衆我等門中ニ無御座候以上

丑二月十日

高原 神徳院 印

寺社御奉行所

寺社御奉行所

一〇口上覚

一高原繩瀬名庄や重永清兵衛男子左善母懷妊之砌度々難産仕候ニ付左善懷胎之刻清兵衛方より当寺先住頼入霧嶋大権現江誓願仕候者此節平産仕其子男子ニ而有之候ハ、権現ニ寄進可申之旨立願仕置候へハ無恙平産申候ニ付白浜孫兵衛殿貴嶋内記殿御奉行ニ而人数御改之刻如誓願寄進仕候由親清兵衛申ニ付先住より改所へ其段遂披露候へハ奉行衆委細被聞召達家内手札為被下置由候少も密談ニ而家内入置為申儀ニ而ハ無之候然處ニ此節左善事被召上之旨被仰出驚入奉存候

一左善事先住密談ニ而家内へ入置不申證據ハ万治弍年之御改奉行衆加判ニ而所被召置候中取帳ニ委細脇書有之事候然上ハ公儀へ相納り候御帳面ニも其段可有御座儀ニ候へハ奉行衆被成許容家内手札為被下置事ハ明鏡ニ御座候条密談ニ而誰人之家内へ入置為申者同前ニ被召上候儀迷惑ニ存候間其咎御赦免被遊被下度奉存候手前出家之儀候へハ私欲ニ此段申上儀ニ而無御座候寄進者之儀候間其断不申上候而ハ神慮も如何存又ハ万治弍年以来此節迄三ヶ度家内札為被下置者之儀候處ニ今更被召上之旨彼者父子迷惑仕候段不便之至ニ存候俟ニ旁之儀ニ付住番役御断申上事候間所へ御座候中取帳之写御地頭山田民部殿江被懸御目委細御披見之上右之段御披露被遊被下候様ニ各前より被仰上可給候以上

丑二月十四日

高原 愛衆中 神徳院 印

右之段山田民部殿より御申被成候得共不相達候

一〇一 覚 御寺福昌寺

泰清院殿薩州太守拾遺從四位下



関山良無大居士

右御中陰内寛文十三年癸丑六月十日二諷經二参上

立宿衆寮

○一 御経壹部献上 包紙惣金

柳箱惣銀

○一 憲純法印伴僧式人 東光院

威徳院

○一 於御書院御供養有

○一 御法事奉行兩人 嶋津豊前殿

新納四郎左衛門殿

○一 御布施壹貫文

○一 御経之御布施壹文

○一 伴僧御布施三十疋宛

○一 福昌寺東堂佛前二立向一而一礼有

一 ○一 寛

寛文十三年九月廿一日改元有之被号延宝候由同月廿八日於江戸御城二被仰出候条被得其意門中江も此段可被申渡候以上

延宝元年十月廿五日

神社奉行所 印

神徳院

右門中江則申渡候

△一延宝二年甲寅

△一同 三年乙卯

△延宝四年丙辰

一 ○一 寛

出家山伏神社佛閣修補用之由二無御免許之處三御分国中行廻勸銀取候輩有之由其聞得候如斯所行曲事深重二候之間向後右躰之族者急度可及

御沙汰之条此旨門中へ堅可被申渡者也

延宝四年三月廿一日

神社奉行所 印

高原 神徳院

一 ○一 寛

辰四月二日国符長右衛門殿を以為御内意町田勘解由殿へ申入候者先年於江戸従日光御門跡御使僧以明王院 大守様江被仰入候へ霧嶋山神徳院事宮寺共二結構三御建立被仰付御欣悦不残候殊更今度慈圓坊住職被仰付是又御満足二被思召候弥当住三被懸御目寺院相統仕候様二御頼被思召之旨被仰入候處三太守様出御故勘解由老御意趣被聞召置候由御返事有之候条以来御修補之儀無口能可被仰付候間其通相心得罷居候様二と役者衆より拙僧入院之砌被申渡候弥其段必定三御座候哉此度御修補之儀御訴訟申上候而ハ如何可有御座候哉乍憚御内意被仰聞被下度奉願之旨申入置候へハ右御返事トシテ国符長右衛門殿より書付を以承候留

一 ○一 口上 写

先比御出被成候而被仰候儀勘解由方二申聞候被申候者貴僧様被仰筋別儀無御座候右之儀者御老中様方何も御存被成候今度訴訟共御申二付右之申立可被成儀者不苦儀三存候併神徳院之儀ハ無隠寺之儀候間それ程之御申立無之候共相当之儀ハ可相調様二存候委曲御面二可申入候状数四通返進仕候以上

四月四日 国符長右衛門

神徳院様

一 ○一 寛

御方門中之諸寺正月御目見得被仕衆不残書記早々可被差出候以上

辰四月五日

神社奉行所 印

高原 神徳院

一 ○一 寛

此方門中之諸寺正月御目見得仕候寺不残書記差出可申由被仰渡候得共此方門中二当分御目見得仕寺無御座候但當寺儀ハ御目見得仕事二候以上

辰四月九日 神徳院 印  
寺社御奉行所

一 ○覚  
一 澁紙包老ツ 但衣類入 当寺先住弟子 小宰相

右之僧為学文致上洛候間紙屋御関所通御手形御出可被下候向後御用之刻ハ罷下可申之由證文取置申候以上

辰四月九日 神徳院 印  
寺社御奉行所

一 ○口上覚

先住弟子小宰相上洛仕度由申出ニ付先比御手形申請候處ニ此五日殊之外相煩申候若近日快氣仕候半かと今朝迄様子見合申候得共二三日中ニ快氣可仕躰ニも相見得不申候左候得ハ御手形之日限ハ明日限之事ニ御座候条無是非仕合ニ奉存候而先々御手形奉返納候近比御無心之儀ニ御座候得共源左衛門殿江右段被仰分ケ御手形御返上被成可被下候万々奉頼候以上

辰四月廿一日 神徳院 印

(朱筆) 寺社所中取

川上十郎左衛門殿

同

門司伊兵衛殿

一 ○右返簡

去廿二日之御使札并紙屋御番所通手形御返納被成髓ニ受取置申候如仰先住弟子小宰相上洛之志ニて御手形被申受置候処ニ病氣ニ御座候而今程快氣も可有之躰ニも無御座候ニ付御返納之由候此等之旨源左老ニも御序之砌可申上候是又為御心得候恐惶謹言

卯月廿五日 門司伊兵衛

高原 神徳院様

貴報

一 ○写

一筆致啓達候仍而此中御申被成候権現宮御末社脇宮并御供所之儀致披露候得共不相達候右宮御建立候段日門様達貴聞候由承及候通委細御取合仕候ハ共彼社頭之儀者御宗門ニ便宜有之候而為被仰付事ニ而者無之別条之儀候由御出合共ニ候是又為御存ニ候恐惶謹言

(朱筆) 寺社所中取

辰五月十三日

門司伊兵衛 元次 判

(朱筆) 同

河上十郎左衛門

久文 判

神徳院 几下

一 ○覚

貴寺門中へ行藤山大日寺と云寺有之候哉見合ニ入事候条書付可被差出候尤日向之内他領なとへも右寺被承及候ハ、其段可被申出候急用ニ候以上

辰九月廿九日

寺社奉行所 印  
神徳院

一 ○留

御覚書令拜見候然者行藤山大日寺与申寺御尋候得共当寺門中へ無御座候他領ハ右寺有之儀も不承及申候以上

辰十月十二日

神徳院留主居 威徳院 印  
坂元寺 印

後代為亀鏡如件 寺社御奉行所

憲純法印(花押)

二 公私留帳 第五(岩元正吉氏文書)

(表紙)

△元禄十一年<sup>戌</sup>正月始<sup>ル</sup>  
○同十二年<sup>乙卯</sup>七月廿二日終<sup>ル</sup>

公私留帳 第五 憲純法印

〔<sup>神社</sup>〕  
○<sup>神社</sup> 仏閣来由書付御用之由 <sup>寅七月</sup>  
朔寺社御奉行所御廻状依之同十一月  
廿二日<sup>ニ</sup>差出仕候間此帳載置也

△元禄十一年<sup>戌</sup>元日<sup>丁丑</sup>

○一 吉貴公 御在国 年頭代僧 東光院

○二 二月四日 御祭 御名代 甲斐両右衛門殿

○三 二月十三日より同十九日迄頼朝公五百度<sup>□□□□□□</sup>御法事於 大乗院御執行

○三ヶ寺<sup>□</sup>経<sup>○</sup>十五日福昌寺<sup>○</sup>十六日浄光明寺

十七日神徳院御法事帳別冊有

○一 当社頭<sup>□</sup>拜殿并寺院之諸家御修補銀壹貫十五匁五分被仰付候委曲御修補帳<sup>□□□□</sup>卯六月十五日より使僧龍圓坊を以寺社御奉行所并御地頭所<sup>江</sup>御修補成就之御札申上候雜帳<sup>ニ</sup>載之

○一 吉貴公明年御厄年<sup>ニ</sup>付<sup>寅七月五日</sup>御願文差上使僧東光院同八月御願成就之御札龍圓坊を以差上申候委曲御願文帳簿載之

○一 寺社御奉行所并御地頭所<sup>寅八朔</sup>御祝儀使僧龍圓坊を以申上候委曲雜帳<sup>ニ</sup>載之

○一 寅八朔高出銭寺高ハ壹石<sup>ニ</sup>付三文ツ、付高ハ壹石<sup>ニ</sup>付六文ツ、七月廿六日与頭長富市左衛門殿<sup>江</sup>首尾仕候使威徳院

○一 寺社御奉行所より御廻文写<sup>寅八月五日</sup>

長浜勘兵衛殿より番衆早田新兵衛使<sup>ニ</sup>被遣候写

從古来有来候神社佛閣之由来書御用之際相認可差置候調様之次第左<sup>ニ</sup>記候

但差置候由緒有之近年造立之神社仏閣於有来者可書載候所中より取立候何そ分ケも無之神社仏閣者不及書載候

一 從往古之由来書於有之者写可指出候由来分明無之申伝之儀も候ハ、其趣可書出其所中者帳一冊<sup>ニ</sup>相調神社者其社司座主之間仏閣者格護候寺院致印形各奥書印形可有之候由来無之神社仏閣も右帳之奥<sup>ニ</sup>銘々相記由来不相知段可書載候

但神社仏閣之在所何方何村何名<sup>与</sup>肩書可有之候

一 為及廢壞<sup>ニ</sup>神社仏閣由来者相知候も可有之候条其所中帳一冊之内<sup>ニ</sup>由来不相知候共從往古有之候神社仏閣及廢壞候ハ、其旨右帳内<sup>ニ</sup>可書載候

一 神社仏閣之由来并申伝之儀依所一向不相知儀も可有之候其神社仏閣も帳一冊<sup>ニ</sup>書載由来不相知段書記其格護之寺院社司奥書印形可有之候

一 子<sup>ノ</sup>年被差出候諸寺院由緒書之内神社仏閣之由来為相載義可有之候条留見合右之分者相除其所中之帳内<sup>ニ</sup>右神社仏閣書載寺院<sup>与</sup>緒書之内<sup>ニ</sup>書出候故由来相除候段可相記

一 諸寺院開山行状之記別冊<sup>ニ</sup>可書出候

子<sup>ノ</sup>年被差出置候寺院由緒書之内相載候も可有之候間留見合右帳<sup>ニ</sup>於有之者相除其段可被申出候

右之趣被得其意寺院并社司<sup>江</sup>被申渡右帳当霜月限<sup>ニ</sup>便宜を以当座<sup>ハ</sup>可被差出候此覺書外城次<sup>ニ</sup>無遲滞可次後若大形之儀於有之者可及詮議候以上

○覺

神社仏閣并寺院御修補被仰付候諸家格護大形之故及破損之由不可然事<sup>ニ</sup>候依之委細左<sup>ニ</sup>申渡之候

一 屋祢軒廻り苔付候節時之見合<sup>ヲ</sup>以可摺落事

一木之葉落積又ハ茅家取合之板葺廊下并板庇ニ茅可落入候間時々可払落且又茅草ニ草ハ候節早速可取之事

一立物迄御修補被仰付候寺院不格護故立物及破損ニ形も於無之者重ニ修補申付間敷候条可得其意事

一舞殿拜殿其外寺家之梁ニ古材木等上ケ置之由不宜候間向後上置間敷候事付惣ニ御修補之家床之下ニ古材木入置ニ付漸々虫可相付候間自今以後入置間敷事

一掃除大方之故□□朽損之由候間可入念事

一蒲生正八幡若宮社頭掃除定之儀先奉行代段々被申渡置候趣も有之候處ニ比日大方之由其聞得有之不可然候弥以先年被申渡置候通堅固ニ相守候様ニ可被申渡候

一曾於郡霧嶋山社頭掃除定之儀右同斷  
一高原東光坊掃除定之儀右同斷

右之通ニ相心得此々條之外ニも及見次第無油断可致格護候修補所破損之節ハ当座中被差越見分之上修補申付儀ニ候条若大方故破損所於有之者致僉儀可申出候旨申渡置候間得其意御修補所之寺院社司ノ堅固ニ可申渡候各ニ茂大方有之間敷候此覚書并神社仏閣由来書之儀ニ付而之覚書尙通外城次ニ無遲滞次渡何月何日ニ見届候段其外城付之下ニ当番之覺役人仮名相記致印形終之外城より右覚書式通御判紙相添便宜を以可被相返候以上

寅七月朔日

寺社御奉行所 印

吉田 蒲生 山田 帖佐 国分迄

三十四外城 噯中

役人中

但宮内与頭中ハ別紙ニ申渡候

○覚

一寺社御奉行所より神社仏閣由来書御用之由被仰渡候御覚書尙通  
一神社仏閣并寺院御修補被仰付諸家格護之儀ニ付御覚書尙通

右両通御廻文を以被仰渡趣具ニ令承達候為其如此ニ御座候以上

寅八月五日

神徳院 印

御噯所 村田外記殿

○一八朔之御祝儀寺社御奉行所并御地頭所使僧龍圓坊を以申上候事

證文

田木民部右衛門

右者代々天台宗ニ而當寺檀那ニ而御座候  
(割印) 御法度之宗旨ニ而ハ無御座候為其證文如件

元禄拾壹年寅八月十日

高原 神徳院 印

深見左衛門殿

證文

其元宝光院隱居憲海弟子

高原 正法院

右者久々本寺住山相勤元禄七年戌五月被罷下候儀別儀無御座候間此節於其地手札被仰付可被下候為其證文如此ニ御座候以上

寅九月九日

神徳院

小林 御噯衆中

○一寅九月椀山七郎左衛門殿御内室死去之由相聞候ニ付同十五日より為候使僧東光院遣之十六日ニ悔申入候椀山權右衛門殿御逢被成吸物被下候

由七郎左衛門殿ハ相良四郎左衛門殿所ニ御見廻故御留主ニ申入置候由

○一晴天九月廿九日御祭 御名代甲斐両右衛門殿御返 正入木次郎兵衛

○一十月二日山奉行長田彈右衛門殿横目兒玉助市殿御出

宿ハ松川弥五右衛門為左衛門所也

△元禄十一年戌寅八月より宗門手札御改

寺社御奉行所御條書寫

一此節宗門手札為御改名被差越候ニ付申渡候諸外城衆中并諸家来ニ而社役相勤候人之儀者先規之通帳面ニ相記被改之社人帳面ニ者被書載間敷候社家一篇之者是有来候通社家帳を以可被相改候乍然神職之儀神主社司祝子大宮司権祝子祠官等之儀吉田之許状を以相記答ニ候処ニ依外城手札肩書神主与相記取来候社人も有之候由共聞得候神主之儀者吉田之免許無之候ハ不罷成事ニ候条自然古札ニ右之通相記於有之者許状見届神主之

免無之候ハ、相除之許状之通社司祝子大官司權祝子祠官之分ケ可被相記之無官<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>官格護之者ハ頭取又者支配下之社人官格護之者ハ主取權祝子者權主取大官司<sup>ハ</sup>代官司<sup>与</sup>可被相記右之外役付之儀者可為先規之通社方役替跡目之儀者当座證文出置條糸見届之如證文手札并帳面<sup>ニ</sup>相記右社人帳先御改之通当座<sup>江</sup>可被差出候

一 衆中社家并諸家来中宿社家右家内之書写一冊<sup>ニ</sup>相調可被差出候神職之儀右<sup>ニ</sup>相記候通吉田之許状次第可被書記候

一 在郷并町社家人数も書写致役付一冊<sup>ニ</sup>相調可被差出候

一 寺院住持并弟子下人又ハ家内札者門前者家内迄先規之通相調右社人帳同前<sup>ニ</sup>被差出候

一 衆中山伏并家中在郷町浦浜之山伏家内迄書写一冊<sup>ニ</sup>相調可被差出候右之通被得其意各帰宅之節右帳当座<sup>江</sup>可被差出候以上

寅八月廿三日

寺社奉行所 印

札改 檢者衆中

(朱筆)  
右押札被及

高原狭野霧嶋權現社人之儀ハ吉田之許状無之筈<sup>テ</sup>候間先規之通可被相改候以上押札也

○一札改檢者衆兩人

池辺源太郎殿  
篠原五右衛門殿

右者当所高崎野尻三外城

○一噯衆四人

丸山源大夫殿 甲斐両右衛門殿  
村田外記殿 長浜勘兵衛殿

○一筆者兩人

森山新之介殿 岩元安之介殿

○一算者壹人

宮田伝右衛門殿

以上

○一寺社御奉行

嶋津織部殿

○一札御奉行衆御三人

嶋津織部殿  
町田源左衛門殿  
種子嶋彈正殿

○一寅十月九日使僧東光院を以寺社御奉行所<sup>江</sup>御内證申上候ハ当社社人

共高崎之内栗巢又ハ野尻之内江平村其外方々ハ中宿仕罷居申候右栗巢村江平村者先年高原之内<sup>ニ</sup>御座候得共外城分ケ<sup>ニ</sup>付他所<sup>ニ</sup>罷成候然者御老中様又ハ寺社御奉行衆など不<sup>ニ</sup>因当社<sup>江</sup>御參詣之刻高原一所之時分ハ所より村次<sup>ニ</sup>廻文を以被申渡候得ハ夜之間<sup>ニ</sup>も社人相揃申候<sup>ニ</sup>御神樂など相勤為申儀<sup>ニ</sup>御座候得共唯今ハ他所<sup>ニ</sup>罷成候故其段不罷成急之御祈禱旁之刻必至<sup>与</sup>差究申候間右社人社頭近前召移申度存申候間此段被聞召上置可被下旨申上候處<sup>ニ</sup>御中取衆伊集院三右衛門殿木脇喜兵衛殿被聞合御返事承候ハ御座方ハ何ぞ差究候儀ハ有之間敷候間左様<sup>ニ</sup>相心得可申候田地作職方など<sup>ニ</sup>付差究申儀も候ハ、御郡座など<sup>江</sup>御訴申上宜筋<sup>ニ</sup>有之候様<sup>ニ</sup>可仕旨被仰聞候事

○留

態一筆致啓上候先以各様御堅固<sup>ニ</sup>御勤之由弥重之御儀<sup>ニ</sup>奉存候然者其元<sup>ハ</sup>中宿仕罷居申候社人共此方社頭近辺<sup>ハ</sup>召移申度存申候間其通<sup>ニ</sup>被仰付被下度旨寺社御奉行所<sup>江</sup>御訴申上候處被仰渡候者御公儀方何ぞ差究可申儀も有之間敷候間各<sup>ハ</sup>其段申入御相談得<sup>ニ</sup>召移可申旨被仰渡候<sup>ニ</sup>付先此横山宝寿坊を以右之旨申入候處<sup>ニ</sup>則御相談被遊此方願之通<sup>ニ</sup>被仰渡被下候由御返事之趣得其意忝奉存候此等之旨御札為可申上如此<sup>ニ</sup>御座候恐惶謹言

十二月六日

神徳院

憲純判

高崎 御庄屋衆中

御郡見廻衆中

御噯衆中

○口上覺

(割印)  
当寺私領山野之内門前者作人<sup>ニ</sup>而新仕明御免許被下候<sup>ニ</sup>付平左衛門父子門前<sup>ハ</sup>召移申度存候間其段貴殿より御役所被仰達可被下旨頼入石束五郎左衛門殿頼相添差遣申候處<sup>ニ</sup>段々被仰達被下候<sup>ニ</sup>付御役中御相談之上何とそ各中<sup>ハ</sup>被仰渡可被下と之趣石束五郎左衛門殿歸之刻貴殿より御内意被仰聞承達仕先以何連も御懇意之段忝奉存候<sup>ニ</sup>御返事も有之候ハ、明年ハ召移可申存申候間昨日方相考見申得ハ明年迄ハ祓川内よ

り金神之方ニ付御座候間明年召移申儀難成儀ニ御座候条明年中ハ如此中  
中宿ニ被召置被下度存申候間貴殿より御役所へ其段御断被仰達可被下  
候尤作職之儀も明年一年ハ如此中平左衛門相勤可申旨申渡候間其御心  
得ニ御断御申候□□可被下候以參此段申上度存候得共大番通路難叶御  
座候故乍聊爾□□如此御座候間此等之意趣宜被御申□□可被下候花堂  
御役所へ此方より御断可申述候是又為御納得申入候以上

寅十一月十九日

神徳院

丸山五郎左衛門殿

○差出

高原宗廟霧嶋狹野六所権現御修補所

一 宝殿 一字 石居板壁小板葺二重垂木  
軒廻り廿五間

三間四面四方縁并穢于有御戸廻ほり物  
色々彩色有四方風構有

一 内宮殿 一字 大板葺 竪三尺壹寸  
横壹尺五寸

一 舞殿 一字 石居板壁 竪三間  
茅葺 横式間

一 拝殿 一字 石居板壁 竪四間  
茅葺 横式間

一 善神王両宇 石居板壁小板葺 四尺方  
二重垂木

一 鳥居 一字

一 脇宮 両宇 石居板壁小板葺  
二重垂木軒廻一間三尺方

右両宇前々より御修補所ニ御座候ニ付明曆二丙申年普請奉行伊集院正右  
衛門殿新納仁兵衛殿ニ御造替被仰付候雖然近年御規式之由ニ御修補不  
被仰付候ニ付及大破申候

一 本地千手觀音堂 一字  
石居板壁茅葺四方垂木作

三間四面四方三尺縁

右者前々より御修補所ニ御座候處ニ寛永十四丁丑年二月廿九日炎上以來  
飯殿ニ御座候ニ付明曆式年普請奉行伊集院正右衛門殿新納仁兵衛殿ニ  
御造替被仰付其後寛文十一年辛亥正月廿二日寺社御奉行嶋津出雲殿より  
御修補銀被仰付候ニ付修治仕候然共近年御規式之由ニ御修補不被仰付  
候ニ付縁廻り破損申候上葺之儀者自分より時々ニ修補仕置候

一 水天宮 一字 石居板壁 二間四面  
茅葺

右者自分造立

一 御供所 一字 石居板壁 竪三間  
茅葺 横式間

右同断

御再興之次第

一 慶長六辛丑年 忠恒公 御修補 十一月廿六日遷宮

一 同十七壬子年 忠恒公 御造替 十一月廿八日遷宮

一 寛永七庚午年 御名代 嶋津大膳亮殿忠俊

一 家久公 御修補 十一月四日遷宮

一 明曆二丙申年 御名代 嶋津大膳亮殿忠俊

一 光久公 御修補 十二月廿三日遷宮

一 延宝七己未年 御名代 嶋津美作殿久盛

一 右同御修補 八月七日遷宮

一 網貴公 御修補 四月十七日遷宮

一 鎌田采女殿政良 御名代

一 開山性空上人行状和讃記卷差上申候

細如元享釋書隱遁伝云

一右神社仏閣之来由寛文十二年<sup>壬子</sup>十月朔日元禄十年<sup>丁丑</sup>三月廿二日兩度由緒書記差上申候<sup>ニ</sup>付此節由來略之書記不申候以上

元禄十一年十一月廿二日

霧嶋狭野権現座主

神徳院

憲純 印

高原 御愛衆中

右差出所中帳老冊<sup>ニ</sup>相調寺社御奉行所<sup>江</sup>被差上候其帳面<sup>江</sup>此方印形仕候

○一高原水天宮 社司 日高甚大夫 印形仕候 (朱筆) 為念記置候

○一高原地頭枕山権右衛門殿 ○愛衆四人

長浜勘兵衛殿村田外記殿黒木治部之介殿丸山源太夫殿

○一寺社御奉行嶋織部殿 為念此段記置候

○一中取衆三人伊集院三右衛門殿木脇喜兵衛殿篠原喜右衛門殿

○一筆者衆三人櫛見崎為右衛門殿伊集院茂兵衛殿酒匂孝左衛門殿

○一手代三人深見左衛門岡辺七右衛門萩原平兵衛殿

以上

○元禄十二年<sup>己卯</sup>正月三日ヨリ鹿<sup>江</sup>参上  
一今年 中将様御在国

○乍恐口上書を以申上候

東叡山本堂御建立之儀慈眼大師以來代々之御門主様方内々御願深重之御事<sup>ニ</sup>為被成御座由候得共大粧成御普請之儀<sup>ニ</sup>御座候故代々尊願不被遊御達累曆嗟嘆之御事共<sup>ニ</sup>被為成御座候処<sup>ニ</sup>此節御建立被仰付当御門主様御満悦之段不殘御事之由候就夫御普請成就之節者一宗之僧徒不奉賀之候<sup>而</sup>ハ不叶分ケ<sup>ニ</sup>御座候<sup>ニ</sup>付国々差立候寺之分ハ皆々以參勤御祝儀被申上筈之由先比伝承候因茲御祈申上候縱餘国より參勤無之候共此方様御手伝<sup>ニ</sup>御建立之御事<sup>ニ</sup>御座候<sup>ニ</sup>付当寺儀者御普請中<sup>ニ</sup>も遂參上旁不申上候<sup>而</sup>ハ不叶分ケ<sup>ニ</sup>御座候殊<sup>ニ</sup>先年山門大会之刻<sup>□□</sup>御門跡様山門座主職宣下<sup>ニ</sup>付<sup>而</sup>被遊御登山大会御執行之砌上方并西国方差立候寺之分ハ皆々罷登御祝儀被申上候右之衆過半者守護方御造作を以為被召登之由候左様成衆も皆々一度<sup>ツ</sup>御門主様御目見為被仰付事<sup>ニ</sup>御座候然共拙僧儀ハ被遊對殿様<sup>仁</sup>御尊慮之由<sup>ニ</sup>而大会勤之儀も次第超越<sup>ニ</sup>而初日<sup>ニ</sup>被仰付被下

御目見之儀も御在山中三度迄被仰付旁以餘寺<sup>ニ</sup>相替為申御取持共<sup>ニ</sup>而御座候此段御威光故<sup>与</sup>難有奉存候帰国之刻ハ拙僧儀被添御心被下候様<sup>ニ</sup>御頼被思召之旨御奉書<sup>ニ</sup>而御老中様方迄被為御頼越為被下事<sup>ニ</sup>御座候此段も絶<sup>而</sup>餘寺<sup>ニ</sup>者無之事<sup>ニ</sup>御座候左候<sup>而</sup>野拙僧方<sup>ニ</sup>承候<sup>ハ</sup>当御門主様御代<sup>ニ</sup>未東叡山<sup>仁</sup>參勤不仕候間近年中<sup>ニ</sup>御暇申上必參上仕可申旨被仰渡候付其旨請申上帰国仕申候得共大会<sup>ニ</sup>付拜借仕候御銀も未返上納皆済仕得不申其外之借銀も目成不申候<sup>ニ</sup>付勝手向調兼申候故自分<sup>ニ</sup>罷登申候儀ハ難成御座候<sup>ニ</sup>付乍不首尾只今迄延引仕候然處<sup>ニ</sup>此節類火<sup>ニ</sup>而御門主様御所御炎上之由候得<sup>ハ</sup>旁以無據時節<sup>ニ</sup>御座候尤餘国より者弥參勤可被仕<sup>与</sup>存し候当寺事右之通御門主様何角<sup>与</sup>被寄御心被下寺之儀御座候<sup>ニ</sup>付雖為貧地其通<sup>ニ</sup>而者難罷居奉存因茲御繁多之時分近比難申上儀御座候得共無據寺役之儀<sup>ニ</sup>御座候間何とそ輕<sup>ク</sup>御仕立を以被召登被下度奉願候条此等之趣宜様<sup>ニ</sup>奉願候以上

卯正月六日

高原 神徳院

憲純 印

寺社御奉行所

右口上書御披露被成筈<sup>ニ</sup>候間若何そ御尋被遊儀可有之候条得其意相詰居申候様<sup>ニ</sup>と御奉行より被仰候間左様<sup>ニ</sup>相心得可申旨篠原喜右衛門より正月十八日<sup>ニ</sup>被仰渡候事

○覚 写

一此秀天<sup>与</sup>申出家壺人天台宗今度為一見廻国仕候九州<sup>江</sup>罷越申候海陸無異儀御通可被下候以上

元禄十一年<sup>寅</sup>二月十一日

江戸下屋年寄

青山善兵衛

印

所々御改所

岡野孫四郎

印

右秀天去<sup>ル</sup>七月九日之晩当寺<sup>一</sup>宿被申候翌日被罷立候刻被申置候ハ昨日より咄申候通此節東叡山本堂御建立<sup>ニ</sup>付諸国差立候天台宗寺之分ハ

皆々以參勤御門主様御祝儀被申上管之由候薩摩守様御手伝御建立之儀御座候間弥神徳院儀ハ可有參上候間其節必私宅御尋待入候拙僧儀近キ比出家仕候間秀天御尋候ハ相知申間敷候間江戸下屋長町岡野孫四郎弟岡野孫太郎俗名尋申候得ハ相知可申旨被申置候其外段々咄有之候事

卯正月六日

神徳院

○借銀覚

一 銀五百目

右者先年山門大会之刻於京都御銀壹貫目拜借仕候御銀之内去ル戌之年より当年迄年々百目ツ、上納仕残而右員數未上納仕得不申候

一 銀壹貫貳百廿匁六分

右者先年山門大会罷登候刻京都借銀仕罷下申候返弁之儀寄替銀を以被仰付被下度旨御訴申上銀子九百五拾匁致拜借用去酉ノ年御蔵江上納仕京都返濟之儀者大坂御蔵より被仰付被下候右本銀九百五拾匁之銀子未返弁仕得不申候付元利合右受収罷成申候口入所取衆中上瀬喜左衛門小林衆中野島善七申仁候

一 銀貳百六拾六匁五分

右者先年当寺下台所五敷五間之家一四敷三間之居間一四度五間之神酒蔵一合家數三ツ石居板壁自分造替仕候刻銀八百目程借用仕造調申候借銀之内右受収未返濟仕得不申候口入所衆中宮田主馬黒木正左衛門申仁候

一 銀七百廿匁

右者去丑ノ年狭野原新仕明御免許被口付井手溝普請仕候飯米調用シテ右銀口借用仕候口入所衆中児玉助之進申仁候  
右之通各口入借用仕罷居申候由覺書老通為御内見寺社御奉行所御筆者衆迄差上申管御座候間此等之旨被聞召置可給候以上

寅十一月十五日

高原 神徳院 印

宮田主馬殿

黒木正左衛門殿

児玉助之進殿

上瀬喜左衛門殿

野辺善七殿

右之通我々口入仕罷居申候儀別儀無御座候間若御尋も御座候ハ、有筋可申上候条左様御心得可被成候以上

寅十一月十六日

野辺善七 印

上瀬喜左衛門 印

児玉助之進 印

黒木正左衛門 印

宮田主馬 印

神徳院

右秀天手形写老通并借銀覚書老通合式通卯正月六日東叡山參勤願之口上書相添寺社御奉行所差上申候得共此両通ハ先無用可仕旨被仰渡篠原喜右衛門殿御取次御返被下候為念記置申候

○高原神徳院可被申渡趣

東叡山本堂御建立付為御祝儀江戸江差越可申之旨相願候書物之旨達尊聽候処御手伝御勤大分之御物入有之且又以前より御不勝手付御音信贈答御断をも被仰達事御簡略之時節候得ハ被差上候儀難御成候間罷在候儀無用可仕御意候間奉得其意可被申渡候以上

二月三日

卯二月四日於寺社座御奉行為仰篠原口被仰渡候先比願書物被差出候付則遂御披露候処右御書付之通御返事被仰出候間奉得其意帰寺可仕旨被仰渡候事

一 寺社御奉行嶋織部殿

一 中取衆三人 伊集院三右衛門殿 篠原喜右衛門殿 木脇喜兵衛殿

一 筆者衆三人 検見崎為右衛門殿 伊集院茂兵衛殿 酒匂孝左衛門殿

一 手代三人 深見左左衛門 岡辺七右衛門 萩原平兵衛

一 高原神徳院 梶山権右衛門殿

○覚 写

威徳院



神徳院末寺極樂寺 式部卿

錫杖院門前之 庄左衛門

右者去秋御借入高之儀被仰渡候ニ付右面々より御借入高被差上候右ニ付最前被仰渡候通九部之利弘被仰付事ニ候間当座被罷出候ニ付□被申請候様ニ可被申渡候以上

卯一月廿九日

春間物奉行所

高原 暖衆中

右之通被仰渡候間早々致參上御借状等被申請候様ニ可被仰渡候以上

三月七日

永浜勘兵衛

神徳院

錫杖院

○覺

諸寺院之住持其寺之修補少も無構隱居之支度致專隱居所作事等者却而令奇麗僧侶有之由風聞候左様ニ而も有之者漸々寺院仏閣令腐破ハ依之任職中致修補□驗不相見得出家者修治為仕早速隱居申渡重而者小庵之住持をも申付間敷候条其旨門中ニ可被申渡由先奉行代ニ被申渡置候弥以其心得ニ而門中ニ可被申渡候以上

卯六月廿二日

寺社奉行所

高原 神徳院

○覺

社家寺門前之人躰并家内之者身上致逼迫無據仕合ニ付何方成共永代ニ手札相除度由又ハ八年季暇於願申出者委細之段其支配次書以願之通被相除候而もつかへ無之由申出候ハ、当座詮議之上免許證文可申付若免許□相除候者於有之者可及沙汰或ハ□□□□下人下女等相除候儀者当□□□□□□之勿論猥ニ無之様ニ可申渡候元禄四年未正月右之旨趣申渡置候故緩疎雖有之間敷候若大形之儀有之後年手札御改之節差支訳も有之候而ハ不可然候条又々此節申渡置候間被得其意支配中ニ堅固ニ可被申渡候以上

卯六月廿二日

寺社奉行所 印

神徳院

○覺

一新地ニ寺社建立御禁制之旨

天下一統ニ被仰出候ニ付隱居之節者寺中ニ可罷居旨申渡候之處ニ寺中ニ而も山林を切開致作事候故新地建立之様ニ候向後隱居之節者寺中之脇寺を相応ニ令修補可致隱居若寺中ニ明合於無之者寺社奉行所ニ得差図如何ニも輕キ家を致作事可罷移縱無據儀ニ付新作事仕候共隱居一代ニ而後住申付間敷候間内々可得其意何之道ニも隱居所之儀ハ寺社奉行所ニ相斷可得差図此等之旨末々之末寺江も慥ニ可被申渡旨諸門首ニ渡□  
寛文十三年二月廿日ニ被仰候□□之段先奉行より被仰渡置候弥以相守諸寺院隱居所之儀者当座江可得差図尤脇寺之外致新作事罷移候共新規ニ寺号を付相唱候儀為無用事

一諸寺院より差出候書物寺号之外ニ致印形差出儀も有之書物差返儀多々有之候畢竟者其寺院御用も相滞儀ニ候条其寺号并実名相記致印形可差成事

一御当地并諸外城寺院之僧侶本寺住山遍歷付他国ニ用事ニ付暇申出且亦本尊繕為□上方ニ差上候節書物之旨趣難達儀共有之認直ニ候ニ付便船之時分差支之由候因茲草案別紙ニ相渡候条致承知自今以後滞無之様ニ可被申出

但出家或願書物草案ハ兼而相渡置候間弥相違無之様ニ相調可被差出候右之趣被得其意末々之寺院ニも堅固ニ可被申渡勿論寺院住替之節者慥ニ次渡候様ニ可被申渡置候以上

卯六月廿二日

寺社奉行所 印

神徳院

(宋筆) 御案文帳上書

元禄十二年卯六月廿二日

出家他国出并本尊繕書物草案

寺社奉行所 印

(宋筆) 右之帳一冊此相紋ニ而召置候

右卯六月廿二日之御覺書ニ通并出家他国出之證文帳壹冊卯七月廿一日ニ東光院歸寺之節持来候

三 社方含蔵帳(岩元正吉氏文書)

△延宝六年戊午二月六日

○社方含蔵帳

○一 高原社人役付帳

一屋敷壺ヶ所 霧嶋正祝子衆中 岩元宮内左衛門

一右ハ神前ニ御名を奉申上御祈禱申役ニ御座候

一同壺ヶ所 權祝子 日高權左衛門

一右者祝詞之時御幣取次役ニ御座候

一同壺ヶ所 但當職屋敷 押領司休左衛門

一右者太鼓打ならし申役ニ御座候

一同壺ヶ所 右同斷 窪田助六

一右ハ笛吹ならし申役ニ御座候

一同壺ヶ所 右同斷 古川内蔵之丞

一右ハかね打ならし申役ニ御座候

一同壺ヶ所 右同斷 益田助吉

一右ハ御祭七日前ニ柴さす役ニ御座候

一右者翁之面持役ニ御座候 牧 善九郎

一屋敷壺ヶ所 正市

一右者御供もる役ニ御座候 二ノ内侍

一右調拍子ならし申役ニ御座候 押領司勝兵衛

一右ハ木地あらい申役ニ御座候 牧四兵衛

一坂口長左衛門

一右者正市家内ニ御座候

一右者高原宗廟霧嶋狹野大権現社人役付并名字書立差上可申旨寺社御奉行所より被仰渡候ニ付而相調申候間被御覽届奥書頼入存候以上

右者正市家内ニ御座候  
右者高原宗廟霧嶋狹野大権現社人役付并名字書立差上可申旨寺社御奉行所より被仰渡候ニ付而相調申候間被御覽届奥書頼入存候以上

午二月五日 正祝子 岩元宮内左衛門 印  
高原御愛衆中

右之表見届申候御仕様次第ニ被仰付可被下候以上

午一月六日 高原愛 丸山拾左衛門 印

寺社御奉行所 同 平川権兵衛 印

御取次衆中 同 宮田弥兵衛 印

○覚

諸所社人屋敷取之内手札ニ名字付無之者其所之愛より相改帳面ニ相記来月廿日より内ニ当庄江可被差出候以上

但壺所衆之段ハ不及書出

午十月廿六日

諸所 愛中 寺社奉行所 印

○高原屋敷取社人名字付帳

一屋敷壺ヶ所 狹野社家權祝子日高權左衛門

一同壺ヶ所 右同太鼓役 児玉義左衛門

一右ハ休左衛門前々格護申候得共只今ハ義左衛門格護勤候

一同壺ヶ所 右同笛之役 窪田助六

一同壺ヶ所 右同金之役 古川内蔵之丞

一同壺ヶ所 右同柴之役 益田助吉

右者社人屋敷取之内手札ニ名字無之者我々方より相改可差上由被仰渡候間如此御座候以上

丸山拾左衛門 印

午十一月十七日 平川九郎左衛門 印

寺社御奉行所 平川仲兵衛 印

○證文

高原狹野権現社家

權祝子 日高權左衛門

〔朱筆〕王之役

木鼓役

〔朱筆〕消印有

児玉義左衛門

笛之役

窪田助六

金之役

古川内蔵之丞

柴之役

増田助吉

右当職相勤申者屋敷格護仕儀候故片書名字御免許候間後年手札改之刻此證文其他改衆へ指出手札肩書名字可被相記候以上

午十一月廿日

高原噯中

寺社奉行所 印

△天和二年<sub>壬戌</sub>

○口上覽

去々年極月御回章ヲ以諸所之正祝子権祝子方江被仰渡候ハ来正月当所諏訪神主方より被申渡儀有之候間如日限罷越可申旨被仰渡候ニ付高原正祝子狭野宮神主岩元宮内左衛門同権祝子日高権左衛門如御差凶罷越候處ニ諏訪神主より被申候ハ右兩人何方よりも構無之社人ニ候通口上書差出候ハ、御條書之趣可申渡候若又差引方有之社人ニ候ハ、对其方有憚儀候間条御條目申渡儀罷成間敷由被申候ニ付右兩人申候ハ我々儀代々座主神徳院より諸事差引承社人ニ候ニ付何方よりも構無之旨口上書差出申儀曾以罷成間敷由申候得ハ左候ハ、御條書申渡儀不罷成候条神徳院へ相付御條書可承旨被申候ニ付其通ニ罷帰候由到拙僧申出候如何様成御條目ニ御座候哉此方へ被下候ハ、堅固ニ相守候様ニ可申渡候右如申上候狭野宮社人事古来より座主方より差引ニ何方よりも構無之社人ニ御座候付以来社人へ被仰渡儀御座候刻ハ何時も此方へ御條目被下候ハ、早速社人方へ可申渡候為其兼日御断申上置候以上

戌正月八日

高原 神徳院 印

寺社御奉行所

○差出

高原惣廟霧嶋狭野 大権現当職屋敷

一屋敷五畝

狭野 鐘之役屋敷

右ハ江平之内ニ有之候

一屋敷五畝

右同 王之役屋敷

右ハ前田之内栗巢ニ有之候

右之通ニ此方社屋敷有之候然處ニ去年外城分ニ付江平村ハ野尻前田村ハ高崎ニ被召付候間右式ヶ所之返地高原之内ニ被下候様奉願候右之旨御地頭御前より被仰達被下候様ニ御披露頼存候以上

天和貳年<sub>戌九月七日</sub>

神徳院 印

高原 御噯衆中

○差出

殿様御生年御名乗之書付所持仕常檀上ニ備置 殿様御祈禱仕候哉之儀諸外城之社人迄御改被仰付之由承及候狭野宮社人之儀ハ先比御断申上置候通古来より座主方より差引仕社人ニ御座候ニ付御生年并御名乗之書付檀上ニ備置申儀常々禁止ニ申渡置候雖然猶以此節神主方江申渡置社家中相改申候得共御生年并御名乗之書付所持仕為申社人無御座候為其神主方へ差出為仕差上申候以上

戌十一月十日

高原 神徳院 印

寺社御奉行所

○差出

殿様御生年并御名乗之書付所持仕常ニ檀上ニ備置 殿様御祈禱仕候哉社家中相改有筋可申上旨被仰渡奉得其意相改申候得共御生年并御名乗之書付所持仕為申社人無御座候尤我等も所持仕不申候為其差出如斯御座候以上

戌十二月十日

高原正祝子狭野宮神主

岩元宮内左衛門 印

神徳院

右差出式通使日高権左衛門ニ寺社御奉行所江差上申候

△天和三年<sub>癸亥</sub>

○口上覚

外城分ケニ付高原之内江平名野尻江被召付候就夫申上候江平名江有之候  
諏方之明神又ハ上ノ明神下ノ明神熊野権現右四社之神事又ハ祈禱方此  
方之神主高原正祝子岩元宮内左衛門先祖より代々勤来申候然處外城分  
ケニ付江平名野尻江被召付候因茲野尻正祝子より高原正祝子岩元宮内左  
衛門方江申来候ハ江平名野尻江被召付候間右四□之神事又ハ各中之祈禱  
方此方より相勤可□□其段断置候旨申来候由宮内左衛門より□拙僧申  
出候条拙僧宮内左衛門方へ返事申置候者外城分ケニ付新規ニ被召付候所  
其所之正祝子より相勤申儀ニ候ハ、今度高原へ被召付候廣原名又ハ水流  
名之神事祈禱方も高原正祝子より相勤ル道理ニ付可有之候此段ハ下々ニ  
何かと申候而ハ六ヶ敷可有御座候間追而御奉行所へ相付一途御究可被下  
旨可申上候条先々其内ハ申来候様ニ被相渡可然旨宮内左衛門方へ返事申  
置候就夫右神事并名中祈禱方野尻之正祝子より相勤申候此段如何可有  
御座候哉宜様被仰付可被下候

一 江平名之神事并祈禱方野尻正祝子より相勤可然被思召上儀ニ候ハ、高原  
へ被召付候廣原名又ハ水流名之神事祈禱方へ高原正□□岩本宮内左衛門  
方へ被仰付可被下候尚又□□□相分ケ候而も神事之儀ハ如古来相勤可申  
と□儀ニ御座候ハ、江平名神事之儀如前々此方神主ニ被仰付可被下候左  
様而野尻正祝子ニも其段被仰渡可被下候ケ様成儀定而例も可御座候条宜  
様被仰付可被下候

一 高崎之内繩瀬名之天神又ハ大牟田名之天神右兩社之神事此方之神主よ  
り前々より只今迄相勤申候条是又為後來披露申上置候以上  
天和三年亥四月廿三日 高原神徳院 印  
寺社御奉行所

○口上覚

江平名之内上ノ明神下ノ明神熊野権現諏方明神合四社神事之儀ニ付先  
比□□書を以申上置候就夫右社頭本帳ニ無之候□□拙僧江引合被成委細  
可被為申上旨寺社御奉行所より為被為仰渡由承候明曆元年ニ神社御改  
御座候砌為御奉行岩切仁右衛門殿御越被成候其刻先役人衆より六月十

六日ニ改帳被為差上候其帳之留一冊為後代龜鏡当寺文庫江納置可申旨役  
人衆より被仰候ニ付格護仕罷在候右帳ニ者髓ニ四社共ニ相載有之候然處ニ  
同七月廿八日之日付ニ鎌田筑後殿より御條書を以被仰渡候又先日堂宮  
并諸寺改被仕可被差出旨從此方大形ニ申候付帳面委無之候就夫巨細之段  
書付を以今度申遣候間如其帳面相調又々可被差出旨被仰渡候ニ付其通  
改有之候而堂宮并諸寺改帳三冊ニ相直リ候其帳祈願所役ニ当寺ニ清帳仕相  
□□可申旨所より被仰渡候ニ付清帳仕未八月八日先役人衆判形ニ此方使  
僧圓実坊を以鎌田筑後殿御家へ差上申候其砌住持住山之留主ニ候ニ付等  
輩之出家共迄清帳仕候故致不念書落為申儀由相見得候而未八月九日之留  
帳ニ者上ノ明神寺社相見得不申候然共六月十六日之留帳ニ者四社共ニ髓ニ  
相載有之候江平名右四社有之候儀ハ常々各御存知之前ニ候条宜様ニ御披  
露頼存候為御見合右之留帳式冊并鎌田筑後殿より被仰渡候御條書之留  
卷通差上申候以上

亥七月七日

神徳院 印

高原 御愛衆中

右之表別儀無御座候右四社江平名江ハ髓ニ有御座候然者先年之改帳卷冊  
ニ書落□□有之与相見得申候猶神徳院より使僧□□ニ候間委細可被申上  
候間可然様ニ被仰付可被下候以上

亥七月七日

丸山源太夫 印  
黒木次郎左衛門 印  
村田仲左衛門 印  
黒木助左衛門 印

寺社御奉行所

(朱筆)  
右鎌田筑後殿被仰渡候御條書之留寺社御奉行所より未御返シ不遊候間  
重而申上候ハ、取置可申候

○口上覚

江平名四社之神事之儀ニ付此方口上書ニ噯衆奥書を以寺社御奉行所へ申  
上儀有之候間此竹文箱卷通持参仕差上可申候最早神事も無間も儀ニ御  
座候条一途御究可被下旨申上御返事承可被罷帰候以上

亥七月八日

神徳院

鹿兒嶋<sup>ニ</sup>

宮内江

右之者申付遣候若此飛脚中途<sup>ニ</sup>而參違申候ハ、各御披露被遊可被下候左候<sup>ニ</sup>而右飛脚被為留置一途御返事有之候様<sup>ニ</sup>御肝煎被遊可被下候万々奉頼候以上

七月八日 高原 神徳院 印

檢見崎為右衛門様

海江田治左衛門様

一御證文留

○覚

高原之内江平名<sup>ハ</sup>有之候諏方大明神并上明神下明神熊野権現右四社之神事且又祈禱方岩元宮内左衛門先祖代々勤来候処<sup>ニ</sup>近年外城分<sup>ニ</sup>付右江平名野尻被召付候<sup>ニ</sup>付右四社之神事祈禱方迄野尻正祝子方より可相勤之旨引合有之由此節被申出候縦外城相分候<sup>ニ</sup>も神事之儀ハ如古来右宮内左衛門相勤候様<sup>ニ</sup>可被申渡候此等之旨野尻暖方<sup>ハ</sup>も申渡候間可被得其意候以上

天和三年七月十日

高原

寺社奉行所 印

暖中

神徳院

(朱筆)

△貞享元年<sup>甲子</sup> 覚写

寺社奉行新納五郎右衛門上洛<sup>ニ</sup>付役儀御免許跡役嶋津主計<sup>ハ</sup>被仰付候間郷中<sup>ハ</sup>も可被申渡者也

子七月十三日評定所 印

高原 神徳院

○口上覚

諸所社人屋敷取之内名字付無之者其所之暖より相改帳面<sup>ニ</sup>書記可被差出旨午ノ十月廿六日之日付<sup>ニ</sup>而寺社御奉行所より御廻文ヲ以被仰渡候<sup>ニ</sup>付各より当寺留主居方<sup>ハ</sup>被仰聞候ハ右之通<sup>ニ</sup>被仰渡候間社人屋敷取之内名字付無之者書記可差出旨承候<sup>ニ</sup>付拙僧留主之儀<sup>ニ</sup>候故先年兩度之支配之刻所暖衆より社屋敷願之書物之留式通当寺<sup>ハ</sup>有之候を見合申候<sup>ニ</sup>而差出申

候處<sup>ニ</sup>各より午ノ十一月十七日之日付<sup>ニ</sup>而社人名字付帳寺社御奉行所<sup>ニ</sup>被為

差上候<sup>ニ</sup>付其帳面之通<sup>ニ</sup>片書名字御免許之御證文被下置候然處<sup>ニ</sup>先年御支配之刻所<sup>ハ</sup>被下置候社屋敷御免目錄<sup>ニ</sup>只今見合申候<sup>ハ</sup>留<sup>ニ</sup>相違申候付目錄<sup>ニ</sup>ハ王之役屋敷<sup>ニ</sup>有之候間太鼓ノ役義左衛門と有之候片書御免目錄之通<sup>ニ</sup>王之役と片書御直<sup>ニ</sup>被下候様<sup>ニ</sup>奉願候尤右屋敷義左衛門嫡子伝三郎格護仕罷有候間片書御直<sup>ニ</sup>被下右伝三郎<sup>ニ</sup>王之役被仰付被下候様<sup>ニ</sup>奉願候右之趣寺社御奉行所<sup>ハ</sup>被仰上可給候以上

子八月十四日

神徳院 印

高原 御暖衆中

右之通被申出候別儀無御座候付御免屋敷目錄之通<sup>ニ</sup>片書御直<sup>ニ</sup>可被下儀奉願候

子八月十六日

高原暖

丸山源太夫 印

同 宮田孫兵衛 印

同 黒木次郎左衛門

同 村田外記

寺社御奉行所

御筆者衆中

○覚

其元宗廟狭野大権現宮屋敷取口之内手札<sup>ニ</sup>名字無之者相改可差出旨先年申渡候處<sup>ニ</sup>神徳院本寺住山之留守中故先年兩度之御支配之刻所暖方より社屋敷願書物留式通右寺<sup>ハ</sup>有之候を留主居より見合差出仕候処<sup>ニ</sup>十一月十七日之日付<sup>ニ</sup>而社人名字付帳当座<sup>ハ</sup>各奥書<sup>ニ</sup>而差出候故其帳面之通片書名字免許候處<sup>ニ</sup>先年御支配之刻所<sup>ハ</sup>被下置候社屋敷目錄<sup>ニ</sup>被見合候得<sup>ハ</sup>留<sup>ニ</sup>致相違王之役屋敷と有之候間太鼓之役義左衛門と有之候片書右免目錄之通<sup>ニ</sup>王之役<sup>ニ</sup>片書相直右義左衛門嫡子伝三郎<sup>ハ</sup>王之役被仰付被下度旨神徳院より各奥書<sup>ニ</sup>而此節被申出候条願之通令免許候間其段可被申渡候以上

貞享元年八月廿四日

寺社奉行所 印

高原 暖中

○覺

- 一 從前々神社江被附置候御高之外寄進又ハ座主并社人致買地當時ハ付高ニ而召置候高之事
- 一 或買地或寄進高御免許之上付高ニ而召置高之事
- 一 右通可有之所者最初之由緒高員數又者座主社人支配之分リ右取納米何々ニ召仕候通委細書付右躰之高有無共ニ所囓横目證文相添来月拾日限ニ可差出之此儀無隱事ニ候処ニ自然隱置後々於令露頭者可及沙汰之条此旨郷中并社家中へも可被申渡候以上

子八月廿日

高原 神徳院

寺社奉行所 印

○差出

- 一 太鼓之役 古川内藏之丞次男前名次郎介
- 一 舞之役 古川孝右衛門
- 一 同断 前名善九郎 吉左衛門
- 一 同断 四兵衛弟前名乙 助兵衛
- 一 同断 窪田助六次男 窪田助五郎
- 一 同断 休三郎
- 一 調拍子之役 少兵衛
- 一 御供之役 正市家内 長左衛門
- 一 膳所 四兵衛

右之通社役被仰付被下候様ニ奉願候以上

子八月廿六日

高原 神徳院 印

寺社御奉行所

○御證文写

- 一 高原宗廟狭野大権現社人役付
- 一 太鼓之役 古川内藏之丞次男前名次郎介
- 一 舞之役 古川孝右衛門
- 一 同断 前名善九郎 吉左衛門
- 一 同断 四兵衛弟前名乙 助兵衛
- 一 同断 窪田助六次男 窪田助五郎
- 一 同断 休三郎
- 一 調拍子之役 少兵衛
- 一 御供之役 正市家内 長左衛門
- 一 膳所 四兵衛

右通ニ社役之願依申出神徳院より被申出願之こと令免許候条其段可被申渡候以上

貞享元年八月廿六日

高原 囀中

寺社御奉行所 印

○差出

- 一 從前々神社江被召附置候御高之外寄進又ハ座主并社人致買地當時ハ付高ニ而召置候高之事
- 一 或買地或寄進高御免許之上付高ニ而召置候高之事
- 一 右通之高有無之段委細書付各御證文相添可差出之旨寺社御奉行所より被仰渡候当社儀ハ右躰之高少も無御座候間此段各より御披露被成可被下候以上

子九月五日

高原宗廟狭野大権現神主 岩元宮内左衛門 印

御囀衆中 横目衆中

右之通別儀無御座候以上

子九月六日

高原横目岩元宮内左衛門 印 同 岩元鵜左衛門 印

右同暖 宮田弥兵衛 印  
同 村田仲左衛門 印  
同 黒木次郎左衛門 印  
同 丸山源太夫 印  
寺社御奉行所

△貞享二年<sup>乙丑</sup>

○差出

窪田助六

一 笛之役  
右親助兵衛老躰故笛之役勤得不申候ニ付内々ニ而助六江笛之役申付置候処ニ延宝六年<sup>午ノ</sup>十一月寺社御奉行所より御證文被下御免許ニ而助六右役相勤申候但親助兵衛天和三年<sup>亥</sup>六月相果申候ニ付遺跡之儀ハ内々ニ而申付置候

増田助吉

一 柴之役  
右親千兵衛老躰故柴之役勤得不申候ニ付内々ニ而柴役助吉江申付置候処ニ延宝六年<sup>午ノ</sup>十一月寺社御奉行所より御證文被下御免許ニ而助吉右役相勤申候但親千兵衛事延宝九年<sup>酉</sup>十一月相果申候ニ付遺跡之儀ハ内々ニ而申付置候

勝兵衛

一 調拍子之役  
右親藤兵衛老躰故社役勤得不申候ニ付内々ニ而勝兵衛江調拍子之役申付置候貞享元年<sup>子</sup>八月寺社御奉行所へ御訴申上御免許ニ而勝兵衛右役勤申候但親藤兵衛事延宝七年<sup>未</sup>四月相果申候ニ付遺跡之儀ハ内々ニ而申付置候

休三郎

一 舞之役  
右親休左衛門ハ一節太鼓之役相勤申候然共休三郎儀ハ太鼓役勤得不申候ニ付貞享元年<sup>子</sup>八月寺社御奉行所江御訴申上御免許ニ而右役相勤申候但親休左衛門事天和式年<sup>戌</sup>四月相果申候ニ付遺跡之儀ハ内々ニ而申付置候

右四人親相果申候ニ付遺跡之儀ハ内々ニ而申付置継目之儀未寺社御奉行所へ願不申上候間弥右之通跡目被仰付被下候様ニ各前より御申上可給候以上

丑八月十二日

神徳院 印

御暖衆中

右差出暖衆次書を以子九月十日ニ寺社座江持参仕御中取衆宮里孫之進江差

出段々申上候處孫之進殿より左馬源太左衛門殿江御相続被成被仰渡候右社役之儀最早寺社奉行所之御證文ニ而先比より相勤来候得ハ何ぞ無口能儀候間御奉行江不及申上候間暖衆江其段委細可申達由候而右口上書御返シ候間罷帰則暖衆へも其段申達置候事

△元禄二年<sup>巳</sup>

○覽

一 札年四十八才 高原惣廟大権現社人

増田助吉

一 同七十才 右同 窪田助六  
一 同四十九才 右同 少兵衛  
一 同三十八才 右同宮永十右衛門養子 宮永権左衛門

右ハ社人改ニ付去丑ノ年被差出候社人帳ニ右人数親相果候跡役并養子成跡役継目之儀未不申出候間器量於相応者委細書付社人頭取より申出候上暖次書ヲ以佐藤大和守へ致宛書大和守次書ニ而今月廿日限ニ可被申出候当座帳面相究置候ニ付急用ニ候間延引有間敷候以上

巳七月四日

寺社奉行所 印

高原 暖中

右之通ニ被仰渡候間来ル十七日限ニ差出相調被成候而暖所へ御出可被成候尤御書付之通ニ委細書記可被成候御急用之儀候間御延引被成間敷候以上

巳七月十五日

宮田主馬 印

岩元宮内左衛門殿

○口上覽

一 当社社人之内窪田助六増田助吉勝兵衛右三人親相果候跡役継目之儀未申出候間器量於相応ニ者委細書記社人頭取より申出各奥書之上佐藤大和守次書を以可申出旨寺社御奉行所より被仰渡趣神主方へ各より御書付令披見候就夫段々申上候

窪田助六

一 笛之役  
右職従先年勤来屋敷格護仕候故延宝六年<sup>午ノ</sup>十一月廿日片書名字御免許

并役付之御證文被下右職相勤罷居申候但親助兵衛儀隱居仕無役<sub>ニ</sub>罷居天和三年<sub>ノ</sub>六月相果申候

一 柴之役

増田助吉

右職從先年勤来屋敷格護仕候故延宝六年<sub>ノ</sub>十一月廿日片書名字御免許并役付之御證文被下于今右職相勤罷居申候但親千兵衛儀隱居仕無役<sub>ニ</sub>罷居<sub>ヲ</sub>十一月相果申候

一 調拍子之役

少兵衛

右親藤兵衛隱居<sub>ニ</sub>延宝七年<sub>ノ</sub>四月相果申候其後社役之願申上貞享元年八月廿六日之御證文<sub>ニ</sub>而右役少兵衛<sub>江</sub>被仰付候

右之通三人共<sub>ニ</sub>先年より寺社御奉行所之御證文<sub>ニ</sub>而社役相勤罷居申儀<sub>ニ</sub>候条今更跡役願之儀不及申上候と奉存候雖然右之通先年御證文被下置社役相勤罷居申儀<sub>ニ</sub>かと御座候御存知無之候哉去<sub>ル</sub>年<sub>ノ</sub>も跡役願之儀可申上旨被仰渡候<sub>ニ</sub>付<sub>テ</sub>八月十二日<sub>ニ</sub>差出任<sub>テ</sub>嚶衆奥書を以同九月十日<sub>ニ</sub>拙僧寺社御奉行所へ參上仕宮里孫之進殿へ段々申上候処<sub>ニ</sub>御相役有馬源太左衛門殿御相談之上被仰聞候ハ右之通先年より寺社御奉行所之御證文<sub>ニ</sub>而社役相勤来儀<sub>ニ</sub>候得<sub>ハ</sub>何ぞ無口能儀<sub>ニ</sub>候間只今跡役願之儀不及申上<sub>ニ</sub>候条其通<sub>ニ</sub>相心得<sub>テ</sub>嚶衆も其段可申達旨御返事承置候間弥其御證文之筋<sub>ニ</sub>被仰付置被下候様<sub>ニ</sub>各より御申上可給候為御見合<sub>テ</sub>年<sub>ノ</sub>被下置候御證文之写式通差上申候且又佐藤大和守次書を以可申出旨被仰渡候得共当社社人儀ハ前々より座主支配<sub>ニ</sub>而不依何色<sub>ニ</sub>公儀<sub>江</sub>申上候儀<sub>ハ</sub>当寺より申上来候大和守次書之例無之候条此段<sub>ハ</sub>達<sub>テ</sub>御断<sub>ニ</sub>奉存候間是又宜様<sub>ニ</sub>寺社奉行所へ御申被成可被下候以上

巳七月十七日

高原 御嚶衆中

右之通被申出候跡役之儀御證文を以相勤罷在儀別儀無御座候此證文之写式通為御覽相添差上申候且様奉頼候以上

巳七月拾八日

宮田主馬 印  
黒木正左衛門 印  
丸山源太夫 印  
長浜勘兵衛 印  
寺社御奉行所

御筆者衆中

○口上覚

社人諸役之儀<sub>ニ</sub>付差上申候口上書別<sub>ニ</sub>御急用之儀候間早々為持差上可申旨所より被申渡候折節使僧差突申候故及延引候<sub>ニ</sub>而者如何<sub>ニ</sub>奉存飛脚を以差上申候間此等之趣宜様<sub>ニ</sub>被仰上可被下候萬々奉頼候以上

巳七月十九日

神徳院印

寺社御奉行所

御筆者衆中

○写

猶々飛脚今日罷帰候様<sub>ニ</sub>肝煎申候以上

一筆致啓上候先以貴僧様御勇健<sub>ニ</sub>被成御座候由目出度奉存候然者社人繼目并跡役之儀以飛脚差上被成候<sub>ニ</sub>付御座中取衆迄差上置申候間左様<sub>ニ</sub>御心得可被成候私儀も当五月初<sub>ニ</sub>丸田孝兵衛代<sub>ニ</sub>筆者役被仰付只今相勤居申候間何ぞ御用等も御座候ハ、可被仰聞候何様貴面之刻可得御意候猶斯後喜之時候恐惶

七月廿日

小笹五郎兵衛

神徳院

景寛 判

御同宿中

○覚

一 札年七十才 笛之役

窪田助六

一 四十八才 柴之役

増田助吉

右兩人先年より勤来屋敷格護候故延宝六年<sub>ノ</sub>年片書名字并役付以御證文相勤候間諸役願<sub>ニ</sub>及間敷候哉と被存由此節被申出候然者去<sub>ル</sub>年<sub>ノ</sub>各より被出置候社人帳<sub>ニ</sub>西亥<sub>ノ</sub>年親相果候<sub>ニ</sub>付跡役内々勤居候次め儀<sub>ハ</sub>重<sub>ニ</sub>可申出由記置候<sub>ニ</sub>付<sub>テ</sub>次め之儀可申出由先比申渡候<sub>ニ</sub>右<sub>ノ</sub>年證文ハ片書名字御免許之趣<sub>ニ</sub>て親存生之内之儀<sub>ニ</sub>候左候<sub>ハ</sub>右以後西亥<sub>ノ</sub>年親相果跡次め之證文<sub>ニ</sub>可相成候哉難究候佐藤大和守方次書断之由相見得候付<sub>ニ</sub>此節一途難致落着候重<sub>ニ</sub>委細被申出候ハ、其刻得と可得其意候



一同三十八才

宮永權左衛門

右ハ膳所宮永十右衛門為養子常住札之者内々申付代役相勤候追而右首尾可被成管候由右帳面相見得候付同前ニ先比申越候此節如何様之儀も不被申出候乍然右同断之故難致落着候

一同四十九才

調拍子役 少兵衛

右ハ貞享元子ノ年右社役證文を以被仰付置候間此節願ニ及間敷由被申出候然者去ルルノ年各より差出候帳面ニ親相果跡役内々ニ相勤候次め之儀ハ重可申出由記置候ニ付急度其首尾可申出旨申渡候雖然右社役免許之儀ニ候并親藤兵衛延宝七未年死去之儀候故親跡次め并右社職此節不及相改候併社人帳之内重可申出記置候儀弥書ニ候各間罷越候節当座罷出帳面相改尤ニ候

右之趣神徳院へ可被申達候以上

己七月廿日

高原 暖中

寺社奉行所 印

○口上覺

一札年七十才

笛之役

窪田助六

一同四拾才

柴之役

増田助吉

右兩人親相果候跡役次目之儀未申出候間器量於相応ニ者委細書付を以可申出旨先比被仰渡候ニ付口上書を以申上候ハ親隠居仕兩人共ニ右社職先年より勤来候ニ付延宝六年ノ年肩書名字并役付之御證文被下置候免許ニ跡役勤来候条今更願之儀不及申上ニ儀かと奉存候間弥御證文之筋ニ被仰付置被下度旨願申上候処ニ又々御書付を以被仰渡候ハ去ルルノ年暖方より被差上置候社人帳ニ西亥ノ年親相果候ニ付跡役内々勤居候次め之儀ハ重可申出由記置候ニ付次め之儀可申出旨先比為被仰渡之由御紙面之趣奉承達此段御尤之儀奉存候就夫段々御断申上候ノ年被下置候御證文当寺格護仕拙僧不念故其以来暖役代合之時分も終ニ所江差出不申殊更丑ノ年社人帳被差上候刻も御證文差出不申候而肩書名字御免之筋迄を申出御證文を以跡役相勤来候段不申出候ニ付内々ニ跡役勤居候与暖衆被存社人帳ニ次め之儀ハ重可申出由書記差上置為被申儀ニ候拙僧重々不念故跡役御證文を以相勤来候旨不申出候ニ付右之通ニ御座候条此段幾重ニも御断ニ奉存候午ノ年被下置候御證文ニ笛之役窪田助六柴ノ役増田助吉右当

職相勤中ハ屋敷格護仕儀ニ候故肩書名字御免許之由候然ハ親存生之内ニ

隱居仕屋敷并跡役迄次渡申候故右之通助六并助吉名付ニ御證文為被下置儀ニ御座候御免許ニ跡役相勤来候儀ハ御證文分明ニ御座候間近比恐多申上事ニ御座候得共丑ノ年之社人帳ニ次目儀ハ重可申出由書記差上置為被申儀ハ拙僧重々不念故右之通ニ御座候間此段被遊御免許被下右兩人之跡役之儀ハ御證文之筋ニ被仰付置被下候様ニ偏ニ奉願候

一同三十八才

宮永權左衛門

右ハ此方之社人ニ無御座候故先比何分共不申上候

一同四十九才

調拍子之役 少兵衛

右ハ貞享元子ノ年被下置候御證文之筋ニ被仰付被下候趣委細之御書付奉得其意難有奉存候重而遂參上御礼旁可申上候

右之趣巨様ニ被仰上可被下候以上

己七月廿九日

高原 神徳院

寺社奉行所 御筆者衆中 憲純 印

右口上書使日高權左衛門ニ八月三日ニ差上申候

○覺

社人之儀ニ付去月廿九日以返簡午ノ年御證文を以跡役被仰付置候故親相果跡役願之儀不及申出之由申来候処ニ丑ノ年暖被差出候帳面ニ重可次め之願可申出由被記置候ニ付跡役願之儀可申出旨為被仰渡儀候由重可被仰渡候然者午ノ年被下置候御證文暖方江強差出不申候ニ付丑ノ年帳面ニ重可次め之儀可申出由被申出置候就夫此度被仰渡候段御尤ニ奉存候畢竟拙僧無念之故右筋ニ候然共午ノ年以御證文跡役之儀相濟候間午ノ年御證文之筋を以被仰付置可被下由被申出候雖然右午ノ年證文之儀ハ片書名字願之儀ニ付役儀相記有之候故跡役次め之證文ニハ難取持候然共右旁之儀神徳院被差越候節得申達一途可相究儀ニ候故此度不致落着右使相返申候右之趣神徳院ニ可被申達候且又少兵衛儀暖差越候砌帳面之内被相直可然候以上

八月三日

寺社奉行所 印

高原 噯中

○手形  
今度社人神子之内正道無之致祈念無謂儀を申立施物其外品々取候者御改候被仰渡候ニ付当社社家中急度相改之右躰之者有之候ハ、書付を以可申出旨被仰渡奉得其意社人中一々相改申候得共右躰之者一人も無御座候若隱置脇より相知申候ハ、如何様ニも曲事可被仰付候為其手形如此ニ御座候以上

高原宗廟狭野大権現神主

岩元宮内左衛門 印

申ノ十二月十一日

神徳院

○差出

出家山伏社人神子之内正道無之致祈念無謂儀を申立施物其外品々取候者有之由其聞得不可然儀ニ候条右躰之祈念仕候者一々其頭より急度相改之可申出候右之儀ニ付ハ密々被仰付置趣も候間若隱置脇より相知申候ハ、可為越度旨被仰渡候ニ付右躰之者入念相改有無之儀十二月十五日限ニ書付を以可申出旨被仰渡候奉得其意郷中之出家一々相改申候得共右躰之祈念仕候者老人も無之候且又当社社人頭江も如例申渡社家中為相改候得共是又右躰之者老人も無御座候為其神主方へ手形為仕差上申候以上

追申上候小林宝光院儀本寺違背之儀ニ候故相改不申候是又為御納得申上候以上

申ノ十二月十三日

高原宗廟狭野大権現座主

神徳院

憲純 印

寺社御奉行所

○一御不例之刻御願文差上申候覚

○一先中將様御不例ニ付

(朱筆)

光久公

延宝式年<sup>甲寅</sup>六月十七日日付ニ而神樂三十二番之御願文社家中より差上置其後成就之御札差上申候事

○一綱貴公明年御厄年ニ而御座候ニ付元禄二年<sup>己巳</sup>十二月吉日ト日付ニテ御神樂并中臣祓一千座之御願文神主方より差上申候

但如例寺ヨリ取次ニ而<sup>己巳</sup>十二月廿日使僧宮内江ニ而御用人高橋左衛門殿へ相付寺より之御願文同前ニ差上申候神主方より差上申候御願文并御札等者古例ニ而早晚も座主方より取次差上申候旨御断申上候事右御願成就之御札翌年<sup>庚午</sup>三月廿八日使僧威徳院ニ而寺より差上申候御札同前ニ高橋左衛門殿へ相付差上申候事

○一光久公御不例ニ付元禄四年<sup>辛未</sup>六月十八日ニ御神樂并中臣祓一千座御祈禱成就之御札神主より差上申候如例寺より使僧坂本寺ニ而当寺より差上申候御札同前ニ御下屋敷江差上申候御取次喜入次兵衛殿

○一光久公御不例ニ付元禄七<sup>甲戌</sup>六月七日ニ御神樂并中臣祓七百五十座之御祈禱成就之御札神主方より差上申候寺より使僧東光院ニ而当寺より差上申候御札同前ニ御下屋敷江差上申候御取次中神内蔵之丞殿

○右條後代為龜鏡当寺御願文帳ニ具載置也  
○一光久公元禄七年<sup>甲戌</sup>十一月廿九日御逝去神主岩元宮内左衛門郡見廻役相勤候ニ付御用多候故御悔ニ參上難成候ニ付社家中より日高神太夫參上仕候

○一戊十二月七日ニ神太夫御本丸江參上仕御悔申上候得ハ御月番御用人富山九右衛門殿御逢被成御悔帳ニ被召載候

高原宗廟狭野大権現

社人中より 日高神太夫

右之通御帳ニ被召載候後年為見合記置候  
尤寺社御奉行嶋津織部殿御帳又者寺社座御帳ニも右之通ニ付申候

△元禄十年<sup>丁丑</sup>

○口上覚

笛之役 高原宗廟霧嶋狭野権現社人

窪田助六

右者老躰ニ而當職難相勤御座候間隱居被仰付嫡子窪田長右衛門江跡役被仰付被下度旨奉願候右長右衛門器量相応之者ニ而御座候間宜様ニ御申被成可被下候以上

丑正月二日

神徳院  
憲純 印

高原 御囀衆中

右表別儀無御座候間願之筋ニ被仰付被下候様ニ寺社御奉行所江被仰達可被下候以上

丑正月二日 高原囀

丸山源太夫 印

同 長浜勘兵衛 印

同 村田外記 印

同 甲斐両右衛門 印

御地頭所

右之表囀次書を以願出承届申候間被仰渡被下度御座候以上

丑正月六日

椋山権右衛門 印

寺社御奉行所

○覺

高原宗廟霧嶋狭野権現社人

窪田助六嫡子

窪田長右衛門

札年三拾四才

右親助六儀笛之役相勤来候處ニ老躰故右役難相勤候条隠居被仰付右長

右衛門ノ跡役被仰付度旨神徳院より之口上書ニ囀次書御方奥書ニ依申出

願之通令免許候間右長右衛門事跡職堅固ニ相勤候様ニ可被仰渡候以上

元禄十年丑正月十一日

寺社奉行所 印

椋山権右衛門殿

右御取次伊集院義兵衛殿ニ候寺社御奉行嶋織部殿御中取衆伊集院三右

衛門殿木脇喜兵衛殿峯原喜右衛門殿ニ候使僧東光院長右衛門乍別右御

人数江御礼申上候尤地頭所同断也

○一吉貴公明年廿四御厄年ニ付神主より御祈禱仕御神樂并中臣祓一千座成

就之御札元禄十一年寅七月五日使僧東光院ニ御下屋敷へ差上申候御取次

仁礼与三左衛門殿也

△元禄十一年戊寅

書物

○一狭野権現鐘之役屋敷取

善兵衛 印

右者前々より屋敷持来鐘之役相勤罷居被申候処ニ寛文十三年丑十月相

果被申候嫡子善九郎少年ニ而右役難相勤御座候ニ付善九郎成人仕右役可

相勤内我等親由緒も有之候間一節代役相勤善九郎江屋敷社役共ニ次渡可

申旨被仰付候ニ付一節之御請申上社役相勤罷居申候処ニ元禄五年申上七

月相果申候ニ付此中御内證ニ拙者方江寄役被仰付置候此節手札御改御座

候ニ付右屋敷如本之善兵衛方へ相渡可申候間鐘之役相勤可被申由申断候

處ニ返事被申候ハ当分身上逼迫故右社役難相勤候間今一往代役相勤可

遣由頼被申候ニ付其段申上候處ニ善兵衛頼之通ニ今一往拙者代役相勤可

申旨被仰付候ニ付一節之御請申上候尤右社役善兵衛相勤可申与被申候

ハ、何時成共屋敷社役共ニ無異儀相渡可申候為後日与中掛合ニ相立書物

仕差上置申候間此節鐘之役継目被仰付被下度奉願候間此等之旨宜様ニ

御申上可被下候以上

元禄十一年戊寅 藏之允嫡子 吉右衛門 印

与中 助兵衛 印

同 増田千兵衛 印

同 日高神太夫 印

神徳院様 御役人衆中

右書社方證文箱入置也為念此帳ニも印形

為仕召置也

△

○差出

一鐘之役 高原宗廟霧嶋狭野権現社人

古川藏之允

右者元禄五年申上七月相果申候因茲此中寄役を以為相勤召置申候右嫡子

古川吉右衛門器量相応之者ニ而御座候間藏之允跡役被仰付被下度奉存候

間此等之旨宜様ニ御申上可被下候以上

寅七月廿三日

神徳院

高原 御囀衆中

右被申出候通別儀無御座候間願之筋ニ被仰付被下旨御申可被下候以上

寅七月廿六日 高原噺

長浜勘兵衛 印

同 丸山源太夫 印

同 甲斐両右衛門 印

同 村田外記 印

高原

御地頭所

○覺写

札年式拾九歳

古川吉右衛門

右者高原崇廟狭野権現宮鐘之役右親古川蔵之允相勤居候處ニ元禄五年甲七月相果候ニ付内々ニ而寄役トシテ相勉候得共器量相応之者ニ而候間跡役被仰付度旨神徳院より之口上書ニ噺次書ニ御方奥書ニ而依申出願之通令免許候間右吉右衛門事跡職堅固ニ相勤候様ニ可被仰渡候以上

寺社奉行所 印

△元禄十一年寅八月二日

椀山権右衛門殿

△元禄十二年巳卯

○一 口上覚

崇廟霧嶋六所権現社人 高原

一切明屋敷七畦程

太鼓役

古川孝右衛門

一同七畦程

舞ノ役

窪田太左衛門

一同七畦程

舞ノ役

喜右衛門

一同七畦程

舞ノ役

善兵衛

一同七畦程

舞ノ役

助兵衛

一同七畦程

調拍子ノ役

少兵衛

一同七畦程

膳所

四兵衛

一同七畦程

御供役

長左衛門

右八人名如御存寺社御奉行所御證文を以右之通社役相勤申儀別儀無御

座候雖然居屋敷無之候ニ付縁者親類之側ニ借宅仕罷居不勝手ニ而行迫リ申儀ニ御座候間御用地之外諸障無之所を切明屋敷被遊御免許被下度奉願候尤右之通方々ニ縁者親類付ニ罷居申候ニ付急成御祈禱旁之時分も時々ニ差室申儀も御座候条奉願筋ニ被仰付被下度奉存候間此等之趣宜様ニ御申上可被下候以上

卯ノ二月二日

神徳院

憲純 印

高原 御噺衆中

○蒲牟田村山野うつき

切明屋敷八ヶ所

五反六畦

右申出候通少も別儀無御座候右山野御用地之外何そ脇々障ニ罷成所ニ而無御座候間願之通被仰付被下候様ニ御披露奉願候以上

卯一月六日

高原噺

長浜勘兵衛 印

同 村田外記 印

同 黒木治部之介 印

同 丸山源太夫 印

高原 御地頭所

△

一元禄十五年壬午正月二日より岩本斎宮社人惣代トシテ鹿江參上

一中紙 卷束ツ、

寺社御奉行兩人種子嶋彈正殿

一三本入 扇子箱一箱ツ、

柗助太郎殿御地頭椀山権右衛門殿

中取衆兩人平田治左衛門殿

伊東才藏殿

以上年始之御祝儀也

○覺写

一錢八十三文ツ、 屋敷取五人

一六十式文ツ、 九人

右払

一六匁 紙三束

右ハ御奉行兩人御地頭江

一壹匁弍分 扇子箱二ツ

一壹匁四分八リ 扇六本

右ハ中取衆兩人江

一五匁

右岩本齋宮殿遣錢

右八年頭之為御祝儀鹿御越被成候弘方如此御座候以上

午二月十一日

日高神太夫

岩本齋宮殿

△元禄十六年癸未正月三日より社人惣代トシテ鹿江參上 日高甚七

一 中紙壹束少、 寺社御奉行 栴山助四郎殿 同種子嶋彈正殿 御地頭栴山権

右衛門殿以上三人也

一 扇子三本入一箱少、 平田治左衛門殿 伊東才藏殿 丸田八之允殿以

上中取三人也年始之御祝儀

○出錢寛

一 壹匁弍分五リンツ、 屋敷取五人

一 八分五リツ、 長左衛門 長三郎 少兵衛 四兵衛 助兵衛 正三郎

六人

一 六分五リツ、 孝右衛門 太左衛門 善兵衛

甚兵衛 四人

合拾三匁九分五リン

右払

一 銀子四匁五分 中紙三束代

一 壹匁三分五リ 扇子箱三ツ代

一 弍匁七分 扇子九本代

一 五匁 甚七遣錢

合弘方十三匁五分五リ

引錢付

四分有 未正月拾日究之  
宋筆  
内一分不足アリ為念記置

△○口上寛

霧嶋六所権現社人

古川孝右衛門

右者無屋敷之者ニ御座候故当寺門前ニ中宿ニ罷在候今朝塵焼付相仕廻

候ニ付夫婦共ニ持ニ罷出候處ニ留主之間ニ八重風験吹出候而火相起リ居屋老ツ

焼失仕候折節所中之衆相続キ被成候故類火も無御座候不意之儀ニ右仕

合ニ御座候依之右孝右衛門儀者早速錫杖院江走込寺領仕罷居申候此等之

段宜様ニ御披露御申可被下候以上

未八月三日

神徳院

憲純 印

高原 御愛衆中

右被申出通自火起リ様承届申候被申出筋別儀無御座候尤焼失物之儀ハ

御案紙之通別紙ニ相調差上申候以上

未八月四日

愛 黒木正左衛門 印

村田与右衛門 印

甲斐両右衛門 印

御当番御用人衆

御与力衆中

右飛脚孝右衛門与増田早右衛門八月五日より參候而同八日ニ罷帰候御用

人衆より之御返事口上ニ而孝右衛門何ぞ御構も無之候間早々出寺可被申

時由候ニ付同十口ニ被召置候事

△口上寛

霧嶋六所権現社人

古川孝右衛門

右者無屋敷之者ニ御座候故当寺門前ニ中宿仕罷在候今朝塵焼仕相仕廻

候ニ付夫婦共ニ持ニ罷出申候處ニ留主之間ニ八重之風験吹出候而火相起リ居

屋老ツ焼失仕候折節所中衆相続被成候故類火も無御座候不意之儀ニ而右

仕合ニ御座候依之右孝右衛門儀者早速錫杖院江走籠寺領仕罷居申候此等

之段宜様ニ御披露被仰上可被下候以上

未八月四日

高原神徳院

憲純 印

寺社御奉行所

御筆者衆中

右ハ寺社所より何ぞ御返事無之候事

證文

札年三拾三才

高原狭野権現社人

古川孝右衛門

右者身上逼迫仕候ニ付奉公ニ罷出度旨願申出候ニ付三年之暇置申候此方何ぞ無罷者ニ候間御縁次第可被召抱候仍而證文如此ニ御座候以上

申二月十八日

神徳院役人

日高神太夫

満尾休左衛門様

孝右衛門事別所相直シ候故右證文取返ス也

△

○覚

社家少兵衛孫女子 右ハ社頭御奉公不仕候而ハ不叶者ニ御座候故此方社帳相載申候間左様ニ被聞召置可被下候以上

高原狭野権現社頭役人

日高神太夫 印

申七月十八日

高崎 御愛衆中

△元禄十七年甲申正月三日より社人惣代

同人鹿参上

増田早右衛門

一三匁分中紙式束

右ハ寺社御奉行御兩人

梶山助太郎殿

種子嶋彈正殿

一銀式匁六分扇子三本入

二箱

平田治左衛門殿

江

一銀五匁

伊東才藏殿

増田□右衛門遣銀也

合銀十匁八分但明所之□御地頭江之御進物ハ不入也

出銭取納 窪田長右衛門也

右ハ申ノ正月社人年頭之御札参上一卷也

○

△一寶永元年甲申八月

綱貴公於江戸御不例之由相聞候ニ付神主より中臣祓一千座并御神樂成就之御札差上被申候此方使僧坂本寺を以八月十二日ニ差上ル也

一中将様申九月十九日之夜御逝去之由同十月八日朝五ツ時ニ所より御注進候ニ付同四ツ時より岩本宮内左衛門日高神太夫御悔ニ参上申候

十月九日四ツ時御本丸御二ノ丸之御帳ニ相付申候但御本丸ハ御用人新納□

右衛門殿御二ノ丸ハ赤松次郎右衛門殿被聞召候付御帳ニ被召付候

高原宗廟狭野宮神主

岩本宮内左衛門

右同社社人相□□惣代

日高神太夫

右之通御帳ニ相付申候其外御家老様方不残并嶋又之進殿垂水殿加治木殿寺社座并寺社御奉行御兩所梶山助太郎殿種子嶋彈正殿御帳ニ相付申候

右之外御用人御月番新納小右衛門殿赤松次郎右衛門殿兩所斗ニ御帳相付申也

後年為見合如此記置者也

以上御悔事

右兩人寺より道中船中賄ニ被□□候ニ付遣銭ハ壹人ニ付三匁ツ、社人中より切立相渡也屋敷取も無屋敷之者も壹人ニ付四分掛也出銭人数十一人

也

△宝永二年乙酉正月三日より

社方惣代岩本齋宮参二

一中紙卷束ツ、寺社御奉行御兩人

種子嶋彈正殿梶山助太郎殿

江

種子嶋彈正殿梶山助太郎殿

江

江

一 扇子三本入<sub>二</sub>壺箱<sub>一</sub>、中取衆三人

一 平田治左衛門殿本田休右衛門殿伊東才藏殿

一 社方出錢屋敷取四人ハ壺<sub>一</sub>一分<sub>一</sub>、

一 窪田長右衛門ハ出錢總之役人<sub>二</sub>而候<sub>一</sub>付無屋敷并七分掛候以上七分出

一 錢十一人也合十式<sub>一</sub>壺分也

右 弘

一 三匁六分中紙式束

一 壺<sub>一</sub>八リ 扇子九本

一 壺<sub>一</sub>五分 三本入箱三<sub>一</sub>

一 三口合六匁一分八リ

一 銀三匁 岩本齋宮遣錢也

一 惣合九匁一分八リ

一 相殘<sub>二</sub>而式<sub>一</sub>九分式<sub>一</sub>リ有寺<sub>一</sub>預置也

一 後年之出錢<sub>一</sub>可加也

一 一年々年頭<sub>一</sub>參候社人寺方之賄<sub>一</sub>相付差越候ハ、何時も遣銀ハ三匁<sub>一</sub>、之

一 規<sub>一</sub>相究候若又何<sub>一</sub>付獨立<sub>一</sub>可參刻<sub>一</sub>ハ所衆中并遣銀六匁<sub>一</sub>、<sub>二</sub>而可然<sub>一</sub>旨

一 僉儀上<sub>一</sub>而相定置也

一 證文

一 札年拾才 狹野宮社人 古川吉右衛門嫡子

一 右ハ吉右衛門身上逼迫<sub>一</sub>付何方<sub>一</sub>成共奉公<sub>一</sub>差出申度存候間五年限之御

一 暇可被下旨神徳院方<sub>一</sub>申出候<sub>一</sub>付願之筋<sub>一</sub>被申付此方何<sub>一</sub>そ口能無之候間

一 何方<sub>一</sub>成共奉公<sub>一</sub>差出可被申候仍<sub>一</sub>證文如件

一 酉拾一月十六日 神徳院役人

一 日高神太夫 印

一 古川吉右衛門

一 与中

△ 覚 写

一 伐明屋敷一ヶ所竈

一 高原霧嶋山東御在所

一 権現社人

芍田舎人

芍田長次郎

芍田伊勢松

若松休左衛門

有馬松右衛門

有馬助右衛門

芍田長吉

新納宇左衛門

黒木賢右衛門

宮永權左衛門

宮永權八

一内侍

二内侍

高原六所権現社人

古川孝右衛門

窪田太左衛門

嘉右衛門

善兵衛

助之丞

少兵衛

四兵衛

長左衛門

右人数伐明屋敷之願前方申出置候處<sub>一</sub>此節願之通被仰付候間此旨可申  
渡由中務殿御差<sub>一</sub>由新納小右衛門御取次<sub>一</sub>而被仰渡候間其段可被仰渡  
候以上

寶永二年<sub>一</sub>西九月九日 寺社奉行所 印

月番御用人衆中

右之通被仰渡候間可被申渡候左候<sub>一</sub>而右人数之内より御礼<sub>一</sub>差越可然候間  
是又可被申渡候當時明所之故我々月番<sub>一</sub>而如此候以上

西九月十一日

諏方市右衛門 印

高橋七郎右衛門 印

高原 暖中

右御證文社方袋ニ入置也

△免證文

崇廟霧嶋六所權現社人

一切明屋敷七畦程

古川孝右衛門

一同七畦程

窪田太左衛門

一同七畦程

喜右衛門

一同七畦程

善兵衛

一同七畦程

助之丞

一同七畦程

四兵衛

一同七畦程

長左衛門

右者其元社人中より切明屋敷之願申出候ニ付願之通御免被仰付候旨寶永二年西九月五日新納小右衛門殿御取次ニ而被仰渡候間右地方可被引渡候左候而開調四年目ニ御竿之儀可被申出候右切明屋敷相調御竿之節相障儀於有之者可為公領候尤切明屋敷之儀一ヶ所之内たりといふとも兩所ハ不出御法様ニ候間是又可被承知候□後有間敷候以上

郡座

岩下長右衛門

藤村四郎左衛門

家村造右衛門

曾木甚右衛門

田原庄左衛門

印 印

右郡座之御證文所ニ入用之由候ニ付

寶永七年正月七日 暖衆

長濱勘兵衛殿江当寺客殿ニ相渡申候取次郡方森山善兵衛殿ニ相渡也

高原

郡見舞衆中

暖衆中

右地方御竿入日限

△寶永六年己丑十一月十四日御勘定所より御竿奉行小倉六郎左衛門殿筆者衆兩人木上清左衛門殿藤崎甚右衛門殿蒔見山路千右衛門□竿取肥後次介殿御伐被成所より出入被申候衆暖□宮田六左衛門□次見廻兩人森山左兵衛宮田正兵衛□蒲牟田庄屋才藤永左衛門同功□式人次兵衛高右衛門出合被申候間御竿入被下候事

一十四日朝当寺御竿人数申請ニ膳迄之料理進入申候□

一御昼間社人中より当寺申請あん餅振舞進上申候事

一拾四日之晚此方より御礼申入候品提子一茶一包小倉六郎左衛門殿茶一包ツ、付衆四人江以上

一同晚社人中より一中紙一束鈴耆対大根一束合三色小倉六郎左衛門殿江進上一焼酎六舛大根一束付衆四人相中進上

一同十六日当町御立被成候ニ付暇乞見廻申候一餅かき一包ニ仕小倉六郎左衛門殿進入申候付衆四人ハ門迄見送申候事

△

一寶永二年乙酉九月 社人切明屋敷

八ヶ所被下候ニ付御礼申上候次第但御證文ハ右ニ写之置也

一中紙式束御奉行柁山助太郎殿

一中紙耆束ツ、中取平田治左衛門殿本田休右衛門殿

一

外ニ貴嶋次吉殿中取ニ候得共病氣出座無之候ニ付御礼不申入

一中紙耆束ツ、当役人四人黒木治部之介殿甲斐兩右衛門殿村田与右衛門殿

黒木庄左衛門殿江

一中紙耆束ツ、古役人兩人 丸山源太夫殿

永濱勘兵衛殿江



一中紙卷束新納小右衛門殿江  
右ハ御取次之故

一高原明所故御證文月番御用人御次書有之

△

一寶永三年<sup>丙戌</sup>正月三日より 惣代日高甚七

正月五日寺社座江御札申上也

同日御奉行栴山助太郎殿江中紙卷束進上

一御地頭清水弥兵衛殿中紙卷束也

一扇子二本入 中取平田治左衛門殿同土岐次右衛門殿兩人江

一同本田休右衛門殿霧嶋回禄ニ付御詰同永山権四郎殿ハ寄中取ニ候ニ付右

兩人ハ御札相略之

一中紙式束代三匁八分

一扇子箱二匁代老匁

一扇子六本代老匁八分

一銀三匁八日高甚七遣銀也

<sup>(朱筆)</sup> 戌ノ三月廿九日ニ□□付

合九匁六分

甚七ニ相渡也

△ 差出

一屋敷五畦 高原惣廟霧嶋<sup>狭野</sup>大権現当職屋敷

一屋敷五畦 狭野 鐘之役屋敷

一屋敷五畦 右ハ江平之内ニ有之候

一屋敷五畦 右同 王之役屋敷

一屋敷五畦 右ハ前田之内栗巢ニ有之候

右之通ニ此方社屋敷有之候然處ニ去年外城分ニ付江平村ハ野尻前田村ハ

高崎ニ被召付候間右ニケ所之返地高原之内ニ被下候様ニ奉願候右之旨御

地頭御前より被仰達被下候様ニ御披露頼存候以上

天和式年<sup>戌</sup>九月七日 神徳院 印

高野 御暖衆中

右之通先年所ニ相付申上候処ニ願之通御免被成御支配所<sup>も</sup>□被仰渡由承

候得共于今御繰替無之□□様之儀ニ御座候哉御内證御尋申上候間御知<sup>せ</sup>

被下候様ニ奉頼候以上

戊二月十日 高原 神徳院 印  
御支配所 御奉行衆中

證文

△

一高原宗廟霧嶋狭野権現社人 日高甚七

右者此節御上洛付<sup>而</sup>江戸御詰申御下向迄御奉公仕御約束<sup>ニ</sup>被召抱候此

方何そ無口能者<sup>ニ</sup>御座候御抱之内御仕度相背且又氣任仕候ハ、如何様

ニも曲事可被仰付候至其節少も申分有御座間敷候尤彼者御仕度之宗旨<sup>ニ</sup>

無御座候仍<sup>而</sup>為後證如件

寶永三年<sup>戌</sup>三月廿九日

高原

神徳院 印

富山拾兵衛殿

△證文

一高原宗廟霧嶋狭野権現社人 長左衛門

右老家内此方<sup>ニ</sup>手札内改<sup>ニ</sup>逢申候儀別儀無御座候為其證文如此<sup>ニ</sup>御座候

以上

以上 戌六月九日 高原狭野権現社頭役人 日高神太夫 印

都之城 御役人衆

△口上覚

一高原宗廟霧嶋狭野権現社人

一舞之役 前名吉左衛門 善兵衛

一同断 助兵衛

一同断 前名休三郎 喜右衛門

一同断 少兵衛

一調拍子役 正市家内 長左衛門

一御供之役 四兵衛

一膳所

右者貞享元年八月廿六日寺社奉行所<sup>ハ</sup>御證文を以右之通社役相勤罷居

申候然共無屋敷之者共<sup>ニ</sup>候故御先代<sup>ニ</sup>切明屋敷之願申上置候處<sup>ニ</sup>寶永二

寶永二

年酉九月九日寺社御奉行所之御證文を以切明屋敷被下置候然者当社社人之儀屋敷取之分者延寶六年十一月廿日寺社御奉行所之御證文を以肩書名字御免許被下置候右六人之者共者其節者無屋敷<sub>二</sub>而候故肩書名字御免許無之候依之此節肩書名字被遊御免許被下度旨願申出候<sub>二</sub>付肩書名字之儀別紙書記指上申候間何と之願之筋<sub>二</sub>被仰付被下候様<sub>二</sub>御披露奉頼候以上

戊六月九日

神徳院

憲純 印

高原 御愛衆中

右之通被申出候間何と之願之通被遊御免許被下候様<sub>二</sub>寺社御奉行所江被仰上可被下儀奉頼候以上

戊六月九日

高原

黒木治部介 印  
甲斐両右衛門 印

高原 御地頭所

二

覚

一当五拾壹才 前名吉左衛門 牧善兵衛

同五拾才 同四兵衛

合貳人

一同四拾三才 牧助兵衛

同五才 助兵衛嫡子 次郎七

右者午四月生

合貳人

一当五拾壹才 前名休三郎 岩本喜右衛門

同廿二才 喜右衛門嫡子 正次郎

合貳人

一当七拾壹才 窪田少兵衛

合壹人

一当五拾六才 正市家内前名長左衛門

同三拾貳才 坂口金右衛門

同三拾貳才 金右衛門嫡子前名長之允

同三拾貳才 金左衛門

同廿五才 金右衛門次男 長次郎

同拾七才 右三男 安千代

同拾才 右四男 長五郎

合五人

惣合五家内人数拾貳人

右者此節肩書名字被遊御免許被下度旨奉願候間被書仕指上申候条何と之願之筋被仰付被下候様<sub>二</sub>御披露奉頼候以上

戊六月九日

神徳院

憲純 印

高原 御愛衆中

右之通願被申出候間願之筋<sub>二</sub>被仰付被下候様<sub>二</sub>寺社御奉行所江御披露奉頼候以上

戊六月九日

高原

黒木治部介 印  
甲斐両右衛門 印

高原 御地頭所

△覚写

一札年四拾三才 舞之役 牧善兵衛

一同四拾貳才 膳所 牧四兵衛

一同三拾五歳 舞之役 牧助兵衛

一同四拾三才 右同断 岩元喜右衛門

一同六拾三才 調拍子之役 窪田少兵衛

一同四拾八才 御供之役 前名長左衛門

坂口金右衛門

右六人高原宗廟霧嶋狭野権現社人<sub>二</sub>而切明屋敷被仰付屋敷持之儀<sub>二</sub>候間片書名字御免被下度之旨神徳院書物を以申出趣有之候条願之通令免許候間此段可被申渡候以上

寶永三年 戊六月廿四日

寺社奉行所 印

清水弥兵衛殿

右者此節高原宗廟霧嶋狭野権現社人<sub>二</sub>而切明屋敷被仰付屋敷之儀候故片書名字之願神徳院より被申出候<sub>二</sub>付各次書を以被申出候<sub>二</sub>付寺社御奉行所へ申出候処<sub>二</sub>右之者共へ片書名字被成御免許候由右之通御書付を以被

仰渡候間其段可被申渡候為其寺社御奉行所より被仰渡候写もたし遣申候以上

戊六月廿六日

清水弥兵衛 印

高原 暖中

右之御礼社人相中より□□神太夫相廻リ御礼申上候事

○一 中紙式束 寺社御奉行 椀山助太郎殿江

○一 同老束 高原御地頭 清水弥兵衛殿江

○一 同老束ツ、中取衆 平田治左衛門殿 本田休右衛門殿 平山傳次郎殿 土岐次右衛門殿 以上四人

右者肩書名字被下候社人相中より之御礼也

○寶永四年丁亥正月 社方年頭惣代

正月三日より 児玉拾左衛門

○一 中紙式束 御地頭 清水弥兵衛殿江

○一 同老束 寺社御奉行 椀山助太郎殿江

○一 扇子三本入 中取衆四人

平田治左衛門殿 本田休右衛門殿 土岐源右衛門殿 平山傳次郎殿

一 中紙式束代 四匁八歩

一 扇子拾式本代 二匁八歩

一 箱四ツ代 二匁

一 銀三匁 児玉千左衛門遣銀也

合銀拾式匁六歩

△ 證文

高原宗廟霧嶋狭野権現社人

坂口金右衛門

右老家内御領内江中宿仕罷居申候吉利支丹改之儀ハ毎年此方ニ被相改

候儀別儀無御座候為其證文如此御座候以上

高原狭野権現

社頭役人

日高神太夫 印

亥六月廿六日

都城 御役人衆中

△ 證文

一 札年拾三才 社人牧助兵衛女子 安千代

右ハ助兵衛身上逼迫仕候ニ付御方ハ一節奉公ニ指置申度旨申出候ニ付願之通ニ被申付此方何之無口能候間一節可被召抱候為其證文如此ニ候以上

寶永四年亥十二月廿一日 日高甚太夫

相場仲左衛門殿

△一 社人肩書名字願之入目銀 寺より銀返置

一 五匁三步五リ 亥十二月廿四日濟

牧助兵衛 濟

一 五匁三步五リ 子二月廿五日濟

同善兵衛

同四兵衛

岩本喜右衛門

窪田少兵衛

坂口金右衛門

右人数皆々ハ五匁三步五リツ、出筈也

△ 寶永五年戊子社人惣代 日高甚七

正月三日より参上

○一 中紙式束 御地頭 清水弥兵衛殿江

○一 同老束 寺社御奉行 椀山助太郎殿江

○一 扇子三本入 寺社中取衆 平田治左衛門殿江

○一 同老箱 寺社中取衆 土岐源右衛門殿江

右之外中取衆二人平山傳次郎殿 永山権四郎殿 右兩人ハ寄中取衆故

御礼不申上候

△一 中紙式束代 四匁

一 扇子六本代 壹匁式分

一 箱式ツ代 壹匁

一 惣代甚七勤銀 三匁

合九匁式分

寶永五年<sub>子</sub>二月十五日窪田太左衛門三〇〇暇出<sub>シ</sub>〇〇中満〇七所<sub>ハ</sub>遣之  
證文此内<sub>ニ</sub>入置也

△ 口上覚

一 狹野権現 舞之役

鐘之役

古川吉右衛門

右兩人より願申出候者善兵衛儀老躰之砌舞之役難相勤仕合<sub>ニ</sub>御座候間  
善兵衛方<sub>ハ</sub>者鐘之役被仰付吉右衛門儀<sub>ハ</sub>舞之役繰替被仰付可被下旨願  
申出候先年御證文ヲ以右役為被仰付置儀御座候願之筋<sub>ニ</sub>御繰替被仰付被  
下候様<sub>ニ</sub>御申上可被下候以上

<sub>子</sub>二月廿日

神徳院

高原 御暖衆中

右之通被申出候間願之筋<sub>ニ</sub>被仰付被下候様<sub>ニ</sub>奉頼候以上

<sub>子</sub>二月廿日

暖

甲斐兩右衛門

印

同 宮田吉左衛門

印

寺社御奉行所

△ 覚

牧善兵衛

右善兵衛事舞之役相勤居候処<sub>ニ</sub>老年<sub>ニ</sub>成候<sub>ニ</sub>付難相勤由申出候故鐘之役<sub>ニ</sub>  
申付候

古川吉右衛門

右吉右衛門事舞之役繰替申付候

右之通社役繰替被仰付度旨神徳院口上書<sub>ニ</sub>各次書を以申出候<sub>ニ</sub>付願之通  
申付候間堅固<sub>ニ</sub>相勤候様<sub>ニ</sub>可被申渡候以上

寶永五年<sub>子</sub>二月廿日

寺社奉行所 印

高原 暖中

寶永六<sub>己</sub>正月二日より

社人惣代 日高甚太夫 鹿<sub>江</sub>參上

一 中紙<sub>老</sub>束 御地頭

清水弥兵衛殿

一 同 老束

寺社御奉行

椀山助太郎殿

一 同 老束 右同 伊集院拾右衛門殿

一 扇子三本入 中取衆 土岐源右衛門殿

一 扇子三本入 中取衆 平山傳次郎殿

一 同 三本入 右同 永山権四郎殿

以上

一 八匆四歩 紙三束代

一 三匆九分 扇子三本入三箱代

一 三匆 神太夫遣銀

以上十五匆三歩

證文 高原

札年四十才 高原惣廟狹野権現社人

古川孝右衛門

右者持病者<sub>ニ</sub>候<sub>ニ</sub>付為養性貴殿屋敷内<sub>ニ</sub>借宅仕罷居申度旨願申出候<sub>ニ</sub>  
付寺社御奉行所<sub>ニ</sub>無披露内證<sub>ニ</sub>而三年之暇出<sub>シ</sub>置申候此方何之無口能者<sub>ニ</sub>  
候条右年限之内其免<sub>ハ</sub>被召置可被下候  
右其證文如此候御座候以上

寶永六<sub>己</sub>正月十八日

高原神徳院役人

日高甚太夫 印

福山 和田弥右衛門殿

寶永七年<sub>寅</sub>正月如例社人より進物差上申候

一 中紙<sub>老</sub>束 御地頭 清水弥兵衛殿

一 同 老束<sub>ヲ</sub>、寺社奉行御兩人

伊集院十右衛門殿

椀山早馬殿

一 扇子<sub>三本入</sub>一箱<sub>ヲ</sub>、寺社御奉行所<sub>〇</sub>中取衆<sub>〇</sub>永山権四郎殿<sub>〇</sub>源右衛  
門殿<sub>〇</sub>右衛門殿<sub>〇</sub>以上社人相申より進上  
右<sub>ハ</sub>寅<sub>ノ</sub>正月五日差出し候使僧刑部<sub>〇</sub>より被仕也

寺社所御状写

御判紙

御文箱書通

右者高原神徳院へ御用有之寺社奉行所より差越候条中途無滞早々可持届之若於延引者可及沙汰□□物也

開十二月十日

御普請方諸所

覚写

御太守様御官位御昇進ニ付来ル廿二日四時致登城御祝儀可被申上候依之前日廿一日御当地江致参□□□□当座之可被申出候  
当病差入口□□又者寺務ニ付而参上難成候ハ、其訳可被申出候被罷出候節  
当座中座御取へ取儀同帳ニ相付退出之筈ニ候尤進上物ニ者不及候以上

寅十二月九日

寺社奉行所 印

高原 神徳院

御判紙之儀者被差越節返納可被下候  
右御文箱被受取甚太夫より荒川内郡見廻頭遣也

口上覚 留

高原崇廟霧嶋狭野権現社人

古川吉右衛門

牧四兵衛

右者野尻之内江平名ニ当分中宿仕罷居申候右江平名先年ハ高原之内ニ御座候処ニ高原高崎平城分ク之時分江平名□野尻□内ニ被召付候右名高原之内ニ有之時分ハ於社頭急成御祈禱旁被仰付候刻ハ所より村次ニ飛脚被申付候得□右兩人出仕之間ニ合申候処ニ只今ハ他所之内ニ候ニ付村次飛脚不罷成候ニ付急成御祈禱など被仰付候時分間ニ合不申候条右兩人之屋敷社頭近辺ニ御繰替被下度旨御訴申上候得ハ古川吉右衛門屋敷ハ御繰替牧四兵衛屋敷ハ切明屋敷被下置候依之右兩人早々罷移可申旨申渡候得共役職田地方之儀ニ付野尻郡見廻衆より免許無之候付于今罷移不申候故急成御祈禱旁之刻毎度差置申儀ニ御座候条右田地方之儀ハ何とそ被仰付被下兩人共ニ如此方被召移被下候様ニ偏奉頼候為御覽御證文

之写式通差出候以上

寶永七年寅十二月十五日

高原 神徳院印

御郡座

御取次衆中

右ニ差上申候御證文之写二返

覚写

高原六所権現社人

古川孝右衛門

窪田太左衛門

喜右衛門

善兵衛

助之丞

少兵衛

四兵衛

長左衛門

右人数伐明屋敷之願前方申出尤處此節願之通被仰付候間此旨可申渡由中書殿御差函之由新納小右衛門御取次ニ被仰渡候間其段可被仰渡候以上

寶永二年酉九月九日 寺社奉行所印

月番御用人相中

右之旨被仰渡候間可被申渡候左候而右人数之内より御札ニ差越可然候間是又可被申渡候當時明所之故我々月番ニ而如候以上

酉九月十一日

諏方□右衛門印

高橋七郎右衛門印

高原 暖中

免證文 写

崇廟霧嶋六所権現社人

一切明屋敷七畦程

古川孝右衛門

同所

一同七畦程

窪田太左衛門

同所  
一同七畦程 喜右衛門

同前  
一同七畦程 善兵衛

同所  
一同七畦程 助之丞

同所  
一同七畦程 少兵衛

同所  
一同七畦程 四兵衛

同所  
一同七畦程 長左衛門

右者其元社人中より切明屋敷之願申出候ニ付願之通被仰付候旨宝永二年酉九月五日新納小右衛門殿御取次ニ被仰渡候間可被引渡候左候付開調四年目ニ御竿之儀可被申出候右切明屋敷御竿之節相障儀於有之者可為公領候尤切明屋敷之儀一ヶ所之(以下欠)

享保三戌五月十六日より

高原 神徳院 □印

覚

一 札年三拾四才 王之役

兒玉傳左衛門男子前名十左衛門

兒玉茂右衛門

右者親兒玉傳左衛門去ル酉ノ年相果申候ニ付右男子茂右衛門(旧前社役被仰付被下候様ニ奉願候)

一 札年式拾壹才 窪田才兵衛次男

窪田助左衛門

右者社家役□□鐘之役相勤来候所老躰ニ罷成同所社家窪田才兵衛二男所之助左衛門養子仕度願出申候付願之通被仰付被下候様ニ奉願候

一 札年三拾貳才 坂口安兵衛

坂口安兵衛

右者社家□□四兵衛膳所役相勤来候所ニ老躰ニ罷成同所社家坂口金右衛門二男坂口安兵衛養子仕度願出申候付願之□被仰付被下候様奉願候

一 札年拾六才 兒玉傳左衛門二男

兒玉甚五郎

右者社家窪田□兵衛調拍子役相勤来申候所少兵衛□先年相果申候夫より以来右甚五郎(調拍子役為相勤召寄申候跡職被仰付被下候様ニ奉願候)

一 札年拾才 坂口金右衛門女子 兼松

右者正市弟子ニ奉願候正市事老躰罷成神事方難相勤□□□□金右衛門女子□□正市ニ被仰付被下候様奉願候

四 御願文并御祈禱方諸書留帳(岩元正吉氏文書)

(表紙)

寛延二己年六月始

御願文并御祈禱方諸書留帳

(貼紙)

第参号

岩元

狭野現住

宥盛法印代

鹿府江相懸表立御祈禱方書留 寛延二年己六月廿八日

一 太守宗信公御不快被遊御座候間高原衆中より御願文御札可差上旨御地頭所より被仰渡候由ニ付今晚宮田直右衛門殿与頭甲斐仲助殿入来候而右之旨承依之左之通 御願文

一 霧嶋狹野大権現 御神樂之事

一 霧嶋東御在所大権現 一万度参詣之事

一 鎮守大明神 一万度参詣之事

右抽丹誠旨趣者護持大檀越源朝臣

宗信邦君御當病平癒御壽命長久  
御如意満足奉祈所也仍御願文如件

寬延二己巳天六月吉祥日 高原衆中願主敬白

右御札認様如左

霧嶋狹野大権現御神樂御當病平癒祈所  
霧嶋狹野大権現御神樂御壽命長久祈所

上包

狹野大権現

御祈禱御札

高原衆中 敬白

右之通坂本寺認之畢神前江相備普門品心經等心之及讀之加持其内ニ神主并社人不殘打寄御神樂勤之尤嘍与頭衆參詣右之内被詰居御神酒并右之御札頂戴、右相濟下向於当寺嘍与頭衆江茶飯焼酎出之、扱又所中より之御初穂式百錢来ル内百錢ハ先例無據自分之心慮を以社人相中江渡ス、百錢寺江納也

但鎮守大明神之御札も前々当寺より相認候由、嘍衆より申来リ候、明日より鹿府江右御札被差上被下候ニ付、別而急成事ニ付任其意御認於神前致加持、嘍衆ハ相渡シ候、憲純法印御書留帳并先住書留帳ニも東御在所鎮守大明神御札認之儀、此方世話ニ不及由有之候、重而御厄年等之節ハ右之旨可申分答也

寶曆五年亥七月朔日

一 太守重年公御不例被遊御座候付而高原衆中より御祈禱之御願文并御札可差上旨御地頭所より被仰渡候由ニ而今日与頭黒木八郎兵衛殿并嘍与頭支候由ニ而郡見廻岩元五次右衛門殿入来右之旨承依之如左認

御願文

霧嶋狹野大権現

御神樂之事

一 霧嶋東御在所大権現

一 万度參詣之事

一 鎮守大明神

一 万度參詣之事

右抽丹誠旨趣者護持大檀越源朝臣

重年公御當病平癒御壽命延長奉祈

所也仍御願文如件

寶曆五乙亥天七月吉祥日 高原衆中願主敬白

右認様杉原紙江書認杉原紙を折包之上書如左

御願文

高原衆中

右御札認様如左

霧嶋狹野六所大権現御神樂御當病平癒祈所

霧嶋狹野六所大権現御神樂御壽命長久祈所

上包杉原二枚重

御祈禱御札

高原衆中 敬白

右之通御願文并御札書認畢、次ニ神前江相備且又所中より持參之神酒も相備、宥盛法印并坂本寺極樂寺打寄、錫杖普門品三卷宛心經七卷宛、其外御本地佛之真言等誦之、畢而御願文御祈禱御札加持其内ニ正祝子并社人麻上下着ニ而打寄、御神樂勤之、扱与頭等之兩人ハ右之内拜殿江被詰居、右作法相濟、御神酒御願文御札頂戴、極樂寺持下リ兩人江渡ス、其以後ハ衆中触より御願文等被持帰、左候間今日御願文入白木箱壹ツ御札入白木箱壹ツ作調之儀、与頭衆より当門前之大炊七右衛門被申付、無餘刻調来候間、於当寺入付之、又白紙を以式共ニ張調、草書ニ而致銘書、与頭衆被受取衆中触持參ニ而被備也

亥七月朔日

一 鳥目式百文

諸衆中より之御初穂来ル

右之内百錢ハ寺江納メ百錢ハ社人相中江渡ス

但社人江右ノ通百錢相渡候儀ハ宥盛心ありての事後例ニハ不相成也

七月朔日

一 今日より社頭より与頭等、尤衆中触迄茶飯焼酎当寺より出ス

七月朔日

一 今日東御在所并鎮守御願文於当寺可相認旨与頭より来趣有之急成儀ニ付相認候重而ハ必以可致断次第也

覚写

高原

神徳院

高岡

本永寺

右ハ 太守様御不快被遊御座候付銘々御祈願申上御守札可致持參候御

不快之儀候間不致延引候様可相達候若病氣ニ付而自身難差越寺院ハ代僧を以、御守札差上候様可相違候、此段御印紙を以申越候、御印紙竹文箱之儀ハ留より急度可致返納候以上

亥七月朔日

寺社奉行所 印

高原 暖中  
高岡

右之通被仰渡候間写持申候、御見届写ハ御返可給候以上

亥七月二日

月番暖

甲斐仲右衛門 印

神徳院

一右御書付写亥七月三日己中刻達来ル則堂内江有盛詣御本地供真修ニ而一百ヶ座可修致誓願今晚方致開關其砌御當病平愈之御祈禱御守札致加持也

御祈禱御守札認様如左

奉真修霧嶋狭野六所大権現御本地供御當病平愈祈所

御當病平愈 御壽命長久祈所

上包

御祈禱御札 高原 神徳院

但上包杉原紙二枚重左候而為念神徳院と不書認敬白と書認候、上包

壹通添遣

御守認様如左

内ニ符 五大尊種子墨書

表 裏 表 裏

上包如常 御守護

右之通相認御札ハ御本地供致真修加持御守ハ不動立印法之加護修之、

致咒願左候而有合之札箱江入付能致上包、宥盛代僧極楽寺江渡、尤受臺

鹿問屋江有之候、茶之儀致口傳遣也

但右之通亥七月三日夜分迄漸々相認、翌四日暁天より鹿極楽寺

圓僧遣、尤門前より一人相付遣也

口上覚

太守様御不例被遊御座候付、御祈願申上御守札可差上旨今朔日之御廻

書を以被仰渡候、昨三日相達奉承知候、則誓願仕御祈禱申上候、御守札乍略儀以代僧差上申候、御守札拙僧持参仕筈候処、当五月長々相煩、漸々得快氣申候得共、于今精力別而弱々有之、中々其御地江罷越躰ニ而無御座候故、無是非右通代僧を以差上申候、何分ニも奉頼候以上

亥七月四日

高原 神徳院印

寺社御奉行所

右之通相認極楽寺遣候処、中途極々差急キ陸地より七月五日朝己上刻鹿江致参着候処被遊

御逝去候、御弘メ前日四日鹿府中有之候由、然共早速寺社所江極楽寺罷出、右口上書差出候処迄ニ而旅宿江罷帰候由、亥七月七日右僧罷帰承届也

寶曆十年辰九月廿二日夜暖衆連名ニて如左頼来

一御隠居隅州様繼豊公御不快被遊御座候付而高原衆中より 御祈禱御札可差上旨御地頭所より被仰渡候付、明廿三日暖衆与頭等当寺江被差越筈候間、如先例三社之御願文并当社ハ御神楽猶又鎮守大明神一万度参詣之御札認方被頼越候、左ニ鎮守之御札ハ明朝申受ニ衆中触又ハ常之衆中ニ而も当寺江可被遣由頼来、且又御願文入箱迄ッ并御札入箱此式ッ作調方当寺役人世話を以、大工相頼調候様ニと分而頼来候、当寺江有合之新板を以夜中ニ作調之手当役人致世話候□□も此節同前右式箱指調方当寺江頼来役人江申付調也

但重而万々一御祈禱御願文并御札認方之儀有之候節、右之通細ニ暖衆より不頼来候儀も有之候得共、祈願所役ニ可成程心安受合可宜事也

御願文入箱内法之寸尺如此 但さん蓋尤かね尺

一長サ壹尺貳寸 一高サ貳寸 一幅貳寸五部

御札入箱内法之寸尺如左 但さん蓋尤かね尺

一長サ壹尺貳寸六部 一高サ貳寸五部 一幅五寸

辰九月廿三日

一右御祈禱ニ付今日九ツ時分、暖甲斐仲右衛門殿与頭最田平右衛門殿、普

請見廻瀬戸口武左衛門、横目田口二郎右衛門殿衆中触



右之外麓中衆中不殘入來

但今日御願成就以後右役目之分当寺江招入茶飯焼酎出ス

御願文 但不殘真文字ニ調

一霧嶋狹野大権現 御神樂之事

一霧嶋東御在所大権現 一万度參詣之事

一鎮守大明神 一万度參詣之事

右抽丹誠意趣者大檀越源朝臣

繼豊公御当病御平愈御壽命延長久奉祈所也

仍願文如件

高原衆中

寶曆十庚辰九月吉祥日 願主敬白

右杉原紙江書認尤包紙も杉原 上書如左

御願文 高原 衆中

御札認様如左 但如常真文字ニ認

霧嶋狹野大権現御神樂御當病平愈祈所

霧嶋狹野大権現御神樂御壽命長久祈所

霧嶋東御在所大権現 一万度參詣御當病平愈祈所

右同文段 御息災延命祈所

鎮守大明神 一万度參詣御當病平愈祈所

右同文段 御壽命長久祈所

右之通候、於当社頭ハ院主坂本寺等打寄、錫杖普門品三卷真言等誦誦、

次ニ御願文御札加持院主勤之、神主を始社人不殘麻上下着ニ而相揃、御

神樂相勤、右時刻之内暖衆与頭拜殿江被詰居、麓衆中不殘万度參有之

候、扱東御在所ニ而一万度參詣ハ花堂福原迄之衆中、尤暖衆与頭社參之

由、鎮守ニ而之一万度參詣ハ後川内越等之衆中、尤暖衆与頭并鎮守社頭

格護之神主押領司河内被相詰候由承之、鎮守之御札ハ辰九月廿三日朝

於当寺認置候處、朝飯時分衆中觸入□□□札箱ニ入付風呂敷ニ包渡遣、

左候ニ而□夕方鎮守願成□以後又右御札衆中觸を以、当寺江來ル、錫杖院も

今夕方当寺江來候間、三社之御□□□□を以各包調、水引にて括り候

付、指調候、新箱ニ入付広紙を以包調、致封印、明廿四日より出府之、

暖衆方江衆中觸被持越候、尤箱之内入付等之儀、衆中觸江見せ其旨暖衆江

申達有之筈ニ申含遣之

但前々ハ三社共ニ御札江御守護相添候得共、此節よりハ相止メ候、其

訳ハ所惣衆中より差上候御祈禱御札之事候得ハ、御守可相添事ニ而

無之也

辰九月廿三日

一青銅百疋 焼酎壹德利之内

右ハ今日社參之暖甲斐仲右衛門殿与頭最田平右衛門殿持參、焼酎ハ御

神酒ニ相備、尤青銅百疋ハ其俣ニ神前江相備、左ニ御神樂相濟候、以後

三百文ハ社人相中江、為酒代渡ス、百文ハ今日箱式ツ指調候、大工賃ニ

拂、六百文当寺江受納、扱青銅百疋之儀、先格ニ而ハ無之候得ハ、後例ニ

も成間敷候、其時之暖衆等吟味次第ニ而候由也

一右之通三社之御札出府之、暖黒木八郎兵衛殿頂戴ニ而候處、九月廿三日

晚、御逝去之御觸有之候、然共被仰渡候一筋ニ付、翌廿四日より黒木

八郎兵衛殿出府ニ付、三社之御札持參御地頭所より御用人衆江被得御内

意候處不及差上旨ニ付、八郎兵衛殿被持歸、三社江被相納

但右返納之御札不淨ニも無之候故、吉方故地堂天井江納ル

立願文

御願文

一霧嶋狹野大権現 己年中名代參之事

一霧嶋東御在所大権現 己年中名代參之事

一鎮守大明神 己年中名代參之事

右意趣者畠山嫡男四十二年厄災消除一一

求願如意満足故也 仍立願如件

寶曆十庚辰天十二月吉祥日 畠山嫡男敬白

御願文

一霧嶋狹野大権現 己年中月々一千度參詣之事

一霧嶋東御在所大権現 己年月々一千度參詣之事

一鎮守大明神 己年月々一千度參詣之事

右旨趣者高原御地頭畠山家御嫡男四十二

御厄難消除御息災延命御願成就故也

仍御願文如件

高原衆中

寶曆十庚辰天十二月吉祥日 願主敬白

御願文

奉修霧嶋狹野大権現御本地供十三座之事  
右抽丹誠旨趣者畠山家御嫡男四十二年厄月災消除御願圓滿故也、仍奉誓  
願意趣如件

高原神德院宥盛

寶曆十庚辰天十二月吉祥日 欽言

御願文

一霧嶋狹野大権現 正五九月御神樂之事

一同社大中臣祓 十三座之事

右抽精誠意趣者畠山家御嫡男四十二御厄難消除御壽筭延長故也、仍御願  
文如件

高原狹野権現社家

寶曆十庚辰天十二月吉祥日 願主敬白

### 五 舞座敷御広め願(仮称・岩元正吉氏文書)

寶曆十年庚辰七月始 如左伴草書

口上覚

狹野権現社頭

舞殿茅葺天井板敷四敷三間舞座四敷老間ハ舞殿拝殿取合かき家之下夕廊下

但此節奉願候ハ舞座六敷三間三尺

右舞座以前より四敷三間ニ御座候、然ハ神事之節社人共拔身之刀を以四  
人相並ヒ舞神樂仕候ニ付舞座四敷三間ニ殊外狹ク有之漸ク相勤申事ニ御座  
候、夫故自然怪我之用心ニ而鼓笛等役目之者五六人舞座之隅々江随分身を  
相片付罷居其外舞座江詰居申筈之社人共ハ舞座狹ク無是非御供所へ引退畏  
居申候者舞相勤候者舞之半ニ神歌唱へ申候、舞相勤候者斗ニ候ハ中々聲  
続不申、詰居申候社人より助音仕事ニ候得共、右通詰居申候者無之候付、  
無是非鼓笛等役目之者より助音仕候、笛等相止メ則之助音故、別不続ニ  
有之候、右刀舞ニ付、怪我之念遣有之故を以舞御廣ク被下候様奉願度旨、

以前より毎々為申迄ニ罷居申候由、然処享保元申年当嶽大燃ニ付、社頭  
不残焼失仕、其以後御再興被仰付被下候砌、当寺先々住圓清より只今迄  
之通舞座四敷三間ニハ刀舞ニ付、怪我之念遣有之候間、此節より舞座敷  
ハ六敷三間三尺ニ御造立被仰付被下度旨奉願候処、以前より四敷三間ニ  
濟来候

(朱筆文) ※「口上覚」の行間に書き込まれている。

写

狹野権現別当 神徳院

右ハ狹野権現舞殿狹ク差支候付、廣ク造立之願且又向拜無之候付、是又差  
支候故当座斗を以、造立被仰付度候、左候ハ、右入目料并往々修補料之  
儀可差出旨段々申出趣有之、願之通申付候間此段可被申渡候以上

五月十四日

寺社奉行所印

高原

地頭

別紙之通被仰渡候間、寺社奉行所へ御禮神徳院被差越候様可被相達候、  
神徳院差支難差越候ハ、代僧可被差出候、此旨御地頭御差図ニ候以上

五月十六日

取次木藤仲左衛門印

高原 衆中

## 第九章 神楽史上における高原神舞

### 第一節 高原神舞の歴史

#### 一 はじめに

旧薩摩藩領の薩摩・大隅・日向では神楽の事を神舞と呼んでいる。神舞の名称は戦国期まで遡るが、かつてかなり盛んであった神舞も今日では衰退の一途である。神舞は露天に舞庭を設け、大宝(大奉・大法・大幣とも)という大神籬を立て、御笠と称する一種の天蓋を吊して、三三番の次第を徹夜で演ずるのが通例である。しかし夜を徹しての神舞は薩摩・大隅では皆無となり、旧薩摩藩領の西諸郡高原町の神舞のみが、古来これを順守している。高原町には狭野神社の社家(社人)を中心とする狭野神舞と霧島東神社の社家(祓川集落在住)による祓川神舞の二つが伝承されている。江戸時代に神舞と称していた事は、白尾国柱が寛政七年(一七九五)に著した『覺藩名勝考』巻八、日向国の狭野神社の条に「例祭十一月中吉日ヲ以ス、神舞在リ」とある。神舞と神楽の語は併用されてきたが、最近では神楽が一般化している。小稿では狭野神舞・祓川神舞と記す事にし、両神舞を総称する場合は便宜上高原神舞とする。

#### 二 高原神舞の周辺

ここでは、戦国期から江戸時代前期にかけて高原周辺の神楽(神舞)の状況を文献記録によって把握しておく。薩摩藩と関係の深い相良藩(熊本県)、佐土原藩(宮崎県)も視野に入れる事にする。

〈史料一〉北郷忠相・北郷忠親連署寄進状写<sup>(1)</sup>

就弓箭奉寄附、霧島山水田之事、島津庄山田之借屋村田数三町<sup>付</sup>祭礼之事、六七ヶ年と一度神舞、其内者毎年御酒位<sup>与</sup>神水年替堅固可被致勤仕之事

右祈願者、為武運長久・家門繁榮・庄内泰平・万民快樂・心中求願・如意成弁、仍證文之状如件、

天文十二年癸卯八月吉日

北郷讚岐守忠相(花押影)  
同左衛門尉忠親(花押影)

南光坊

この史料の天文一二年(一五四三)は「神舞」の初見である。この年、都城盆地一帯を支配下に収めた北郷氏第八代の忠相・忠親父子の寄進状である。島津庄山田は都城島津氏領の庄内七ヶ郷の一つ。祭礼として六七ヶ年に一度神舞執行を命じて祈願している。神舞が毎年でない事は、かなり大がかりなものであった事を想像させる。

〈史料二〉『八代日記』天文二十二年(一五五三)二月条<sup>(2)</sup>

同廿九・卅日両日、妙見ニテ卅三番ノ舞神楽

右の妙見とは熊本県八代市妙見町の妙見社である。この記事は九州地方における三三番舞神楽の文献上の初見である。この当時は肥後人吉の相良氏が八代に進出していた時代であった。

〈史料三〉島津忠恒(家久)領知目録写<sup>(3)</sup>

一 一宮本丸遷宮

永禄九年丙寅一宮社飯野城本丸 兵庫頭忠平公被遊御勸請、日向表嶋津手裡輒可入随、為御祈願御太刀式腰社内御寄進、于今ニ社内太刀アリ、神主黒木六郎三郎家貞子出雲守家盛為件御祈禱神舞被仰付故、十二ヶ年神舞成就畢、社領飯野内今西村・上江村以上十三町御寄進、

兵庫頭忠平(島津義弘)が日向諸郡飯野(宮崎県えびの市)に移ったのが永禄七年(一五六四)、二年後の九年、飯野城本丸内に今西村の一宮社(一宮社香取大明神)を勸請、遷宮し、社殿を新造すると共に社領一三町を寄進した。祈禱の為に十二ヶ年の神舞執行を命じている。

〈史料四〉『上井覺兼日記』天正三年（一五七五）四月二日条<sup>(4)</sup>

如常出仕申候、曾於郡吉祥院霧嶋御神舞、先月廿五日より廿七日まで成就候、御代々御参候間、御花かう御持せ参候由候、同霧嶋にて神舞にハ、前々より大ほうハ不立候、此度ハ座主頂峯院御鬮を申候に、可然おり候間、大ほう一ほん立候而之御神舞之由候、然處ニ、廿五日之亥時計、善神王之御前ニ稻荷之聲こたひ候由、目出由御申候也、并霧嶋之祝参候、是も御目につかけ候、

右は霧嶋御神舞の記事として周知の史料であり、大宝の注連の初見記事でもある。霧嶋の神舞には大宝を立てる前例がなかったが、この時は、座主の引いた御鬮の結果を見て大宝一本を立てて御神舞を行ったというのである。曾於郡吉祥院は重久村(国分市)にあるが、座主の頂峯院については永松敦氏執筆の第七章第一節に詳しい。なお、『上井覺兼日記』の天正二年七月一八日条、同一三年一月一日日条に、それぞれ神舞の記事があり、前者は「神舞之御立願」であった。

〈史料五〉小林八王子権現由緒覚<sup>(5)</sup>

(前略)

- 一 神主屋敷・内侍屋敷・大官司屋敷・権祝屋敷・楽所屋敷合五ヶ所、右社頭知行屋敷如此御座候事
- 一 右社頭兵庫頭様度々御出陳之御時、我等先祖御祈念申上成就仕候事
- 一 三之山御知行ニ為祭故神舞注連二本成就仕候事
- 一 飯野・佐原合戦之時、神舞成就仕候事
- 一 一飯肥御立之時、注連二本成就之事

- 一 天正六年十月廿日新納院於高城豊後より陳ヲ取候時、神舞注連十三本ツ、拾三年差上、於大岸護摩一座成就之事
  - 一 天正十三年八月十八日より肥後御登之御時、御祈念神舞成就之事
  - 一 同拾四年六月廿一日より筑紫へ御立之御時、神舞注連六本成就之事
- (中略)
- 一 大坂御出陳之御時、神舞注連七本成就之事

一 其後御上洛之御時、神樂成就事

一 右之通ニ先祖代々御祈祷申上候条々別紙書記在之、我等迄相伝仕候、勿論到当代ニ迄相定神事、其外年頭御祈祷之御礼無解怠当年迄差上申候事

如右之先祖代々我等迄五代、右崇廟社頭神主仕罷居候事、少別儀無御座候事

延宝八年<sup>申</sup> 小林崇廟難守権現神主

十一月廿七日 黒木佐土守

右に見える神舞注連は、その大半が島津義弘の合戦の際、戦勝祈願し、その成就の暁に行われたもので、いわば臨時の祈祷神舞であった。日向諸県郡小林郷(小林市)北方総廟八王子権現の社頭において、合戦の出陣にあたりこれらの祈祷神舞が奉納されたが、三本・六本・七本・一三本とある注連の数は、願の規模を示すものである。合戦に臨む島津義弘の信仰心や戦局の重要性を計るものとしても興味深い。特に天正六年(一五七八)の合戦の場合、神舞注連を三本ずつ一三年差し上げるというもので、さらに大岸において護摩一座を行っている。同年一月、島津義弘は大友義鎮の軍を高城(宮崎県児湯郡木城町)に破り、日向一國を手中にしている。

この由緒覚が書かれた延宝八年(一六八〇)当時、八王子権現には冒頭の条文の如く、神主屋敷・内侍屋敷大官司屋敷・権祝屋敷と共に楽所屋敷が存在していた事に注目したい。時代はさらに降って、延享五年(一七四八)の「神社由緒・宝物・棟札万改帳」によると八王子社の祭日は九月九日と一月中五日で、年に二度の祭には、内侍舞と一番舞が行われているに過ぎない。大がかりな神舞が執行される事はなかったであろうか。

〈史料六〉島津義弘願文<sup>(6)</sup>

- 御願文之事
  - 一大幣十二本、御神舞之事
- 天正十六年<sup>戊子</sup>  
五月十五日 義弘〔御判なし〕  
狗留孫権現

右の狗留孫権現は、日向国諸県郡飯野(えびの市)の狗留孫権現である。島津義弘は前年の天正一五年(一五八七)五月、豊臣秀吉軍に降伏し、大隅一國と日向真幸院を秀吉より安堵されている。同年八月に義弘と改名、同一六年六月上洛し、侍従に任ぜられ、従四位下に叙せられ、七月羽柴姓を与えられた。上洛にあたって、大幣(大宝の注連)一二本を立て神舞を奉納する事を神に約束して願成就を祈願したのであるが、合戦の場合と異なるものの、義弘にとって重要な上洛であった事は、一二本の数が示すところであった。

〈史料七〉伊勢貞林願文<sup>(7)</sup>

御願文之事

- 一可奉修一字金輪法一千座之事
- 一霧嶋六所権現 一白鳥六所権現
- 一正八幡大菩薩 一新田八幡宮
- 一加久藤諏方大明神 一二之宮現王
- 一稻荷大明神 一鹿兒島諏方大明神
- 一金峯山蔵王権現 一新正八幡大菩薩
- 一諸神等

右十三社奉勸請大幣十三本ニテ御神舞之事

以上

右意趣者、藤原 忠恒公今度庄内就御在陳、御勝利多幸、御武運長久、作難者皆悉消滅、万民快樂、諸願成就、故抽精誠狀如件、

慶長四年十月吉日 伊勢平左衛門尉貞林

右の忠恒公は島津義弘の第三子、家久(一五七六〜一六三八)の初名。「今度庄内就御在陳」とは、慶長四年(一五九九)三月に島津家の老臣伊集院忠棟(幸侃)が山城伏見の島津忠恒(家久)邸で謀殺され、幸侃の子源次郎忠真が島津家に対して反乱を起こした。これを庄内の乱という。この乱を平定するために霧島六所権現をはじめとする一三社を勸請して大幣一三本を立て、神舞執行をするという内容の願文である。一三社のうち、加久藤諏訪大明神と二之宮現王は、天正四年に家久が加久藤城で誕生した事により、島津氏の崇敬厚いものがあつた。

〈史料八〉島津惟新(義弘)願文写<sup>(8)</sup>

○木裏木山神 立願文

- 一四目二本被立神舞之事
- 一七湊之塩舟之事
- 一御宮作之事
- 一知行五万石御寄進之事
- 右立願、巢鷹於有之者、早速可有成就者也、仍願文如件

慶長十二年 閏四月廿四日 惟新

木裏木山の神に島津義弘が立願した際に、八王子権現(小林市)の治部太夫が神事を勤めたが、その時の立願文である。この山の神は、義弘の立願によって勸請されたもので、天正の初代宮司八重尾氏が鷹を捕って、義弘へ献上した。これによって伊東義祐をこの地から追散させたという。巢鷹は、その吉例に倣つての事であろう。

〈史料九〉『加治木御日記』慶長十三年(一六〇八)正月<sup>(9)</sup>

九日

- 一惟新様去年御煩時分立願之事
- 一大汝八幡<sup>江</sup>神飾
- 一大汝<sup>江</sup>社衆五人、其日参詣、
- 一五社<sup>江</sup>御神樂、願主篠原源太夫

廿七日

- 一惟新様御煩ニ付立願成就之事
- 一王子権現<sup>江</sup> 神師一座
- 一老神大明神<sup>江</sup> 神師一座
- 一奈良田大明神<sup>江</sup> 神師一座
- 一正一位正八幡<sup>江</sup> 神師一座
- 一稻荷大明神<sup>江</sup> 神師一座

慶長一二年加治木に隠棲した義弘の病氣平癒の立願である。九日条の「大汝八幡」は、日置郡吹上町の大汝牟遲神社。「神飾」とあるのはおそろく「神師」の誤植であろう。「神師」は「カンスイ」と読み、拔身の太刀を持つて舞う代表的な剣舞である。

〈史料一〇〉市来家元外四名連署願文<sup>(10)</sup>

立願文

四十九所大明神ニ夜三日参籠之事并かくら上可申事

右意趣者、旅中殊ニ海上無何事輒ク帰朝申、一々心中如意満足成就之所、

慶長十四年

祁答院織部佑

三月廿八日

良贈(花押)

鹿野屋民部左衛門

兼次書判

切通五郎兵衛

俊重書判

益山兵部左衛門

忠美無書判

市来孫兵衛

家元書判

この願文は島津の琉球征討に関わるもので、慶長一四年(一六〇九)二月、琉球に出兵、五月二五日、国主尚寧以下を伴って鹿児島に凱旋した。薩摩軍の海上安全と無事帰国を祈って、四十九所大明神(肝属郡高山町に鎮座)に二夜三日の参籠と神樂の奉納を行うというものである。

〈史料一一〉『佐土原藩嶋津家日記』<sup>(11)</sup>

①延宝二年(一六七四)六月廿七日条

一 竜泉院様御立願文之写

一 謹啓御願状

一 伊勢大神宮江御神樂之事

一 諏方大明神江神舞之事  
一 大峯護摩修行之事  
右三ヶ条者

奉為源朝臣光久公当病平癒還本人貴体堅固寂災延齡之故謹帰没駄請冥助对神明所平損良以来内鑑大悲為根垂迹本旨和光為事然廼酬此白業竜雲自感虎吹速応立願旨趣若斯

延宝二年<sup>甲寅</sup>

六月穀日

竜泉院謹啓

②同年十一月七日条

一中将様御病氣ニ付御立願成就之御神舞有之ニ付為目付阿部松勘兵衛池上権左衛門池田覚左衛門足輕四人差越

③同年十一月八日条

一 昨晚御神舞成就為仕由ニ而三寸池田兵部大夫持参之由寺社奉行ヨリ月番酒勾源左衛門江相達之  
一 例年之神舞有之ニ付目付池上権左衛門池田覚左衛門阿部松勘兵衛足輕四人差越

④延宝二年十一月四日条

一 社家中ヨリ殿様為御祈禱於諏方之前神舞申上ニ付為池上権左衛門池田角左衛門并足輕八人差越  
一 妻万社家中并一乘院神宮寺為御祈禱神舞大宝七本ニ而為仕由以御願文寺社奉行江申出之由月番酒勾源左衛門江相達之

⑤同年十一月九日条

一 神舞無別条相濟之由阿部松勘兵衛池上権左衛門池田覚左衛門月番酒勾源左衛門宅江罷出申達之  
一 殿様為御祈禱社家中神舞諏方大明神天下大明神諸神社奉幣十八本右之願成就之由池田兵部大輔寺社奉行迄申出由也

⑥延宝九年(一六八一)三月七日条

一殿様為御祈禱諏方大明神天下大明神稻荷大明神右三社<sup>江</sup>神舞之御立願有之是万吉様<sup>江</sup>御代御讓被成迄仕合能御家中平安之為御祈誓於黒貫寺御立願文御調毎年九月<sup>ニ</sup>神舞有之筈也

⑦天和二年(一六八三)九月廿七日条

一今晚於池田兵部太夫所如例年三社御神舞有之付小姓町田孫右衛門立山弥兵衛并足輕四人差越  
一湊柱八掛悪敷<sup>ニ</sup>付今日於神前御祈禱之御神樂有之

⑧同年十一月八日条

一今晚御祈禱之神舞於高山将監所有之付中小姓御目付檢本六郎右衛門立山弥兵衛并足輕四人差越

⑨同年十一月十四日条

一大手衆中御祈禱之奉仕御願文壱通伊集院勝五郎持參之是去ル二日怪異有之候付而也  
一鳴之口衆中諏訪大明神天下大明神御神樂之御願文壱通飯田平之允持參之右同断付也

⑩同年十一月廿日条

一鳴之口衆中去二日怪異有之候付立願仕候通諏訪大明神天下大明神御神樂成就仕候由<sup>ニ</sup>而三寸山口兵太夫持之

本史料①の竜泉院は、日向国佐土原藩主第三代島津久雄の生母。『寛政重修諸家譜』卷一〇九によれば、久雄は寛文三年(一六六三)一月二日卒。年三一。室は松平大隅守光久が女である。『佐土原藩嶋津家日記』によれば、竜泉院は天和三年(一六八四)一月二四日に死去している。日記の延宝二年六月一五日条に、本藩の鹿兒島藩主第一九代島津光久が江戸からの帰国途中、薩摩出水の脇本(現・阿久根市)で病氣になった事が記されている。この日、竜泉院は見舞の文箱を差し上げるために、早速飛脚を脇本に走らせている。

さて、竜泉院の立願文であるが、第一条の伊勢大神宮への御神樂とは、

伊勢外宮の御師邸で行われていた伊勢神樂の事で、伊勢の御師御炊大夫は佐土原藩と師檀関係にあったから、御炊大夫を通じての神樂奉納であったであろう。②③は、立願文第二条の關係記事であるが、③に「例年之神舞有之」とあるのが興味を引く。初めは立願による臨時の神舞が恒例化する様子が窺われる。

①②③が島津光久の病氣平癒の立願とその願成就の神樂と神舞奉納であるのに対して、④⑤は佐土原藩主第四代忠高の病氣祈禱の神舞である。⑥の殿様とは、佐土原藩番代島津久寿、第四代藩主忠高が延宝四年(一六七六)八月一日に病没した際、嫡男万吉丸が誕生間もなかったため、忠高の叔父島津久富の子久寿(一三歳)が番代を命じられ政務に当たった。この時、松木左門を中心とする久寿派と山口高直を中心とする万吉丸派との対立が激化した。松木騒動と呼ばれているのがこれである。⑥の神舞の立願の趣意は万吉様(後の第五代藩主惟久)へ藩主を譲るまで藩内が平安であるようにという祈誓のためのもので、毎年九月に神舞を行うというのである。

ちなみに本史料は、日向地方における「神舞」の呼称の北限を示すものと思われる。「神舞」の語は、『防長風土注進案』によると周防・長門地方の神樂にも散見する。周防を代表する山口県岩国市の行波の神舞などのように神舞を称する神樂がある。薩隅日地方の神舞と防長地方の神樂との間には直接的な關係を示す資料は今のところ見出す事はできない。

以上、戦国期以降の神樂(神舞)の状況を概観した。注目されるのは立願文等に見られるように、合戦の勝利祈願や政治的事件・病氣平癒等、様々の祈願成就のために、祈禱の神舞が行われ、願成就のしるしとして大宝の注連が立てられた事である。次に大宝の注連について述べる事にする。

### 三 大宝の注連

大宝の注連は願成就の時に神を勧請するために立てる神籬であったと思われる。したがって必ずしも神舞・神樂に特有のものではなく、神樂と結びつかない場合もあった。例えば、肥後国相良藩の編年体の記録である『南藤蔓綿録』<sup>(12)</sup>には、大宝の注連が散見するが、いずれも神樂とは結びついていない。同書における大宝の注連の初見は、寛永七年(一六三

○正月一日の次の記事である。

① 田代村龍大明神岩穴ヨリ紅血流出ル、希代測ラサルノ表事也トテ則青井宮へ犬童権太夫惟延ニ命シテ当社神前ニ於テ一千度ノ祓ヲ修行シ、又青井神前ヨリ大宝注連御建立、凡其前天正ノ初ニモカ様ノ奇瑞有之由

青井宮は人吉市の青井阿蘇神社、代々相良氏の崇敬厚い宮である。寛永一七年(一六四〇)五月、藩主相良頼寛は老臣相良清兵衛の専横を幕府に訴えた。七月、一族の田代半兵衛頼昌が反乱(お下の乱)を起こした時、乱平定の御立願として、左記のような大宝注連の執行を神に約している。

② 一青井宮神輿再興并大宝注連十二本

一市房宮大宝注連六本

一老神并諏訪宮へ二本宛三年

次の③は、翌一八年七月二八日、相良頼寛が江戸からの帰国途中の肥前国の平戸沖で難風に遭った時の事である。

前年のお下の乱が落着し、その願成就の為に神前に大宝の注連が執行されている。

③ 廿八日頼寛公御帰城御船中御無難ノ御祈祷ノ為一千度ノ御祓御修行并去年御立願成就ノ為当社神前ニ於テ大宝注連執行候処、此日未刻ヨリ俄ニ大雨大風頻リニシテ注連竹吹折幣帛ノ供具皆雨ニ滋シ言語同断也、此時分頼寛公御船中最中ノ筈也

右の三例は大宝の注連が立願の折りと願成就の折りに執行された事を示しているものの神楽とは関係していない。

今日、大宝の注連は全て神楽(神舞)と結びついて行われており、南九州の神楽のみならず宮崎県東臼杵郡の諸塚神楽や椎葉神楽にも見る事ができる。椎葉神楽などでは原則として毎年の神楽には大宝の注連を立てず、願成就の大祭形式の神楽の場合に立てられる。これに対して高原神舞では毎年必ず大宝の注連が立てられている。祓川神舞を中心に記すと、

御講屋(講庭とも)の正面中央に白布を巻いた三本の柱が高々と立てられる。中央の最も高い注連を向注連(大幣とも)といい、上方の藁束に「国常立尊・国狭槌尊」と墨書した半紙を貼る。向注連を挟んだ両脇を脇注連といい、向かつて右側の藁束には「伊弉諾尊」、左側のそれには「伊弉册尊」と記す。藁束の頭部には、赤小幣一本・白小幣二本の他に、日の丸開扇・赤布・麻苧をそれぞれ串に結びつけたものを各一本宛挿す。藁束の下方には白幣三本を逆に挿す。注連を立てる時には太鼓を打ち鳴らし、まず中央の向注連、次に右側の脇注連、最後に左側の脇注連を立てる。注連の願は高原でも行われていた。永浜家文書「高原所系図巻冊」<sup>(13)</sup>に、次のようにある。

明和八年卯七月廿日晚、鳥比鳥より霧嶋山古御鉢燃出、差川内・猪之子石シ・福山・志布知辺迄灰ふり候由、且霧嶋山より流出ル川筋どろ水出候由、七月廿三日近郷近郷灰降り、大燃ニ付狭野権現東御在所権現現神事の御願立成

明和八年(一七七七)、霧嶋山の大噴火に狭野権現と東御在所(霧島東神社)に神事の立願があったが、これが注連の願であった。狭野権現の神主(正祝子)であった岩元家の文書「狭野権現社頭方其外神社ニ附被仰渡候控」には、この時の様子が次のように詳述されている。

- 一 此節燃ニ付高原郷中衆中名中村々不残祈祷米竈ニ付出米式舂三合ツ、相掛候
- 一 右御しめの願ニ付用物所所差出シ申候
- 一 しめ三本
- 一 しめ布三反
- 一 中紙五束之内巻束残候故相返し申候
- 一 前紙三拾枚
- 一 後紙三拾枚
- 一 縄三把
- 一 一ろう束五丁
- 一 油式盃
- 一 扇子六本



一日数

明和八年<sup>辛卯</sup>八月十七日

所役之与頭

村田仲左衛門

黒木八郎右衛門

丸山庄藏

但社頭<sup>ニ</sup>しめ立候少雨降候得共舞有之候

次<sup>ニ</sup>

御祈禱之首尾として日高甚左衛門児玉茂市差遣候、御当番囃衆瀬戸

口武左衛門殿

一 神社祭之次第

一 注連三本立候節ハ権主取<sup>江</sup>一本くれ候事茂有之

其外一本又ハ二本立候<sup>而</sup>も頭取斗<sup>三</sup>而候

一 尤山宮祭といふとも作初尾祝言米酒開迄頭取斗且又神楽米之儀者太

夫権主取平社家迄はひ分<sup>ニ</sup>て候

右によると、霧島山噴火の鎮静を祈る注連の願があり、狭野権現の社頭に注連が三本立てられた事、小雨が降ったけれども舞が行われた事、神楽米は太夫・権主取・平社家で配分された事などがわかる。東御在所にも同様に注連の願があり、注連が立てられた筈であるが、その詳細は不明である。

大宝の注連は、神楽によつて、名称・柱の数・飾り付けの形式など区々である。大宝の注連の飾りが何を表したのかという事になると不明な点が多い。大宝の注連に関わる唱教が参考になるが、次には鹿児島県入来神舞資料の「大宝七五三の聖教」を紹介する。これは万治元年（一六五八）の聖教集<sup>(14)</sup>に見えるもので、大宝の注連の最古の唱教として注目してよいものである。

抑大宝ト者、須弥ノ四州ヲマナヘタリ、八ツナハトイツハ、八海八相成道ヲヒウシ給フ、ニツノ神幣トイツハ、日神月神ノ只今爰ニ頭也、其御シメトイツハ、神ニハ浄土、佛ニハ極楽、カトル貴キ九品ノ浄土ニ参シメノシイシユヲ拜奉ニ、爰ニ三ツノシメ有、天竺ニテ小金ノ御七五三、唐土ニテ白金ノ御シメ、我朝ニテ仁王草ノ三宝ノ草、菩提心ノワラノ御シメトハ申ナリ、彼シメノ始ル所イツクヘサ

ウライシカ、天竺ウランコノ嶽、イランコノ浜ニ鷲ノ宮移シノサウライシ時、梵天ニ神主<sup>ミヤコ</sup>参、彼シメヲ請取給テ、天竺唐土我朝此三国ニツイテハ七五三ノ御シメトハ申也、彼シメヲナイハシムル所ハ利生也、納ル所ハエシヤウ也、彼シメヲ懸奉ル所四方四婆羅密是也、丑未辰戌ハケテ引シメノ本ハカヘサテウラヲカエセル

注連の唱教は、注連の由来を説き、注連を誉める内容になっている。椎葉神楽などでは、浮輪(藁)の円座は天地、三十三本の御幣は三十三天、青布・白布をさぐる事は雌龍・雄龍をそれぞれ表すというように、注連の意味するところを説いている。従来の神楽研究では、大宝の注連に関して、唱教も含めての比較研究が立ち遅れていると言わざるを得ない。高原神舞が、最大規模の大宝の注連を毎年立てている事は類がなく、その存在意義は大きいものがある。

#### 四 社人神楽の伝統

『霧島山狭野大権現御神名附并由緒書帳』<sup>(15)</sup>の狭野権現の別当寺神徳院第一八代憲純法印の条に次のような記事がある。

延宝六年、自公儀糺神社仏閣由緒軌則等、此時東光坊盛長当寺住持、以住山之間為時、当社司密約押領司為祝子之、転門前者為社人、始令司両所権現之祭奠、既従之先当社之社人每所致祝詞神楽

右を解釈して整理すると次のようになる。

(一) 延宝六年（一六七八）、公儀から神社仏閣由緒軌則等を調べよとの通達があった。

(二) この時、東光坊(錫杖院)盛長は、神徳院を兼職していたが、神徳院第一八代の憲純法印が比叡山に住山して留守の間に、狭野権現の社司と密約を交わし、押領司を祝子となし、狭野権現の門前の者を社人となし、はじめて両所権現(霧島東御在所権現=霧島東神社)の祭典を司らせた。

(三) 既にこれより先、狭野権現の社人達は祝詞と神楽を行ってきたところである。

右のような一件の背景として、当時、霧島東神社の社家組織に何らかの異変があり、祭典もままならぬ状態にあったものか。そこで狭野神社の門前の者を社人として一時的にせよ凌ごうとしたのか、いずれにせよ確かな史料が無く、想像の域を出ない。

この後延宝七年八月に比叡山から帰って来た憲純法印が、社子等に謀計があるとして公に訴えようとしたが、地頭の山田弥九郎がしきりにとりなして和睦した事が記される。又、右の(三)に関しては、同書の第一〇代快憲法印の条に、

社司高橋兵部大輔・岩本淡路大輔・日高大輔・窪田仁義大輔・此  
外社司等と舜恵法印俱揺動神輿並宝物等、而先暫越于江平、次転  
神殿于高原麓矣、

諸社司と舜恵法印(神徳院第一二代)が、神輿と宝物等を揺動し、江平(高崎町)を経て高原の麓に神殿を移したというのであるが、これは天文一二年(一五四三)の事と推定される。とすると、この当時すでに狭野権現には、後世の社家の名前に連なる社司がいた事になる。又、富田至和氏文書の「劔之巻」は、熱田神宮の靈威を説く八剣の縁起であるが、奥書によれば、天正二〇年(一五九二)に正祝子岩本兵部太夫・権祝子日高権左衛門がいて、社家組織が形成されていた事が知られる。狭野権現で神樂が行われていた可能性が高い。記録上の初見は、延宝二年(一六七四)である。

狭野の岩元家所蔵の『社方含蔵帳』所収「御不例之刻御願文差上申候覚」に、

○一先中將様御不例ニ付

光久公

延宝二年<sup>甲寅</sup>六月十七日日付<sup>ニ</sup>而神樂三十二番之御願文社家中より差上置其後成就之御札差上申候事

とあり、島津光久の病氣平癒祈願に神樂三二番の御願文を社家中から差し上げ、その祈願が成就して神樂が奉納された。延宝二年には、狭野権現では三二番の神樂を奉納するだけの社家組織が形成されていたとみ

なす事が出来る。

次には高原社人役付(狭野権現・霧島東御在所)を表示しておく。出典の『東御在所社人差出帳』は霧島東神社所蔵文書<sup>(16)</sup>、『郷土社家平家のしらへ帳』は、正式には『高原東御在所社家・狭野権現社家郷土社家平家のしらへ帳』という。代々霧島東神社の社家を勤めてきた押領司家文書<sup>(17)</sup>である。

狭野権現の延宝六年の社人役付には舞之役が記載されていない。『社方含蔵帳』の貞享元年(一六八四)によつて舞之役四人を補った。東御在所の享保一一年(一七二六)の場合も同様に舞之役が記載されていない。

高原社人役付(狭野権現)

役付	出典	
	年	
正祝子(社家頭取) 権祝子(権主取)	延宝六年(一六七八)	郷土社家平家のしらへ帳
太鼓役	岩元宮内左衛門 日高権左衛門	天保一五年(一八四四)
笛之役	押領司休左衛門 窪田助六	岩元掃部 日高市正
鐘之役	古川内蔵之丞 牧善九郎	古川甚兵衛 窪田左膳・窪田助七
翁之面持役	押領司勝兵衛 益田助吉	牧助右衛門 増田庄兵衛
調拍子役	柴之役 御供役	増田庄兵衛
柴之役	兒玉義左衛門 牧四兵衛	牧伝兵衛
御供役	木地あらい役	古川平右衛門
膳之役	舞之役	牧庄之丞
舞之役		岩元平太
		日高平兵衛
		兒玉右内
王之役	正市	正市
内侍	二ノ内侍	

高原社人役付(東御在所)

役付	出典	
	享保一一年(一七二六)	天保一五年(一八四四)
正祝子(社家頭取) 權主取 樂者 笛之役 調拍子役 柴之役 食事役 御供役 舞之役	東御在所社人改差出帳簿 押領司長門 藪田吉右衛門 黒木堅右衛門 藪田舎人 新納五兵衛 有馬松右衛門 有馬十兵衛	郷士社家平家のしらへ帳 押領司衛門 藪田波江 黒木茂右衛門 藪田宇右衛門 堀之内左京 有馬多門 若松隼人 坂口右膳 藪田源右衛門 有馬儀兵衛 黒木半右衛門 宮永熊次郎
王之役	新納宇左衛門	宮永瀧右衛門
政所	宮永権左衛門	
一内侍 二内侍	うふ 袈裟	きよ 道

祓川の黒木嘉民家には安政六年(一八五九)の裁許状が伝わっている。

日向国諸縣郡高原東御在所  
舞之役黒木主膳事神事参勤之時  
風折烏帽子可着淨衣者  
仍許状如件

安政六年<sup>末</sup>一月廿五日

薩隅日三州惣大宮司從三位

藤原朝臣親徳(花押)

黒木主膳は、嘉永六年(一八五三)「神哥本」を書き記した社人であるが、舞之役であった事がわかる。天保一五年の黒木半右衛門は主膳の前名であったかも知れない。発給者の三州惣大宮司である親徳は、おそらく鹿兒島の諏訪大明神の宮司であろう。

一方、狭野権現の社人は慶応三年(一八六七)に至り、岩元兵庫ら三人が上京し、神祇伯王白川家より直伝を受けており<sup>(18)</sup>、岩元家にはその裁許状が伝存している。旧薩摩藩領の薩隅日は、吉田神道の最も強い影響が及んだ地域である。狭野の社人が、京都吉田家ではなく白川家から神道伝授を得たのは、どのような事情があったのか。その事により神樂に変質を生じたか否か。説明されていない点が多々あるが、いずれにしても高原神舞は社人の流れをくむ人々によつて今日まで伝承されてきた事は疑う余地がない。この事は高度な芸能内容を保持継承してきた高原神舞の大きな特色であり、看過してはならない点であろう。

五 内侍舞

中世以来、薩摩・大隅・日向をはじめ九州各地の諸社には内侍・八乙女あるいは命婦と呼ばれる巫女がいて、神樂を司っていた。特に南九州では内侍による神樂舞を内侍舞と称し、文献の上で枚挙にいとまのない程である。高原にも内侍がいた事は、前記した通りである。狭野の岩元家文書「神社由緒之事」の中に次のようにある。

- 一 釘張太鼓 壱ツ
- 一 鈴 神樂之節神子撃振用 四振
- 一 調拍子 壱通
- 一 右三行社頭専用道具故享保年中社人中相調を以相調候
- 一 木牛 壱疋
- 一 右二月初西御祭之節入用二而御座候処享保年中嶽大燃之節焼失
- 一 付社人増田早左衛門致彫刻候由

一 錫杖

一 打かね 神樂之節用之

右式行往古より有物

壹振  
壹丁

右の鈴四振は「神樂之節神子撃振用」とあるように、神子すなわち内侍が神樂の時に用いたものである。狭野権現社には、正市と二の内侍の二人がいた。江戸時代の神樂番付では、第七番の「神樂」の時に内侍舞があったと思われる。それは祇川神舞の嘉永六年神歌本にも「神樂」の次第があり、その御神樂歌の中に、

△たてやねぎ とくたち給へや たてはや  
吉屋のたてばや 是より内侍舞有り

とあって、この時、内侍舞が行われたからである。狭野神舞でも「神樂」の時に内侍舞があった可能性が高い。

明治六年、鹿児島県は内侍の制を廃止し、諸神社から内侍が姿を消す事になった。しかし神舞の中の内侍舞は、以後、社人の子女によって行われたものようである。祇川の場合は、昭和一〇年頃まで女子二人が鈴を持って舞ったという。一方、狭野神舞の内侍舞がいつ頃まで行われたかは、いま明らかでない。

## 第二節 高原神舞の特色

### 一 宿借り曲「門境」

祇川神舞の「門境」は、旧薩摩藩領の神樂の中では現行唯一の宿借り曲として注目されるものである。宿借り曲は一夜の宿を乞う問答を中心に展開するが、山の神が宿を乞う形と、山の神に宿を乞う形の二つに大別される。

(一) 山の神が宿を乞う形

① 入来神舞「問問」 薩摩郡入来町

② 藺牟田神舞「門取」 薩摩郡祁答院町

(二) 山の神に宿を乞う形

③ 荒瀬神舞「門向」 大口市曾木

④ 本城南方神舞「問答」 伊佐郡菱刈町

⑤ 宮坂神舞「問問」 揖宿郡喜入町

⑥ 祇川神舞「門境」 宮崎県高原町

九州・中国地方にも宿借り曲があるが、その殆どが(一)の山の神が一夜の宿を乞う形であり、(二)の形は旧薩摩藩領の神樂にしか見られない。

(二)の特色は、唯一神道による神樂改革の跡が顕著な点である。その改革の具体例として④の本城南方神舞の安永一〇年(一七八一)の神舞書によって見る事にする。本城南方神舞「問答」は、内(氏)の大神が山の大神に一夜の宿を乞う形になつてゐるが、次のような文言がある。

○抑日本西上の神祇の西定者、神明こふけのらん主、けかいくわん上の権現、神武のそうけんわ、彼の国のかしよくなり

○抑日本最上神祇ノ齋場者、神明降化ノ濫觴、下界勸請ノ根元、神武

○抑日本最上神祇ノ齋場者、神明降化ノ濫觴、下界勸請ノ根元、神武

右の文言は唯一神道の根本道場である齋場(日輪太神宮)の鎮座の由来を述べた一節である。宮坂神舞では、さらに続いて、

○夫当场ハ天児屋根命ノ妙業、神代ノ濫觴也、唯一ノ宗源ハ神明ノ直伝、自然發明ノ妙理、日本最上ノ宗源行事之道場也被天神トシテ下ラスト云フ事ナク、地ノ神トシテ頭ハレスト云フ事ナシ(以下略)

とあり、「唯一ノ宗源ハ神明ノ直伝」「日本最上ノ宗源行事之道場」等、いかにも唯一神道らしい表現が続く。

山の神が一夜の宿を乞う形が本来の宿借り曲であるとする、氏の大神が山の大神に宿を乞うという主客転倒している形は、唯一神道による改革の波を受けているとみなしてよいと思われる。

祇川神舞の「門境」は、山の神が鬼面・赤狩衣・杖を持って舞庭に出て、神前に背を向けて床几に腰を掛ける。そこに烏帽子・素面・白衣の躰が出て一夜の宿を乞う。ここでは唯一神道風な文言は見られず、中国地方の神樂の「荒平」「柴荒神」、九州の神樂の「柴荒神」等と共通する神歌が詠われる等(二)の山の神に宿を乞う形でありながら、③④⑤とは一線を画す。問答が簡略化されているものの山の神祭りの古態を残している。祇川神舞「門境」は、旧薩摩藩領に属する神樂の中では特殊な形であり、宿

借り曲の唯一の伝存例として貴重である。

## 二 「神師」と「神隨」

狭野神舞「神師」と祓川神舞「神隨」は、どちらも「カンスイ」と呼び、抜身の刀を持つて舞う。両神舞とも太刀(劍)・鉾・長刀等の武器を採り物とする舞が多いが、刀舞の基本となっているのが、「神師」「神隨」である。祓川神舞の「神隨」は、神樂の本祭以外にも、その前夜の内祭に神樂宿で舞われる他、元旦の霧島東神社の歳旦祭・一月八日の御初祓いの行事・春秋の彼岸等の折りに舞われる。又、祓川集落の屋主が亡くなった時には、通夜の晩に遺体の前で「神隨」を舞う慣わしになっている。

歳旦祭の様子を記すと、午前一時、霧島東神社の幣殿に祭の奉仕者が着座。官司の祝詞奏上の後、「神隨」が幣殿の板の間で舞われる。白衣・青袴の舞人が鈴と真劍を持つて舞う。四人が互いに内側に向き合い、真劍を正眼に構えて神歌がある。神歌を最初に詠うのは、オンズと呼ばれる舞のリーダー格である。その神歌は、

○あらたまる年の初めの門松は

君にちとせのゆづり葉の松

というもので、いかにも正月にふさわしい祝言歌である。正月初の歌として歳旦祭の「神隨」の時のみ詠われる。

この神歌は、諸方の神樂歌に数多く伝わっているばかりでなく、福岡県求菩提山など北九州の田遊びや東海地方の田遊びに類歌を見出す事ができる。初春の予祝行事・芸能である田遊びと神樂は、神歌の上で互いに交渉しあっている事が多いが、これもその一例である。本来、神樂歌であったものが、田遊び歌謡に採用されたものと思われる。

「神師」「神隨」と同系の刀舞は、宮崎県西都市の銀鏡神樂では「神崇」、椎葉神樂では「かんすい」「かんずい」「かんしい」「かんしん」等四通りの曲名があり、高千穂神樂では「神添」という。熊本県人吉市と球磨郡一帯に行われている球磨神樂では「神師」といい、福岡県の豊前神樂では「神隨」という等、九州では最もポピュラーな刀舞となっている。曲名としても古く、すでに慶長一三年(一六〇八)の『加治木御日記』に「神師一座」と見えており、立願成就の神樂として舞われた(前出(史料九)参照)。

江戸時代の「神師」の様子を示すものとして、狭野の岩元家文書「舞座敷

御広め願」が参考になる。宝暦一〇年(一七六〇)七月、狭野権現別当の神徳院は、社頭の舞殿が殊の外狭く、社人達が抜身の刀を持つて神樂を舞うので危険である事などを理由に、舞座の拡張を寺社奉行所に願ひ出た。その口上書(写)の大意を次に示す。

狭野権現社頭の舞殿の舞座は従来、四敷三間であった。神事の時に社人達が抜身の刀を持つて四人相並び、舞神樂を行うので、四敷三間では殊の外狭く、何とか勤めてきた。それ故、自然と怪我の用心のため鼓や笛などの役の者五、六人は舞座の隅へ随分と身を寄せており、それ以外に舞座に詰めている筈の社人達は舞座が狭いので、仕方なく御供所へ引き退いて畏まっている。舞を勤める者は舞の半ばに神歌を唱えるが、舞人ばかりでは、中々声が續かず、詰めている社人が助音するのであるが、舞座に詰めている者が多いので、仕方なく鼓・笛などの役の者が助音している。笛などを止めて助音するので、特に助音が續かない。刀舞であるため、怪我の心配があるので舞座を広げて下さるよう以前から毎回お願い申し上げてきた。ところが享保元年の霧島山の噴火によって、社頭が残らず焼失してしまい、それ以後、御再興を仰せ付けられた時、当寺の先々住圓清の時から現在に至るまで、これまで通り舞座は四敷四間三間である。刀舞で怪我の心配もある事なので、此の節より舞座敷を六敷三間三尺に広げて造立をお願いしたい。

右の口上書は断簡であるため、全容は不明であるが、翌一一年五月一日付で寺社奉行所の許しが出ている。その許状の写しによると、舞座敷の広めばかりでなく、向拝の造立も願ひ出て許されている。抜身の刀を持つて四人相並んで舞う神樂の曲名は明記されていないものの「神師」である事は間違いないであろう。江戸時代には祈禱の神樂として内侍舞と共に舞殿で舞われたと推測される。

「神師」「神隨」には曲芸的な動作はないが、狭野神舞の「一人劔」「本劔」「踏劔」、祓川神舞の「劔」「中人(十二人劔)」「納(御花神隨)」など、刀を用いての舞には跳躍性に富む速いテンポで勇壮活発な舞が多い。祓川神舞で特に重要視されている「中人(十二人劔)」は、舞前に支度部屋で官司による厳肅なお祓いを受け、「六根清浄の祓」で真劍を清めるなど、明らかに他曲とは別格の扱いである。一二人の舞人が錫(輪鈴)と真劍を持つて躍動的で激しい動きをみせるが、スキップして駆け足で大きく輪になって廻ったり、二列になって四方に舞ったり、交差したり、また対角線に

も入れ替わるなど様々に隊形を変えるこの舞は、雄大勇壮で圧倒的な迫力に満ち、祓川神舞の白眉である。こうした舞い方は南九州の神楽を特色付けているが、これを現在最も具現しているのが高原神舞であるといつてよい<sup>(19)</sup>。

### 三 高原神舞の特色と価値

これまでの調査で、明らかになった点は、本報告書の随所に示されているが、最後に、高原神舞の特色と価値に焦点を当てて整理し、総括しておきたい。以下、箇条書きで示す。

(一) 旧薩摩藩領の神舞の様式を最もよく伝えている事。鹿児島県の神舞の殆どが衰退している今日、宮崎県でありながら、神舞の特色である大宝の注連などをはじめ御講屋と呼ばれる大がかりな舞庭を設け、夜を徹して神舞を行っている点は特筆に値する。

(二) 高原神舞の起源は中世期に遡ると想定されるが、史料的には江戸前期である。社人による神舞としてその伝統をよく伝えている事。現在は保存会組織のもとに社家の子弟や地域住民の子供達も神舞に参加し、狭野では「花舞」「踏剣」など、祓川では「老番舞」「式三番」「剣」「箕振」等の舞で重要な役割を果たしている。

(三) 祓川神舞の「門境」は、唯一神道の神楽改革の影響が見られる他、神楽全体として神道化している。廃絶した曲目もあるが、神楽の変遷の具体相を示すものとして貴重である。特に「門境」は旧薩摩藩領における宿借り曲の現行曲として重要な意義を持つ。

(四) 芸態的には素面の採り物舞と仮面舞から成る。採り物には大刀(剣)、鉾・長刀など武器を用いる舞が多い。特に祓川神舞の「中入(十二人剣)」のようにスキップして隊形を変えてしまう舞は、極めて地域的な特色に富む。又、錫(錫杖・輪鈴)を用いるなど霧島修験の痕跡と思われる採り物も注目される。一方、仮面舞も少なくないが、神面の者が出現して舞を見せるものが多く、問答神楽もあるが演劇性は希薄である。岩戸神話と結びついた仮面舞は極めて少ない。

(五) 神舞と霧島信仰との関係が深い事。「鉾舞」「田の神舞」など霧島信仰を反映する曲目があり、他の舞でも霧島山を讃仰する神歌が詠わ

れている。又、狭野では神舞終了後に霧島講が行われているなど民俗学的にも注目される。

(六) 狭野神舞に使用される楽器は、締太鼓・笛・鉦(摺り鉦)の三種である。神楽の多くが、銅拍子と呼ぶ二枚の薄い円盤状の鉦を打ち合わせて鳴らすのが一般的であるが、狭野神舞の場合は、念仏踊系統の大きく重い鉦で、南九州各地の太鼓踊りの鉦を取り入れた可能性もある。現存する最古の楽器である狭野神舞の摺り鉦には、寛延四年(一七五二)の刻銘がある。しかし、狭野権現の社人役付(社方含蔵帳)によると、延宝六年(一六七八)には鐘之役が見えており、この鐘が摺り鉦であったかは不明、又、調拍子役も見える事から銅拍子系の鉦もあつたと考えられる。東御在所(霧島東神社)の場合、享保十一年(一七二六)と天保十一年(一八四四)の社人役付に鐘之役がなく、どちらも調拍子役のみであり、現在も銅拍子系の二枚の円盤状の鉦を使用している。

(七) 神楽歌の歌い方にも大きな特色がある。多くの神楽では神楽歌を歌いながら舞うのに対して、高原神舞では立ったままか座ったまま・静止した状態で神楽歌を歌う。つまり、神楽歌と舞とが整然と別れている点、独自性がある。

(八) 高原神舞の神楽面は、中世から近世にかけての神楽面で、仮面史の上からも貴重である事。特に狭野神社の神楽面の中には、中世の猿楽面が古く神楽に取り込まれたと思わせるものがあり、祓川の神楽面は出雲系神楽面の影響を受けている。

以上、総括として高原神舞の特色と価値について述べたが、高原神舞最大の価値は、これほど大規模な神舞を毎年行っており、神舞に関係する人々が、神楽を心の支え・生き甲斐として真剣に取り組んでいる事である。したがって神楽が生き活きしており、形骸化していない。多くの観客を惹き付けているのもこのためであろう。狭野・祓川の神楽保存会の人達はいうまでもなく、狭野神社・霧島東神社、さらには地域住民の一体感は素晴らしいものがある。このかけがえのない高原神舞が高千穂峰の美しい山容と共に、いつまでも永続する事を祈って筆を置く。

註(1) 都城島津家文書 (宮崎県史 史料編 中世二)

(14)(13)(12)(11)(10)(9)(8)(7)(6)(5)(4)(3)(2)

『八代日記』(熊本中世史研究会編 青潮社 昭和五五)  
 木脇家文書「真幸院記」(宮崎県史 史料編 中世二)  
 『大日本古記録』上井覚兼日記 上(東京大学史料編纂所編 岩波書店 昭和二九)  
 永井家文書(宮崎県史 史料編 近世五)  
 『旧記雑録後編二』(鹿兒島県史 旧記雑録後編二)  
 『旧記雑録後編三』(鹿兒島県史 旧記雑録後編三)  
 木脇家文書「三侯院記」(宮崎県史 史料編 中世二)  
 『旧記雑録後編四』(鹿兒島県史 旧記雑録後編四)  
 『旧記雑録後編四』(鹿兒島県史 旧記雑録後編四)  
 『宮崎県史 第五卷 佐土原藩島津家日記(一)』  
 『肥後国史料叢書 第三卷 南藤蔓綿録』  
 永浜家文書「高原所系図巻冊」(宮崎県史・史料編 近世五)  
 渡辺伸夫「鹿兒島県入来神舞資料」(演劇研究「第一四号、平成三」)。なお、本資料の筆者は押領司兼次で祁答院町蘭牟田に鎮座する日吉山王大権現(日枝神社)の社司であった。  
 本資料は本来蘭牟田神舞のものとも考えられる。  
 『神道体系 神社編四五 肥前・肥後・日向・薩摩・大隅国』  
 『宮崎県史 史料編 近世五』  
 『宮崎県史 史料編 近世五』  
 永浜家文書「高原所系図巻冊」(宮崎県史 史料編 近世五)  
 なお、近藤喜博編『白川家門人帳』(清文堂出版、昭和四七)には、狭野権現の社人達の白川家入門の記録が見えている。入門年月日・入門の種類・許状の種類・内容・礼金などが記載されている。参考として次に掲げておく。

日向 國 貳 番

慶應三年八月廿三日

初入門 神拝式 奉幣式

解除式 清祓式

神饌式 許状 冠布齋服

御禮千疋

外二貳百疋役方 貳朱取次

諸縣郡高原

霧嶋山、狭野之神社神主

岩 元 石 見

藤原 正雄

外二五拾疋ヾ四ツ、役方

外二貳百疋役方

同日

同日

神拝式 風折淨衣

御礼五百疋

外二百疋役方

壹朱取次中

同社々司

日 高 右 近

藤原 貞瀧

同日

同日

同上

御礼同上

同社々司

岩 元 兵 庫

藤原 正方

右三人、松平修理大夫殿京留主居、内田仲之助より添翰持参

同月廿七日

同日

神拝式斗 御礼金同上

同社々司

日高出雲 藤原貞次

出願 申次 岩元石見

参殿 日高右近

右今日歸國出立之處、出雲義所勞

二而、上京無之候へ共、御相傳之義私共より願出候由、尤歸國之上、

役場江願出候而、許状可申出由也

(19)

吉川周平「南九州の神楽に見られる外国の影響―外来と在来の二種の動きの様式―」  
 『演劇学』第二五号、昭和五九。吉川氏は、祓川神楽の「十二人劔」のように複数の素面の舞手が、躍動的なスキップで陣形を変えてしまう舞を、仮に「カンスイ型の舞」と名付け、この様式の舞が南九州の周辺や日本全土に見られない事から、霧島山麓の祓川に、外国(朝鮮)の芸能の新しい様式がもたらされて、「カンスイ型の舞」の様式が作られたのではないかと推測している。

祓川神舞の芸能に関する先駆的な研究であり、右の仮説は重要な問題を提示している。氏自身が認めるように検証は不十分である。吉川氏が指摘する「今後の学際的な南九州の総合研究と、周辺の国々の芸能の現地調査」が課題であり、今後の研究の成果に期待したい。

## 附論 神樂と神舞について

南九州において神樂と神舞は、広義には同じもののように考えられているが、文献史料の上では、明確に区別されている。例えば次に示す史料は、「庄内地理志」所引の宮崎県都城市の兼喜神社文書である<sup>(1)</sup>。

### 定 若宮八幡

#### 御拝進物納所之事

- 一、御馬 一 太刀等
  - 一、着物類 一 御寄進物之入
  - 一、御寄進物之青銅 五十四之内於投銭は鑰主納  
五十四於為以上は可為度別者也
- 度別請取可被申状如件

#### 別当坊勝藏院

#### 鑰主 圓寿坊

- 一、神舞・神樂等之料物、雖為馬・太刀・等、正祝子請取可申者也

文祿四<sup>乙未</sup>五月吉日 時久判

三久判

若宮御笠懸は 忠虎様御代<sup>ニ</sup>而候年々被遊候中<sup>ニ</sup>御弓箭<sup>ニ</sup>付御立願茂有之候

祁答院之御鎮座内申領本復并忠真一乱御勝利之御祈禱としテ御神舞御神樂勝軍之法時々為被仰付候由社司伊賀事宮之城より東霧島御陣<sup>江</sup>罷立往来十七度<sup>ニ</sup>及候よし古き證文瀬尾家へ格護いたし候

「神舞・神樂」「御神舞御神樂」とあるように同じ文中において区別されている事がわかる。旧薩摩藩内では、神樂(狭義)は、奏樂と神歌と内侍舞(巫女舞)とからなる曲目としてのそれである。神舞文書の番付(次第)などでは、単に「神樂」「御神樂」と記されるが、神社文書『神社誌』や『止上神社明細書』などでは、「御神樂内侍舞」「内侍舞御神樂」と記される事が多い。御神樂は内侍舞を伴っているもので最も重要な神事舞と言つてよい。

明和四年(一七六七)の「鹿籠銘数記」<sup>(2)</sup>に、

惣而諸神社祭礼之節者、別当社僧誦<sup>ニ</sup>誦經本<sup>ヲ</sup>、太夫<sup>者</sup>捧祝答<sup>・</sup>幣帛<sup>ヲ</sup>、祝部<sup>者</sup>鳴<sup>ニ</sup>調拍子<sup>ヲ</sup>、吹<sup>レ</sup>笛、叩<sup>ニ</sup>太鼓<sup>ニ</sup>、内侍<sup>者</sup>着<sup>レ</sup>襪、振<sup>レ</sup>鑾、奏<sup>レ</sup>神樂<sup>ヲ</sup>、

とあるように神樂は内侍舞の事を指す。この神樂(内侍舞)に続いて、一番舞・神師など数番の舞式を伴う場合がある。これら一連の舞をカクメ(神舞い)とする見方もできるが、おそらくそうではあるまい。『神社誌』に「内侍舞御神樂有外ハ神樂無之」や「内侍舞並一番舞ヨリ七番神樂有之」と記されているように、神舞ではなく、一連の舞も神樂なのである。曲目としての神樂ではなく、普通名詞としての神樂舞を意味している。したがって、神樂に対立する神舞の概念にはなっていない。神樂(内侍舞)やその他の神樂舞は、原則として舞殿で行われた。

舞殿で行われる神樂に対して、原則として庭上で行われる神樂があった。それが神舞であつたと思う。この神舞は、狭義の「神樂」や神樂舞も含むもので、ある目的のために大宝の注連の願があり、その祈禱のため、もしくは願成就の場合に願果しとして行われる大がかりな神樂(大神樂)の事である。大宝の注連を立てたり、祭場の規模や荘厳など全てに渡り盛大になる関係で、狭い舞殿ではなく庭上を祭場としたと考えられる。神樂と神舞を区別するのは、その執行形態によるものである。神樂も神舞も臨時の立願によるものと例年恒例のものとの二通りある事も共通している。神樂と神舞は本質的な相違点があるわけではなく、その執行(奉納)形態の違いが両者を分別させたのだと思う。ここには神樂と神舞について小見を示したに過ぎないが、さらに厳密化する必要があるだろう。

註(1) 『都城市史 史料編 近世I』

(2) 『枕崎市史』



高原町文化財調査報告書 第七集

高原町祓川・狭野の神舞（神事）―本文編―

平成十二年三月

編集・発行

宮崎県高原町教育委員会

T 88914492

宮崎県西諸郡高原町大字西麓八九九

TEL ○九八四―四二―二二二一

印刷

(株)長崎印刷

西諸郡高原町大字後川内一八一二